

平成17年第1回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成17年3月 9日 水曜日)		
議事日程	1	
本日の会議に付した事件	3	
出席議員	3	
欠席議員	3	
事務局職員出席者	3	
出席要求による出席者	4	
開 会 (午前10時00分)		
○日程第1 会議録署名議員の指名	5	
○日程第2 会期の決定	5	
(諸般の報告)		
(行政方針の表明)		
○日程第3 議案第1号から議案第57号まで	15	
(提案理由の説明)		
市 長	15	十
散 会 (午後 1時10分)		
請願文書表	23	
陳情文書表	24	
----- . . . -----		
第 2 日 (平成17年3月10日 木曜日)	休会	
----- . . . -----		
第 3 日 (平成17年3月11日 金曜日)	休会	
----- . . . -----		
第 4 日 (平成17年3月12日 土曜日)	休会	
----- . . . -----		
第 5 日 (平成17年3月13日 日曜日)	休会	
----- . . . -----		
第 6 日 (平成17年3月14日 月曜日)		
議事日程	25	
本日の会議に付した事件	25	
出席議員	25	
欠席議員	25	
事務局職員出席者	25	

出席要求による出席者…………… 2 5

開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)

○日程第 1 一般質問…………… 2 7

1 中平富宏議員…………… 2 7

市 長…………… 2 9

中平富宏議員…………… 3 2

市 長…………… 3 3

中平富宏議員…………… 3 4

市 長…………… 3 5

中平富宏議員…………… 3 6

2 寺田公一議員…………… 3 6

市 長…………… 3 7

教育長…………… 3 9

教育委員長…………… 4 0

寺田公一議員…………… 4 1

市 長…………… 4 3

教育長…………… 4 4

寺田公一議員…………… 4 5

3 浅木 敏議員…………… 4 5

市 長…………… 4 8

浅木 敏議員…………… 5 1

市 長…………… 5 3

浅木 敏議員…………… 5 4

延 会 (午後 2 時 0 0 分)

+

+



第 7 日 (平成 1 7 年 3 月 1 5 日 火曜日)

議事日程…………… 5 5

本日の会議に付した事件…………… 5 5

出席議員…………… 5 5

欠席議員…………… 5 5

事務局職員出席者…………… 5 5

出席要求による出席者…………… 5 5

開 議 (午前 1 0 時 0 1 分)

○日程第 1 一般質問…………… 5 7

1 岡村佳忠議員…………… 5 7

市 長…………… 5 9

教育長…………… 6 1

岡村佳忠議員	6 2
市 長	6 4
教育長	6 4
岡村佳忠議員	6 5
教育長	6 6
生涯学習課長兼宿毛文教センター所長	6 7
岡村佳忠議員	6 7
2 菊地 徹議員	6 8
市 長	6 9
教育長	7 1
菊地 徹議員	7 2
市 長	7 4
教育長	7 4
菊地 徹議員	7 4
3 沖本年男議員	7 5
市 長	7 9
教育長	8 4
沖本年男議員	8 5
市 長	8 9
4 菱田征夫議員	9 0
市 長	9 4
菱田征夫議員	9 5

散 会 (午後 3時43分)



第 8 日 (平成 17 年 3 月 16 日 水曜日)

議事日程	9 7
本日の会議に付した事件	9 7
出席議員	9 7
欠席議員	9 7
事務局職員出席者	9 7
出席要求による出席者	9 7
開 議 (午前 10時02分)	
○日程第1 議案第1号から議案第57号まで	9 9
質疑	9 9
1 寺田公一議員	9 9
企画広報課長	1 0 0
総務課長	1 0 1

十

福祉事務所長	102
保健介護課長	102
農林課長	103
水産課長補佐	104
商工観光課長	104
土木課長	107
寺田公一議員	108
市長	108
総務課長	109
商工観光課長	109
寺田公一議員	109
商工観光課長	110
2 有田都子議員	110
総務課長	111
福祉事務所長	111
人権推進課長	112
商工観光課長	113
都市建設課長	113
教育次長兼学校教育課長	113
有田都子議員	114
都市建設課長	114
有田都子議員	115
委員会付託省略（議案第1号から議案第26号まで）	115
委員会付託（議案第27号から議案第57号まで）	115
散 会（午前11時52分）	
陳情文書表	116
議案付託表	117

第 9 日（平成17年3月17日 木曜日） 休会

第10日（平成17年3月18日 金曜日） 休会

第11日（平成17年3月19日 土曜日） 休会

第12日（平成17年3月20日 日曜日） 休会

第13日（平成17年3月21日 月曜日） 休会

----- . . . -----
第14日（平成17年3月22日 火曜日） 休会

----- . . . -----
第15日（平成17年3月23日 水曜日） 休会

----- . . . -----
第16日（平成17年3月24日 木曜日）

議事日程	119
本日の会議に付した事件	119
出席議員	120
欠席議員	120
事務局職員出席者	120
出席要求による出席者	120
開 議（午前10時00分）	
○日程第1 議案第1号から議案第57号まで	122
（議案第1号から議案第26号）	
討論・表決	122
（議案第27号から議案第57号まで）	
委員長報告	
総務常任委員長	122
教育民生常任委員長	124
産業建設常任委員長	125
質疑・討論・表決	126
○日程第2 請願第2号及び陳情第13号外6件	
（請願第2号）	
委員長報告	
産業建設常任委員長	126
質疑・討論・表決	126
（陳情第13号外6件）	
委員長報告	
総務常任委員長	127
教育民生常任委員長	127
産業建設常任委員長	128
質疑	128
（陳情第20号及び陳情第28号並びに陳情第32号）	
討論・表決	128
（陳情第13号）	
討論・表決	128

十

(陳情第 2 2 号)	
討論	
浅木 敏君 (反対)	1 2 9
寺田公一君 (賛成)	1 3 0
表決.....	1 3 0
(陳情第 3 0 号)	1 3 0
討論・表決.....	1 3 0
(陳情第 3 1 号)	
討論・表決.....	1 3 1
○日程第 3 委員会調査について.....	1 3 1
継続調査.....	1 3 1
○日程第 4 意見書案第 1 号から意見書案第 3 号まで.....	1 3 1
質疑.....	1 3 1
委員会付託省略.....	1 3 1
(意見書案第 2 号及び意見書案第 3 号)	
討論・表決.....	1 3 1
(意見書案第 1 号)	
討論・表決.....	1 3 1
○日程追加 議案第 5 9 号から議案第 6 7 号まで.....	1 3 2
(提案理由の説明)	
市 長.....	1 3 2
質疑.....	1 3 3
委員会付託省略.....	1 3 3
(議案第 5 9 号から議案第 6 2 号まで)	
討論・表決.....	1 3 3
(議案第 6 3 号から議案第 6 7 号まで)	
討論・表決.....	1 3 3
(閉会あいさつ)	
市 長.....	1 3 3
閉 会 (午後 2 時 3 3 分)	
委員会審査報告書.....	1 3 6
請願審査報告書.....	1 4 0
陳情審査報告書.....	1 4 1
閉会中の継続調査申出書.....	1 4 4
意見書案第 1 号.....	1 4 8
意見書案第 2 号.....	1 4 9
意見書案第 3 号.....	1 5 0

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告書.....	付－ 1
議決結果一覧表.....	付－ 3
議 案.....	付－ 3
請 願.....	付－ 7
陳 情.....	付－ 8

+

平成17年
第1回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成17年3月9日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

○ 行政方針の表明

第3 議案第1号から議案第57号まで

議案第1号 平成16年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第2号 平成16年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第3号 平成16年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第4号 平成16年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第5号 平成16年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第6号 平成16年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第7号 平成16年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について

議案第8号 平成16年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第9号 平成16年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成16年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成16年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について

議案第12号 平成16年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成16年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第14号 平成17年度宿毛市一般会計予算について

議案第15号 平成17年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算について

議案第16号 平成17年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第17号 平成17年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について

議案第18号 平成17年度宿毛市定期船事業特別会計予算について

議案第19号 平成17年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について

議案第20号 平成17年度宿毛市老人保健特別会計予算について

議案第21号 平成17年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について

議案第22号 平成17年度宿毛市下水道事業特別会計予算について

議案第23号 平成17年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について

議案第24号 平成17年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について

議案第25号 平成17年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について

十

- 議案第 26 号 平成 17 年度宿毛市水道事業会計予算について
- 議案第 27 号 宿毛市金婚夫婦表彰条例の一部を改正する条例について
- 議案第 28 号 宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 29 号 宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 30 号 宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 31 号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 32 号 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 33 号 宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 34 号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 35 号 宿毛市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 宿毛市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 45 号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約について
- 議案第 46 号 高知縣市町村総合事務組合から仁淀地区国民健康保険病院組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第 47 号 幡多広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び幡多広域市町村圏事務組合同約の一部を改正する規約について
- 議案第 48 号 幡多広域市町村圏事務組合から中村市及び西土佐村が脱退するこ

とに伴う財産処分について

議案第49号 高知西部環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知西部環境施設組合同約の一部を改正する規約について

議案第50号 高知西部環境施設組合から中村市及び西土佐村が脱退することに伴う財産処分について

議案第51号 こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について

議案第52号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第53号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第54号 栄喜漁港区域内の公有水面埋立てについて

議案第55号 あらたに生じた土地の確認について

議案第56号 あらたに生じた土地の字の区域の画定について

議案第57号 あらたに生じた土地の字の区域の画定について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第57号まで

日程追加 議案第58号

議案第58号 宿毛市・大月町合併協議会規約の一部を改正する規約について

十

3 出席議員（17名）

1番 浅木 敏 君	2番 中平 富宏 君
3番 有田 都子 君	4番 浦尻 和伸 君
5番 菊地 徹 君	6番 寺田 公一 君
8番 宮本 有二 君	9番 濱田 陸紀 君
10番 沖本 年男 君	11番 西郷 典生 君
12番 岡村 佳忠 君	13番 佐田 忠孝 君
14番 田中 徳武 君	15番 山本 幸雄 君
16番 中川 貢 君	17番 西村 六男 君
18番 岡崎 求 君	

4 欠席議員（1名）

7番 菱田 征夫 君

5 事務局職員出席者

事務局 長 福田 延治 君

次 兼庶務係長	小野正二君
議事係長	岩本昌彦君
調査係長	嵐健君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
収入役	中上晋助君
企画広報課長	小松宣男君
総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長補佐	松岡博之君
水産課長補佐	高木定一君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	大塚勉君
水道課長兼 下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

-----・-----・-----

午前10時00分 開会

○議長（西郷典生君） これより平成17年第1回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において山本幸雄君及び中川 貢君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（岡崎 求君） おはようございます。議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る3月7日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査した結果、本日から3月24日までの16日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（西郷典生君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月24日までの16日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

菱田征夫君から、会議規則第2条の規定による欠席の届出がありました。

閉会中の議員派遣について、報告いたします。

2月2日、四国防災トップセミナーが高知市

で、2月11日、津島町政50周年記念式典が津島町で、2月16日、広域行政圏市議会協議会が東京都で、それぞれ開催され、副議長が出席のため、派遣されました。

本日までに請願1件、陳情3件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「請願文書表」及び「陳情文書表」のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を3月10日正午と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました「事務報告書」のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

続いて、市長の「行政方針の表明」を行います。

市長。

○市長（中西清二君） 本日は、平成17年第1回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては何かとご多忙中にもかかわらずご参集いただきましてまことにありがとうございます。

新年度の行政方針を申し上げる前に、去る2日に発生いたしました土佐くろしお鉄道の列車事故につきまして、市民の皆様を初め、多くの皆様にご心配とご迷惑をおかけいたしましたことに対し、心からおわびを申し上げます。

列車をご利用いただく皆様を、迅速かつ安全に輸送することが、公共交通機関としての使命であるにもかかわらず、平成10年に続き、再びこのような重大事故を起こしましたことは、まことに遺憾であり、事故により亡くなられた運転手のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、負傷されました方々に対しまして、改

めておわびとお見舞いを申し上げます。

事故後、中村駅までの代替バス運行で市民の皆様を初め、周辺町村の皆様には、多大のご不便をおかけしていることから、例えば東宿毛駅を始発着とする等、臨機の措置をとっていただき、宿毛線が一日も早く運行再開できるよう、関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

今後は、市民の皆様のご信頼を回復することができるよう、改めて安全運転の徹底を図り、二度とこのような事故が起こることのないよう、土佐くろしお鉄道の職員の意識改革はもとより、事故発生防止策について、厳しく指導してまいりたいと考えております。

それでは、新年度予算案並びに各議案の審議をお願い申し上げますに当たりまして、市政運営に対する基本方針並びに主要施策について、所信の一端を申し上げ、市民並びに議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私、市長就任以来1年余りが経過いたしました。

この1年を振り返ってみますと、就任早々の昨年1月には、宿毛観光汽船株式会社の倒産という予想だにできなかったショックなできごととに遭遇いたしました。また、当初予算の編成作業も初めてということに加えまして、財政状況が極めて厳しいということも重なり、その困難さも体験いたしました。

さらに、6月の台風4号を皮切りに、10月の23号まで、台風の来襲による災害対策本部の設置が7回に及びました。

加えて、国・地方財政の三位一体改革への対応、大月町及び三原村との合併協議や住民説明会など、さまざまな課題への対応に終始した1年であったと考えております。

このような中で、フェリー航路の再開や合併問題を初めとした諸課題に対しまして、議員の

皆様のご理解、ご協力をいただきながら、ともにその解決に向けて取り組むことができたと考えております。

一方、外に目を向けてみますと、新潟県中越地震の発生や、数多くの台風の来襲等、全国的にも自然災害が多く発生した1年でありました。また、世界的にも、インドネシアのスマトラ島沖地震に伴う津波によって、約30万人に及ぶ人々の生命が奪われるなど、大変大きな災害が発生しました。

新潟県中越地震では、死者40人、重軽傷者4,595人という平成7年に発生した阪神・淡路大震災以来の大きな災害となりました。

国や全国各地の自治体、民間団体、ボランティア等の支援により、少しずつ復旧に向けての取り組みがなされておりますが、不幸にして犠牲となられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、豪雪が続く厳しい状況の中、いまだに仮設住宅等での生活を余儀なくされている方々に対しまして、宿毛市民を代表して、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い完全復旧を念願するものであります。

本市におきましても、たび重なる台風の来襲により、家屋の浸水や損壊等の被害を受けました。幸い、人命にかかわるような被害はありませんでしたが、改めて自然災害の恐ろしさを認識するとともに、地震災害を含めて、平素からの備えがいかに重要であるかを再認識いたしました。

このため、本市では、市民の皆様にも防災対策の必要性について、十分に認識していただくために、南海地震等の大地震発生時に、市民一人ひとりが安全で確実に避難できるよう、津波被害が想定される地域において、自主防災組織の設立に向けた取り組みを行うとともに、避難道の整備や、避難場所の指定等、必要な整備に努めております。

今後も、非常に厳しい財政状況ではありますが、市民の生命、財産を守るための防災対策につきましても、可能な限りの予算措置をし、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

昨年1月26日には、宿毛観光汽船株式会社の突然の破産によって、宿毛佐伯フェリー航路が途絶し、本市の産業経済に大きな影響が懸念されましたが、本市の市民の皆様を初め、議員各位、国、県、並びに関係市町村等のご支援、ご協力をいただき、新たに株式会社宿毛フェリーによって12月15日に運航が再開されました。

今後は、市民の利便性の向上はもとより、高知県西南地域の振興に重要な役割を担うフェリー航路の発展のために、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

それでは、市政運営の基本方針について申し上げます。

市町村合併について申し上げます。

合併特例法の申請期限もあと1カ月足らずとなり、全国各地で盛んに合併が進められております。本市におきましては、昨年8月に行われました大月町と三原村の住民投票の結果、三原村が反対多数となったため、合併協議会は平成16年9月30日をもって解散し、3市町村の合併は白紙になりました。

しかしながら、本市においては、合併は必要であるとの認識に立ち、住民投票で賛成多数であった大月町との合併に向けて、取り組んでまいりました。

合併協議会解散後は、幡多広域合併を目指していた大月町ですが、本市との合併特例法の期限までの合併を望む3,504名の署名が町長に提出されたことにより、去る2月7日、町は住民アンケートを実施いたしました。その結果として、2市町による合併を推進していくことになりました。

既に、2市町による合併協議会を設置し、精力的に協議を行っておりますが、合併特例法の期限であります今月末までには、知事に対し合併申請ができよう全力で取り組んでまいりますので、市民並びに議員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、行政改革について申し上げます。

平成16年度を初年度とする国・地方財政の三位一体改革の実施に伴い、地方自治体を取り巻く環境は一段と厳しい状況になっており、行政の効率化に向けた取り組みがさらに強く求められております。

本市におきましては、宿毛市行政改革大綱に基づき、各種補助金や組織・機構の見直しを初め、業務の民間委託や職員給与の見直し等、積極的に推進してまいりました。しかしながら、行政改革大綱策定時をはるかに上回る速さで財政状況が悪化するなど、市政を取り巻く環境は大きく変化しております。このため、平成18年度を最終年度とする現行の行政改革大綱を本年度から見直してまいりたいと考えております。また、見直しに当たっては、民間委託の分野ではできる限り目標年度を設定するなど、より具体的な大綱の策定に努めてまいりたいと考えております。

このように大変厳しい状況の中、国におきましては、平成15年6月、地方自治法の一部を改正し、公の施設の管理運営について、民間の能力やノウハウを幅広く活用することにより、住民サービスの向上や経費の節減等を推進するため指定管理者制度を発足させました。この制度は、それまで設置者が出資する法人や公共団体等以外には委託できなかった公の施設の管理運営について、民間企業を含む法人や法人格を持たない任意の団体に対しても委託できるという新しい道を開いたものでございます。

このため、本市におきましても、現在公社等

に管理運営を委託している国民宿舎「椰子」や、蛸湖ゴルフパーク、すくもサニーサイドパークなどの施設について、本年度中に必要な条例改正を行うとともに、指定管理者の選定を行い、議会議決を経て、平成18年度から新たな制度に基づく管理運営を行ってまいりたいと考えております。

また、現在、市が直接管理している施設につきましても、行政サービスの向上と効率化が図られる施設につきましては、積極的に指定管理者制度への移行を検討してまいりたいと考えております。

防災対策について、申し上げます。

今世紀前半に高い確率で発生すると言われております南海地震につきましては、本市についても、大きな被害が予測されます。このため、これまで津波避難道の整備や、木造住宅耐震診断などの事業を実施するとともに、地震などの大災害発生時の対策等に最も重要な役割を果たすと言われております自主防災組織の設立に向けた地区説明会を開催してまいりました。その結果、片島や港南台地区など、沿岸部の地域を中心に組織化が進んでいるところでございます。

本年度は、新たに自主防災組織が災害時に避難活動等を円滑に行うための資機材等の整備に対して助成を行うとともに、自主防災組織が立ち上がっていない地域においては、一日も早い立ち上げができるよう積極的に取り組んでまいります。

また、日常の火災や救急患者発生時のみならず、地震などの大災害時においても第一線で活動する消防士を1名増員するとともに、地震による火災に対しても、的確に対応できるよう、新たにこれまでの施設に比べて2倍の容量を持つ耐震防火水槽を3基設置することとしております。

さらに、昨年度に引き続き、津波避難道の整

備や木造住宅耐震診断事業を実施するとともに、耐震診断の結果、改修が必要とされた家屋については、県とともに改修費の一部を補助し、地震による家屋の倒壊等の防止に努めてまいります。

交通運輸体系の整備について申し上げます。

土佐くろしお鉄道につきましても、高速自動車道の延伸などにより利用客離れが進み、経営環境は非常に厳しい現状にあります。このため、土佐くろしお鉄道株式会社では、経営改善に取り組んでおりますが、より一層の利用促進を図ることはもとより、民間経営感覚の徹底を図るなど運営体制を含め経営の抜本的な改革を進める必要があります。

一方、地域の公共交通を長期的に維持していくためには、「乗って残そう」の精神を基本として、地域の人々に積極的に鉄道を利用していただくことが重要であります。このため、県並びに沿線市町村と一体となって利用客の増加に向けた取り組みを行ってまいります。来年度以降もこれまで以上に厳しい状況が見込まれることから、県並びに沿線市町村により本年度から5年間で基金の再造成を行い、支援してまいります。

宿毛佐伯航路につきましては、新たに株式会社宿毛フェリーによりまして、昨年の12月15日から再開することができました。利用客の多い年末年始を含みますが、当初の予測を上回る利用があり、順調な船出ができたのではないかと考えております。

本航路は、他との競合など、経営的には厳しい航路であります。当地域と九州を結ぶ海の国道として重要な航路でありますので、今後も利用促進を初め航路の維持、存続に対する支援を引き続き行ってまいります。

宿毛湾港の整備につきましては、予算が凍結されておりました池島第一防波堤工事について、

フェリー航路再開が条件ということであったため、一日も早い再開に向けて国、県に対し強力に働きかけを行いました結果、航路再開に先立つ航路免許申請日をもって凍結を解除いただき、工事が再開されました。今後は、防波堤工事の早期完成と宿毛湾港の基盤整備につきまして、引き続き関係機関に強く要請してまいります。

港の利活用につきましては、国、県などの関係機関と連携を図りながら、今後ともポートセールや企業誘致に積極的に取り組んでまいります。また、旧片島港の賑わいを取り戻すべく、再開発の調査を行う予定としております。

中村宿毛道路につきましては、中村側の中村・間インター間は、平成19年度完成に向けて順調に工事が進んでおります。平田・宿毛インター間につきましては、本年度も引き続き用地買収を進めることとなっておりますので、地権者や地域関係者のご理解をいただけるよう、積極的に支援してまいります。

今後、中村・宿毛間全長2・2キロメートルの平成21年度完成に向け、さらなる努力をしてまいります。

予算編成について申し上げます。

平成17年度の国の一般会計予算は、対前年度比0・1パーセント増、総額82兆1,829億円となっております。国、地方財政の三位一体改革により、地方交付税及び国庫補助負担金とともに、国債発行額も4年ぶりに減額となっておりますが、歳入に占める割合は4・8パーセントと、依然として国債への依存が高い状況にあります。

このような中、地方財政計画の内容につきましては、昨年度より約9,000億円の減額となっております。

また、地方自治体の財源調整の役割を担う地方交付税につきましては、臨時財政対策債も含めて、昨年度とほぼ同額の16兆9,000億

円となっております。しかしながら、昨年度の三位一体の改革による減少額の影響が大きく、地方財政を取り巻く状況が改善することにはなっておりません。

本市におきましても、今後、大変厳しい財政状況が見込まれますので、昨年9月に財政健全化計画策定委員会を立ち上げ、長期的な視野に立った財政の健全化に向けて協議を行ってまいりました。その中で、現在の行政サービスを平成21年度まで維持していった場合の財政見通しをシミュレーションしたところ、5年間における交付税等の歳入の減少額や69人に及ぶ定年退職者、さらにはこれまで推進してきた公共下水道等の大型公共事業にかかわる多額の起債償還が始まるなど、大変厳しい財政状況が想定されます。

このような状況を踏まえ、本年度は職員手当や旅費の見直し、職員給与の適正化や職員の削減等、今まで当たり前のように行ってきた事務事業や体制を徹底的に見直すとともに、優先度の高い事業への重点的な予算の配分に心がけて予算編成をしてまいりました。

具体的には、歳出一般財源の物件費等を対前年度比20パーセント削減を目標として作業を進めてまいりました。そうした中、大変厳しい状況を踏まえ、議会みずからも行政視察を取りやめるなど、経費の節減に取り組んでいただきました。

また、市長、助役、収入役及び教育長の給料につきましても、5パーセントから6パーセントを減額するとともに、職員につきましても、管理職手当の20パーセントを削減、特殊勤務手当の一部廃止、旅費の見直しなどを行ってまいりました。

その結果、歳出一般財源額は、昨年度よりも1億8,043万8,000円の減少となっておりますが、それでもなお、2億8,000万

円程度の財源不足が生じることとなりました。財政調整基金からの繰り入れによって対応いたしました。

一般会計の予算総額は103億2,318万5,000円で、対前年度比・5パーセント、10億7,823万円の減額となっております。

財政シミュレーションの予測を見ましても、今後ますます厳しい財政状況が見込まれますので、引き続き、財政健全化計画策定委員会での協議を重ねてまいります。

農林業について申し上げます。

近年、略称でBSEと呼ばれております牛海綿状脳症や、鳥インフルエンザ、残留農薬問題等、農産物に対する食の安全が叫ばれております。

また、輸入農産物の増大等により食料自給率が40パーセントで推移する中、消費者からは安全・安心な農産物を求める声が年々強まっております。

本市におきましては、昨年度から地産地消促進事業を導入し、地場産品の地元消費を拡大するとともに、安全で生産者の顔の見える農産物の販売促進に向けて取り組んでおります。

本年度は、新たな取り組みとして、水稻などの減農薬栽培や地域の特産品を開発することを目的に、マンゴーやパイナップル等の栽培について調査、研究する市内の団体に対して、支援を行い、産地化に向けて取り組んでおります。

さらに、本年度から5カ年事業で中山間地域等直接支払制度を導入し、一定の要件を満たし、適切な農業生産活動を実施するものに対して、交付金を交付することによって、農地の荒廃を防止し、水源涵養などの多面的機能の確保に努めてまいります。

稲作を中心とする水田農業につきましては、昨年発足しました宿毛市地域水田農業推進協議会において、地域における需要に応じた米生産

の推進、及び「産地づくり交付金」等を有効に活用し、作物の産地づくりの推進に取り組んでまいります。

また、レンタルハウス整備事業を活用し、施設園芸農業の振興も図ってまいります。

担い手の育成につきましては、効率的かつ安定的な農業経営の育成、確保に努め、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、農用地を安心して貸し借りできる利用権設定等促進事業により、認定農業者等への農地の利用集積を促進し、宿毛市農業の活性化を図ってまいります。

畜産業につきましては、幡多地区畜産振興協議会が開催しております「幡多地区総合畜産共進会」への支援、BSEに備えた検査体制への支援等を図ってまいります。

林業につきましては、宿毛市森林整備計画に基づき、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の森林が有する多面的機能の持続的発揮と地域林業の活性化を図るため、高知県緊急間伐総合支援事業等を活用し、間伐等の森林整備を推進してまいります。

宿毛市有林につきましては、保安林改良事業における本数調整伐にて整備してまいります。

水産業について申し上げます。

資源の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化や後継者不足等、水産業を取り巻く環境も大変厳しい状況が続いております。

この対応につきましては、組織力、経営基盤の強化が急務との認識から漁協合併に積極的に取り組む中、すくも湾漁協が誕生いたしました。

すくも湾漁協におきましては、昨年度、田ノ浦地区に、高知県では初めての「高度衛生管理型市場」の建設に着手し、本年10月開設を目指して取り組んでおります。

市場開設後は、「安全で安心できる」水産物の提供が大きく前進し、魚価の向上や漁家経営

の安定につながるものと期待しております。市といたしましても、これらの取り組みや販売事業の推進などに対し、積極的に支援をしております。

漁船漁業の振興につきましては、「ヒラメ」や「イサキ」等の放流事業を実施し、漁家経営の安定化に努めてまいります。

養殖漁業の振興につきましては、経営の安定化を図るため、漁業共済制度の普及促進に努め、掛金に対して補助金を交付してまいります。

漁港漁村整備につきましては、田ノ浦漁港及び沖の島漁港を計画的に推進し、漁港機能の充実を図ってまいります。

また、快適な漁村づくりに向け、沖の島地区の集落環境整備を引き続き推進してまいります。商工業について申し上げます。

長引く経済不況の中、本市の商工業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。特に、中心市街地におきましては、商店街の空洞化が深刻化しております。

このため、本年度も商工業者への運営資金貸付制度としての預託融資を継続実施するとともに、関係機関、関係団体とのさらなる連携強化を図り、空き店舗対策を初め、魅力ある商店街の再構築に向けた取り組みを推進してまいります。

観光について申し上げます。

全国に誇り得るすばらしい景観美を有する「沖の島」を広く県内外にアピールするため、地区並びに関係団体との連携強化を図り、各種イベントの開催や遊休施設の利活用を含め、観光客誘致に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

また、官民挙げての協働体制の構築を図る中、「ダルマタ日」や「はし拳」等、既存観光資源のさらなる利活用や特産品開発を初め、既存体育施設での各種大会の開催や、スポーツ合宿誘

致に向けた取り組みを推進し、県内外からの入り込み客増加に向け、積極的な対策を講じてまいりますと考えております。

教育について申し上げます。

平成9年度からスタートした「土佐の教育改革」は、教員の資質や指導力の向上、基礎学力の定着と学力の向上、学校、家庭、地域の連携による教育力の向上を目指して取り組んでまいりました。

これまでの取り組みにより、子どもや保護者、地域の方々の声を学校教育に生かし、地域ぐるみで子どもを育ていく体制が整備されるなど、改革の成果も見られます。

しかしながら、子どもたちを取り巻く社会の環境は、構造的な経済不況、大人社会のモラルや家庭・地域の教育力の低下など極めて憂慮すべき状況であります。

こうした状況を踏まえて、「治療」から「予防」、「量」から「質」への発想の転換や、市民との協働を積極的に進めながら、21世紀を心豊かに生き抜いていける子どもを育てる教育の確立を目指してまいりました。今後も、「子どもたちが主人公」を合言葉とした第2期土佐の教育改革を取り組みの基本として、学校、家庭、地域の連携を一層強化し、学習指導要領のねらいである生きる力を培い、確かな学力と豊かな心を身につけたたくましい子どもの育成に取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、生涯学習の拠点施設であります文教センターや総合運動公園等の各種施設を核として、より多くの皆様に活用を提供し、学習機会や体力向上等に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、地域住民の自主的な運営による「いつでも」「だれでも」手軽にスポーツが楽しめる「総合型地域スポーツクラブ」の設立を目指した取り組みの促進に

努めてまいります。

また、陸上競技場に設置する写真判定機やその他の運動施設の有効活用により、公認大会等の誘致に努めるなど、各種団体と連携を図り、交流人口の拡大と地域活性化に向け取り組んでまいります。

人権について申し上げます。

「世界人権宣言」から57年目を迎え、既に半世紀以上も経過しておりますが、私たちの社会には同和問題を初め女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者等、いまだにさまざまな人権問題が存在しております。

本市におきましても、このような人権問題の解決を図るため、講演会の開催などさまざまな取り組みを行いながら、人権意識の向上に努めているところであります。

また、昨年度は、「すくも男女共同参画プラン」に基づき、女性を対象にした講座を開設し、「男女共同参画社会」について理解を深めていただくとともに、女性が社会的に力をつけていただくことができるよう、講演会等を開催してまいりました。

今後も、真に人権が尊重される社会を目指して、各種事業を推進するとともに、本年度は、人権施策に関する総合計画の策定に取り組んでまいります。

地域情報化について申し上げます。

近年の情報化ニーズの高まりやインターネットの急速な普及、さらには国の進めるIT戦略等を背景に産業・経済界はもとより、行政、教育、文化、個々の市民生活の中など、あらゆる分野で情報化が進展しております。

本市におきましても、平成14年度からケーブルによる情報通信基盤の整備を図るとともに、第3セクターのケーブルテレビ局が地域に密着した放送を行うなど、情報を幅広く伝達しております。今後は、地域間の情報通信格差是正と、

災害時の通信手段の確保を図るために、市内の携帯電話の利用可能な地域を拡大してまいりたいと考えております。

また、行政情報の速やかな提供や、住民が主体となった活動を支援するため、行政チャンネルやホームページの充実を図ります。

さらに、広報「すくも」の紙面をより一層充実させ、地域に密着した情報の提供を積極的に展開してまいります。そのための財源確保策として、有料広告の掲載を実施いたします。

福祉について申し上げます。

急速な少子・高齢社会が進展する中、すべての人々がそれぞれの地域で充実した生活が送れる地域社会を築いていくためには、一人ひとりの存在を尊重した連帯感ある地域づくりが重要であります。

しかしながら、地域における連帯感の希薄化や、家庭環境の変化等に伴う育児不安や児童虐待、青少年犯罪の低年齢化などの諸問題は、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進める上で、解決すべき重要な課題であります。

こうした子どもたちを取り巻く課題に対応するため、本年度、「宿毛市次世代育成支援行動計画」を策定し、向こう10年間の総合的、計画的な諸施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

昨年度より取り組んでおります地域福祉計画につきましても、引き続き、地域の皆様と協働で策定してまいります。

児童福祉につきましては、昨年12月児童福祉法が改正され、これまで児童相談については、児童相談所が対応することとされていましたが、本年4月1日より市町村の業務として明確に位置づけられました。

これは近年、児童虐待を中心に相談件数が急増しており、より身近な市町村が、まず対応す

ることが効率的であるとの観点から改正されたものであります。本市におきましても、児童虐待等の問題が増加している現状を踏まえ、総合的な対応をするための相談窓口を福祉事務所に設置し、保健・医療・学校を初めその他関係機関との連携を図りながら、子育て支援や虐待の未然防止・早期発見に努めてまいりたいと考えております。

保育所につきましては、年々園児が減少し、小規模保育所がふえている状況から、行政改革大綱の中でも適正規模、適正配置について指摘されておりますので、効率的かつ効果的な運営を図るため、統廃合について保護者や関係地域の皆様と協議を進めてまいりたいと考えております。

高齢者福祉につきましては、高齢者保健福祉計画に基づき、引き続き介護予防に重点を置き、生きがい対策事業等のサービスの充実を努めてまいります。

障害者福祉につきましては、現行制度の中で、障害者自身が必要とする福祉サービスの充実を図り、保健・医療分野等と連携し、障害者の自立支援に努めてまいります。

特別養護老人ホーム「千寿園」につきましては、本年2月1日から新施設での事業を開始いたしました。全室を個室とした設備を生かして家庭的な雰囲気づくりに努め、心のこもったサービスを提供できるよう取り組んでおります。また、本施設には地域交流センターを併設しておりまして、入所者と地域の皆様との交流を積極的に進め、魅力ある施設づくりに努めるとともに、災害時における緊急避難施設としても活用してまいりたいと考えております。

保健事業について申し上げます。

本市では、「『健康です』みんなが いえる町づくり」をスローガンに、市民の健康の維持増進と疾病予防を促進するため、予防接種の実施

や乳幼児健診等の母子保健事業、各種検診を初めとする成人・老人保健事業や食生活改善事業などの「一次予防」に重点を置き、その推進に積極的に努めております。

近年、生活環境の変化や高齢化により脳卒中や心臓病、がん等の生活習慣病の割合がふえ、それを予防していく必要性から、基本健診後に壮年期の肥満解消を目的とした適正体重・食習慣・運動習慣等につながる取り組みとして、新たに「スリムサポート教室」事業を実施いたします。

予防・検診につきましては、結核予防法の改正により、胸部検診の対象者が65歳以上の高齢者に限定されたため、40歳から64歳までは肺がん検診を実施することになりました。また、乳幼児期の重症結核等を予防する観点から、ツベルクリン反応検査が廃止され、生後6カ月未満を対象としたBCG直接接種へと移行されます。

子宮がん検診につきましても、対象年齢が30歳以上から20歳以上に拡大されました。

今後は、こうした法の改正等に対応した保健事業を推進するための体制の整備や、健康づくりに対する啓発を強化する中で、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、「高齢化社会に対応する社会保障制度」として創設されて以来、5年を経過しようとしております。

この間、高齢者みずからが真に必要なサービスを自由に選択し、利用者自身が自立した日常生活を営める環境と、社会全体で支える制度として定着するよう、積極的に推進してまいりました。

国におきましては、昨年度より保険料の設定や、新予防給付の創設など事業全体の見直しが行われております。本市におきましても、国の

動向や制度見直しの内容等を注視しながら、本市の地域性や独自性を生かし、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができる介護サービスを実現するため、新たに平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画の策定を行い、必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供できる体制と、利用者にとって利用しやすく、公平で効率的な社会支援システムを構築してまいります。

今後とも、保健・福祉・医療・介護の連携を一層強化し、すべての市民が健康で豊かに生活できる活力あるまちづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

生活環境について申し上げます。

異常気象が年々顕著なものとなり、地球温暖化の進行が大きな問題となっております。この問題解決のためには、行政のみならず、事業者、市民の皆様が問題意識を持ち、それぞれ日常活動において省エネ、省資源に取り組むことが肝要ではないかと考えております。

本市も、一事業所として「温室効果ガス」の排出削減に努めるとともに、市民の皆様に対しても冷暖房を1度控えるなどの身近な地球温暖化防止策に取り組んでいただくよう、情報提供等を行ってまいります。

循環型社会構築には、リサイクルの推進は不可欠であり、ことし1月にスタートした自動車のリサイクルについても周知徹底を図ってまいります。

快適な生活環境を維持していくためには、リサイクルの推進に加え、コンポストやマイバックによるごみの減量、各種団体に実施していただいている「花街道みんなできれいにする事業」、不法投棄防止のパトロール、市民総参加による清掃活動など、地域の皆様のご協力をいただく中で、一層の推進を図り、「環境を整え、花や緑を育て、住みよいまち」の実現に努めて

まいります。

し尿処理場につきましては、昨年度策定した整備計画に沿って、本年度から2カ年事業で抜本的な改修を行い、安定的な操業に努めてまいります。

都市計画について申し上げます。

都市計画事業につきましては、元気で活力あるまちづくりを目指し、宿毛駅東地区土地区画整理事業を初め、都市計画道路片島線及び宿毛市総合運動公園等の都市基盤施設の整備に取り組んでおります。

宿毛駅東地区土地区画整理事業につきましては、宿毛駅前地区と一体的に都市計画道路を初め、公園やライフライン等の整備を実施しております。

市道桜町藻津線から南側の・5ヘクタールにつきましては、工事が完了しております。北側工区につきましても、経済状況の厳しい中ではありますが、引き続き整備を進め、早期完成に向け努めてまいります。

大島、片島地区から県道片島港線及び市街地への主要幹線道路として整備しております都市計画道路片島線につきましては、今後とも地権者のご理解をいただき、用地の取得に努めるとともに、本年度から本格的な工事に着手し、平成19年度の供用開始に向け、事業の推進に努めてまいります。

宿毛市総合運動公園の施設整備につきましては、今後も、市民の皆様が生涯スポーツや憩いの場として、また、スポーツ大会の開催による地域振興の拠点施設として広く活用できるよう取り組んでまいります。

河川総合整備について申し上げます。

昨年は、たび重なる台風により、中筋川や与市明川等の下流域では、国道を初め幹線道路、住家、農地等が冠水するなど大きな被害を受けており、早期の河川改修とあわせて、内水処理

対策につきましても、各関係機関と連携を図り、積極的に取り組んでまいります。

松田川広域河川改修事業につきましては、篠川と松田川合流点付近の河川改修工事にあわせ、市道正和二ノ宮線の橋の架け替え拡幅工事も県との合併施工により着手されており、本年度完成の計画となっております。また、昨年度より河戸堰も移動し、県の護岸整備とあわせ、周辺の高水敷地に市民の皆さんが憩いの広場として利用していただくための公園整備も進めていますので、今後とも未整備区間の早期完成に向け取り組んでまいります。

下水道事業について申し上げます。

下水道事業は、市民の生活環境をより快適にし、公共水域等の環境保全を図るために実施しているものであります。

本市におきましては、平成4年度より事業に着手いたしており、終末処理場の宿毛クリーンセンターは、供用開始してから4年目を迎えております。

本年度は、新田、南沖須賀、中央2丁目、3丁目、8丁目等の約12ヘクタールを供用開始し、供用開始区域が全体で約122ヘクタール、対象戸数が約2,020戸となります。

管渠整備につきましては、駅前町、与市明、沖新田地区を行い、供用開始区域の拡張を図ってまいります。

下水道の整備された地域の皆様には、下水道に加入していただくこととなりますので、広報「すくも」やパンフレット等の配布等による広報活動に努めてまいります。

また、排水設備の接続の相談窓口を下水道課だけでなく、宿毛市排水設備工事指定業者でも対応できるようにしておりますので、対象地域の皆様の加入促進について、積極的に取り組んでまいります。

以上、平成17年度を迎えるに当たりまして、

市政運営の基本的な考えを申し上げましたが、極めて厳しい財政状況の中、個性豊かで活力に満ちた地域づくり、災害に強く、安全安心な地域づくりを推進していくためには、市民の皆様には、積極的に情報を提供し、十分にご理解とご協力をいただくことが最も重要であると考えておりますので、私自身はもとより、職員一人ひとりに対しても、自治体職員としての自覚と新たな発想を持って業務に取り組むよう、指導してまいります。

市民並びに議員の皆様方におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。所信表明といたします。

ありがとうございました。

○議長（西郷典生君） 以上で、市長の「行政方針の表明」を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第57号まで」の57議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） ご提案を申し上げました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号は、平成16年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。

総額で2,260万2,000円を増額しようとするものでございます。

歳出で増額しようとする主なものは、総務費では職員退職手当3億5,764万5,000円、移動通信用鉄塔施設工事費等1億279万3,000円、農林水産業費では、県営湛水防除事業負担金5,662万5000円。土木費では、港湾事業等の県営事業負担金1,016万5,000円。災害復旧費では、現年度土木施設災害復旧費2,756万9,000円などでございます。

減額をするものとしたしましては、総務費で

は、宿毛佐伯航路支援事業補助金2,101万円。民生費では、福祉医療対策費2,803万2,000円、母子福祉費1,294万6,000円。衛生費では、環境管理センター運営費973万2,000円。農林水産業費では、一生原自然環境保全事業基金積立金4,830万円。土木費では、土地区画整理事業費1億9,999万2,000円、松田川親水公園整備工事費2,000万円。災害復旧費では、現年度水産施設災害復旧費5,802万2,000円などでございます。

この財源の主なものは、増額するものとしたしまして、地方交付税978万3,000円、県支出金6,185万1,000円、財政調整基金繰入金2億4,450万8,000円、市債2,030万円などでございます。

減額するものとしたしましては、市税4,725万8,000円、国庫支出金8,054万5,000円、諸収入1億8,326万円などを計上いたしております。

第2表の繰越明許費は、予算審査等を通じまして詳細をご説明いたしますが、追加するもののうち、総務費の移動通信用施設整備事業及び農林水産業費の湛水防除事業負担金につきましては、国の補正予算に伴い、事業費が追加されたことに伴うものでございます。

土木費の港湾事業負担金につきましては、休止となっておりました宿毛湾港の防波堤工事について、フェリー航路が再開されたことにより再着工されましたが、年度内に完了することができない見込みとなりましたので、繰り越しの措置を行うものでございます。

災害復旧費の水産及び土木施設災害復旧事業につきましては、平成16年度の災害件数が多く、年度内の処理が困難となったため、繰り越しの措置を行うものでございます。

第3表の債務負担行為補正につきましては、

追加するものとして、橋上町坂本地区に携帯電話用の電波受信施設を整備することに伴い、用地を借り上げる必要が生じたので、新たに債務負担を行おうとするものでございます。

廃止しようとするものは、平成16年度事業分の沿岸漁業等経営育成資金利子補給でございます。当該年度において借り入れがなかったため、廃止するものでございます。

変更するもののうち、農業経営基盤強化資金利子補給につきましては、貸付期間の確定に伴う変更でございます。宿毛佐伯航路支援事業補助につきましては、平成16年度執行予定の事業が確定し、減額となったため、翌年度以降の債務負担行為額を変更しようとするものです。

第4表の地方債補正につきましては、追加しようとするもののうち、移動通信施設整備事業は、国庫補助の追加に伴う新規事業に辺地債を充当しようとするものでございます。小学校施設改修事業につきましては、地域再生事業債の充当が可能となったため、追加しようとするものでございます。

変更しようとするものは、事業費の確定等に伴う変更でございます。

議案第2号及び議案第4号、議案第5号並びに議案第7号から議案第13号までの10議案は、平成16年度の各特別会計及び水道事業会計補正予算についてでございます。いずれも決算見込額として、必要最小限の経費を補正しております。

議案第3号は、平成16年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございます。総額で72万5,000円を増額いたしております。内容につきましては、一般被保険者にかかる国民健康保険税が大幅に減額となったことに伴う財政調整基金繰入金の増額等でございます。

議案第6号は、平成16年度宿毛市特別養護

老人ホーム特別会計補正予算についてでございます。総額で369万8,000円を減額いたしております。主な内容は、新施設の建設に際して、新たに購入した備品類にも起債を充当することとしておりましたが、備品に対しては起債が充当できないこととなったために、施設改築事業債を減額するとともに、基金から繰り入れを行うものでございます。

議案第14号は、平成17年度宿毛市一般会計予算についてでございます。

総額で103億2,318万5,000円を計上いたしております。財政状況や予算編成につきましては、行政方針の中で申し上げましたので省略をさせていただきますが、歳入の主なものは、市税22億2,599万4,000円、地方譲与税2億2,132万6,000円、地方消費税交付金2億4,895万3,000円、地方特例交付金5,800万円、地方交付税38億600万円、分担金及び負担金2億1,053万7,000円、使用料及び手数料1億3,607万7,000円、国庫支出金9億7,108万円、県支出金5億7,203万7,000円、繰入金3億2,001万4,000円、諸収入3億9,780万9,000円、市債10億5,640万円などを計上いたしております。

一方、歳出の中で経常経費を除く主なものとしたしましては、総務費では、フェリー航路経費支援事業補助金2,000万円、木造住宅耐震改修事業費補助金300万円、自主防災組織育成事業補助金850万円、固定資産税評価替に係るシステム等更新業務委託料1,349万2,000円。宿毛市農業委員会選挙費856万4,000円、国勢調査費等1,350万7,000円。

民生費では、社会福祉協議会補助金3,105万円、生きがい活動支援通所事業委託料1,

230万円、配食サービス事業委託料1,552万5,000円、私立保育所運営費2億1,291万3,000円、児童館運営業務委託料2,117万1,000円。

衛生費では、浄化槽設置整備事業補助金2,124万円、し尿処理費1億1,878万9,000円。

農林水産業費では、レンタルハウス整備事業費補助金2,040万円、すくも夢いっぱい会補助金131万5,000円、一生原自然環境保全事業基金積立金4,830万円、緊急間伐総合支援事業費補助金2,905万9,000円、沖の島漁港漁業集落環境整備工事費2,726万1,000円、栄喜漁港高度利用促進工事費2,871万円、県営漁港事業負担金2,448万円。

商工費では、小野梓記念公園用地購入費2,000万円。中心市街地活性化事業補助金100万円。

土木費では、県営事業負担金1億9,510万円、市道維持補修工事費2,050万円、地方道整備事業費2億3,992万5,000円、土地区画整理事業費3億2,955万円、総合運動公園遊歩道整備工事費5,276万円、街路事業費7,893万6,000円、がけ崩れ住家防災対策工事費1,500万円、松田川親水公園整備工事費2,000万円。

消防費では、耐震性貯水槽新設工事費1,570万8,000円。

教育費では、小学校施設維持修繕工事費1,380万円、小学校教師用教科書等購入費1,333万3,000円、片島中学校屋根新設工事費1,000万円、陸上競技記録測定用写真判定装置設置工事費1,450万円。

災害復旧費では、現年度農業施設災害復旧費3,160万4,000円、現年度土木施設災害復旧費5,746万8,000円、過年度土

木施設災害復旧費5,988万円などを計上いたしております。

第2表の債務負担行為のうち、農業経営基盤強化資金利子補給につきましては、認定農業者が農業の経営改善を図るため、平成17年度に農林漁業金融公庫から借り入れる融資金に対して利子補給を行うものであります。

沿岸漁業等経営育成資金利子補給につきましては、平成17年度貸付金に対する利子補給でございます。

県西南部豪雨漁業災害対策特別資金利子補給につきましては、平成17年9月に発生した高知県西南部豪雨災害に伴う被災者支援のために融資する特別資金の利子補給でございます。

土地開発公社の借り入れに対する債務保証につきましては、運動公園の用地測量及び用地取得のための資金として金融機関から借り入れる融資金に対する債務保証でございます。

十 議案第15号は、平成17年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

総額で1億566万3,000円を計上しております。

主なものは、建設改良事業費として、昨年度に引き続き小筑紫簡易水道配水管整備工事費に2,270万円、沖の島地区水道事業統合基本設計委託料として200万円等を計上いたしております。

議案第16号から議案第25号までの10議案は、平成17年度各特別会計予算でございます。総額で89億2,333万3,000円を計上いたしております。

議案第26号は、平成17年度宿毛市水道事業会計予算についてでございます。

総額で7億1,914万1,000円を計上いたしております。主な内容は、老朽化した配水管の敷設がえに伴う事業費1億1,787万8,000円等を計上いたしております。議

案第27号は、宿毛市金婚夫婦表彰条例の一部を改正する条例についてでございます。

毎年9月の第3月曜日に実施している宿毛市金婚夫婦表彰式典をやめ、高知新聞社主催の金婚夫婦祝福式典に参加するご夫婦を送迎しようとするものであります。なお、宿毛市からの表彰状及び記念品の贈呈は継続いたします。

議案第28号は、宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

各会派に対する政務調査費について、現行の「所属議員数に月額1万円を乗じて得た額」を、「所属議員数に月額1万2,500円を乗じて得た額」に改正しようとするものでございます。

議案第29号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

人事院規則の一部改正が行われたことに伴い、平成17年4月1日からは、育児、または介護を行う職員が早出・遅出勤務を希望した場合には、公務に支障がある場合を除き、請求することができるようになりましたので、国に準じて条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第30号は、宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

旅費の支給に関して、宿毛市旅費条例に準じた取り扱いとするため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第31号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

社会教育法第21条第1項の規定により、宿毛市立中央公民館に5カ所の分館を設置し、分館業務を行っておりますが、分館の事業活動が減少状況にありますことから、分館長の報酬の

額を改定しようとするものでございます。

また、これまで奨学生の選考を行っていた奨学生選考委員会を廃止し、教育委員会において選考することとするため、条例から奨学生選考委員会委員を削除しようとするものでございます。

議案第32号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

市長、助役及び収入役の給料の額を平成17年4月1日から議案内容のとおり減額しようとするものでございます。

議案第33号は、宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

教育委員会教育長の給料を平成17年4月1日から、議案内容のとおり減額しようとするものでございます。

議案第34号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の内容につきましては、職員の通勤手当の40パーセント削減、管理職手当の20パーセント削減、及び給料表を国の準則に準じたものに改定しようとするものでございます。

議案第35号は、宿毛市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

宿毛市職員の特殊勤務手当のうち、税務手当や福祉手当、養護手当等を廃止するとともに、行旅死亡人の取り扱いに従事した職員に対する手当の額の見直しを行おうとするものでございます。

議案第36号は、宿毛市旅費条例の一部を改正する条例についてでございます。

主な内容は、日当の額の見直しや廃止、鉄道グリーン料金の廃止等を行うものでございます。

議案第37号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成17年3月7日から施行されるに伴い、宿毛市税条例の一部を改正する必要が生じたので、議案内容のとおり改正しようとするものでございます。

議案第38号は、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成17年4月1日から船員法の一部が改正され、雇入れ契約が公認制から届出制に変わることにより、「雇入れ契約公認手数料」を徴収しないこととなるため、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、今後は、「雇入れ契約届出手数料」として同額を徴収することとなります。

議案第39号は、宿毛市奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてでございます。

これまで奨学生の選考については、中学校長や高等学校教務主任等の8名からなる選考委員会において行っておりましたが、平成17年度から教育委員会において選考しようとするものでございます。

議案第40号は、宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

分館平田公民館の位置を平田小学校から宿毛東部農村環境改善センターに変更しようとするものでございます。

議案第41号は、宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例についてでございます。

これまで、社会教育法第10条に規定する社会教育団体が使用する場合や、教育委員会が必要と認めた場合等においては、「使用料を徴収しない」こととしておりましたが、これを「減額又は免除することができる」に改めようとするものでございます。

議案第42号及び議案第43号は、宿毛都市

計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程並びに宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部改正する条例についてでございます。

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、現在「土地登記簿」と規定されている事項を「登記簿」に改めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第44号は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公共団体の能率的な運営を推進するため、任期付採用の拡大及び任期付短時間勤務職員の採用等を可能とすることを目的とした地方公務員法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、国に準じて条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第45号及び議案第46号の2議案は、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について、並びに高知県市町村総合事務組合から仁淀地区国民健康保険病院組合が脱退することに伴う財産処分についてでございます。

本組合の構成員である仁淀地区国民健康保険病院組合が、平成17年3月31日に解散することに伴う本組合からの脱退、中芸広域連合が共同処理する事務への加入、及び「津野山広域町村事務組合」の名称を、「津野山広域事務組合」へ変更することに伴う規約の一部改正でございます。

また、仁淀地区国民健康保険病院組合の脱退に伴う財産処分について、「いの町」に継承させることについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第47号及び議案第48号の2議案は、幡多広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について、並びに幡多広域市町村圏事務組合から中村市及び西土佐村が脱退することに伴う財産処分についてでございます。

平成17年4月10日に中村市と西土佐村が合併し、四万十市となることから、幡多広域市町村圏事務組合から2市村が脱退すること、及び新たに四万十市が加入することに伴う規約の一部改正でございます。

また、現在幡多広域市町村圏事務組合で事務処理している郷土資料館並びに公設地方卸売市場について、四万十市において事務処理を行おうとするものでございます。

なお、2市村の合併に伴う幡多広域市町村圏事務組合における2市村の財産処分につきましては、四万十市に継承しようとするものでございます。

議案第49号及び議案第50号の2議案は、高知西部環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について、並びに高知西部環境施設組合から中村市及び西土佐村が脱退することに伴う財産処分についてでございます。

内容につきましては、中村市と西土佐村の合併に伴う規約の一部改正等でございます。

議案第51号は、こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約についてでございます。

いの町の新設合併、鏡村及び土佐山村の高知市への編入、並びに津野町の新設合併に伴い、こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第52号及び議案第53号の2議案は、

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

舟の川地区のテレビ難視聴対策として、共同受信施設を整備し、地域住民の生活の利便の向上を図るとともに、坂本地区において、災害等の非常時に迅速かつ確実に連絡が取れるよう、携帯電話用の受信施設の整備を行うものでございます。

議案第54号は、栄喜漁港区域内の公有水面埋立てについてでございます。

漁港施設用地として小筑紫町栄喜字西平山地先の公有水面を埋め立てることについて、高知県知事から意見を求められましたので、異議のない旨を答申することについて、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第55号、議案第56号及び議案第57号の3議案は、あらたに生じた土地の確認、並びにあらたに生じた土地の字の区域の画定についてでございます。

公有水面埋立が完了したことにより、宿毛市の区域内に新たな土地が生じましたので、その土地の確認及び字の区域を画定するため、地方自治法第9条の5第1項及び同法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

少々訂正がございます。お許してください。

先ほど申し上げました県西南部豪雨漁業災害対策特別資金利子補給につきましてでございます。これを先ほど、私、平成17年と言ったようにございますが、平成13年の9月に発生したということの誤りでございます。訂正しておわびいたします。

以上がご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由

の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（西郷典生君） これにて、提案理由の説明が終わりました。

ただいま、市長から議案第58号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議案第58号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、追加提案申し上げました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第58号は、宿毛市・大月町合併協議会規約の一部を改正する規約についてでございます。

協議会委員のうち、両市町の議会が選出する議員各2名となっておりますが、これを各3名に変更しようとするものでございます。

以上が提案申し上げました議案の内容でございます。よろしくご審議の上、適切なご決定をいただきますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

ありがとうございます。

○議長（西郷典生君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により、ただいま議題となっております議案第58号を先議いたします。

これより、議案第58号について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） 格別質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第58号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、委員会の付託を省略することに決しました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時08分 再開

○議長(西郷典生君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、「議案第58号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第58号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西郷典生君) 全員起立であります。

よって「議案第58号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

議事の都合により、3月10日及び11日は休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) ご異議なしと認めます。

よって、3月10日及び11日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月10日から3月13日までの4日間休会し、3月14日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時10分 散会

請 願 文 書 表

平成17年第1回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 2 号	平成 17. 2. 1	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について	高知県建設労働組合 執行委員長 杉本義忠	産 業 建 設

上記のとおり付託いたします。

平成17年3月9日

宿毛市議会議長 西 郷 典 生

+

陳 情 文 書 表

平成 1 7 年 第 1 回 定 例 会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 2 8 号	平成 17. 2.10	沖新田地区農道等の市道編入について	沖新田地区長 児玉兼敏外 2 名	産 業 建 設
第 3 0 号	17. 2.21	「三位一体改革」の影響からくらしと地方自治を守る意見書の提出について	高知自治体労働組合 総連合 執行委員長 上村剛直	総 務
第 3 1 号	17. 2.21	「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の提出について	高知県公務労組連絡会 議長 岡原 孝	総 務

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成 1 7 年 3 月 9 日

宿毛市議会議長 西 郷 典 生

平成17年
第1回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成17年3月14日 月曜日）

午前10時 開会

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	福田 延治君
次長 兼庶務係長	小野 正二君
議事係 長	岩本 昌彦君
調査係 長	嵐 健君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西 清二君
助役	西野 秋美君
収入役	中上 晋助君
企画広報課長	小松 宣男君

十

総務課長	岡本公文君
市民課長補佐	沢田清隆君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長補佐	高木定一君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	大塚勉君
水道課長兼 下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

+

+

-----・-----・-----

午前10時00分 開議

○議長（西郷典生君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、一般質問をいたします。

おはようございます。

まず、3月2日に起きた宿毛駅での列車事故は、市民に大きな衝撃を与えました。亡くなられた運転手の方のご冥福、けがをされた方々にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い原因の解明、宿毛駅の復旧を、関係機関の皆様方をお願い申し上げます。

初めに、新市建設計画について、お聞きいたします。

今月1日、宿毛市と大月町は、それぞれ臨時議会を開き、法定合併協議会設置議案を、宿毛市、大月町ともに可決いたしました。これを受けて、現在、まさに3月末までの県知事への合併申請を目指して協議を進めている最中であり

ます。私は、この合併について、昨年9月の一般質問で述べましたとおり、宿毛市の未来のために、何としても成功させるべきだと考えております。合併することによってのメリット、デメリットはいろいろありますが、合併すれば、自然豊かで素晴らしい宿毛湾が1つになり、それに柏島が加わります。合併することにより、大きく観光産業が飛躍するに違いないと考えております。

1年ほど前に藻場のことを教えていただくため、大月町柏島のNPO法人黒潮実感センターを訪れた際、センター長の神田さんに、沖の島の海も素晴らしいので、柏島を拠点に沖の島でも何かできないかと尋ねたところ、沖の島は海

中だけでなく、島、すなわち陸上も素晴らしい。あそこはいろいろな可能性があり、柏島とリンクさせて活動してみたいと言っておられました。

また、以前、船で宿毛湾から大月町西泊まで走った際に、海から見たあの大堂海岸の眺めは、陸から見るそれとは違う素晴らしいものでありました。

合併が目前となった今、この島々を全国にアピールするためにも、海の交通手段として、現在、沖の島の弘瀬、母島、そして鶴来島、片島を結んでいる定期船を、合併後、柏島も結んで運航すべきであり、この海洋エリアを利用した観光産業を進めるべきと考えますが、どうお考えか、市長にお聞きいたします。

次に、構造改革特区について、お聞きいたします。

先日、東京都の築地市場へ政務調査に行った際、青果会社の方に、千葉県港町の平野のな

十

い地形にもかかわらず、70歳くらいのお年寄りの方々が、ナバナをたくさんつくっていて、みんなとても元気で活気がありますよというお話を聞きました。

彼ら一人の生産高は少ないのですが、大勢の人々がつくることによって、生産量を確保し、安定した出荷をしているそうです。

また、多くの方が年金生活なので、日本一安値に強い生産地とも言っておられました。お年寄りが生きがいを持って働き、健康を保ち、その生産物が地元の特産品になる、ぜひ、宿毛市でも取り組みたいと考えながら帰ってまいりました。

また、昨年お伺いした愛媛県今治市では、地産地消に市をあげて取り組んでおり、学校給食の材料は地元の物を最優先に使っております。野菜に関しては、生産者から直接買っている場合が多く、その結果、生産者の数が毎年ふえているそうです。

彼らは、JAが運営する2カ所の直売所にも生産物を持ち込んでおり、1店舗、これ売り場面積が約100坪ぐらいと聞いておりますが、そこで1日平均80万円以上の売上があり、近く3店舗目を建設するそうです。このため、定年後に畑のない人が農地を借りて、農業を始めるケースがふえ始めており、今治市は農業経験のない方のために、有機農法などを学べる研修施設を、農協と一緒に立ち上げる予定となっております。

そんな中、従来の農地法では、農地の売り買い、貸し借り、贈与に対して権利を取得する者には、農地面積が50アールに達することが必要であり、新たに農業をしてみようと考えている人々の妨げとなっております。

今治市は、そういった問題を解消すべく、特区の申請をしております。現在、宿毛市は、農地面積が沖の島10アール、それ以外40アール以上となっております。ちなみに、大月町の方は30アール以上となっております。

高知県内には、既に特区の認定を受けた自治体が7団体あり、大豊町ゆとり農業推進特区や、三原村どぶろく特区などがあります。

農業推進特区は、休遊農地を活用した株式会社による農地経営であり、どぶろく特区は農業レストランなどでのどぶろくの製造、販売をするものであります。

特区とは、従来は法律や規制の枠組みの中でどうするかと考えていたことを、現場、すなわち宿毛市の実情に合わないならば、法律や規制の方を、宿毛市に合うように変えていこうという発想であります。これを利用することにより、規制を緩和し、新たな収入を得ることが可能になります。

宿毛市も、新たに農業を始める人たちのために、農地を持つのに必要とされる面積を40アールから10アールに緩和、農業者による市民

農園の開設などの特区申請を行い、遊ばせている農地を利用して、第二の人生を農業とともに、健康で生きがいを持ちながら暮らせる、そんな宿毛市にすべきだと考えますが、どうお考えか。

また、現在、何らかの特区申請を考えてはいないのか、市長にお聞きいたします。

最後に、防災についてお聞きいたします。

昨年は新潟中越地震を初めとする大きな災害が幾つもありました。中でも、日々、いつ襲ってくるのかわからない南海地震と、その津波について考えられている私にとって、12月26日に起きたスマトラ沖地震は衝撃であり、日々ふえ続ける死者の数は恐怖でありました。

この津波の高さは49メートルに及び、その被害は死亡、行方不明者約30万人、避難民約150万人、被害総額約7,530億円以上と言われております。

2年前に2030年までに発生する確率が40%といわれていた南海地震は、現在、50%に確率が変更され、連日、新聞紙面で防災、災害の文字を見ない日はないほどであります。

そんな防災意識の高まる中、昨年9月4日に近畿地方を中心に発生した震度5弱の地震で、津波警報の対象となった42市町村の内、避難勧告指示を発令したのは12市町村だけであり、この12市町村の住民14万人のうち、避難所への避難者はわずか6%の8,600人でありました。実際の津波が80センチほどで、被害は特になかったそうですが、警報避難勧告に対する意識の低さに、愕然といたしました。

多くの人が、大したことはないと自分で判断し、避難勧告を無視した行為は、現在、行われている防災活動について、もう一度考え直さなければならぬといえます。

先月13日、中村市で行われた自主防災組織リーダー研修会で、災害対応カードゲームの紹介がありました。これは、災害に遭遇した場面

を想定して、二者択一をし、それについてグループで話し合うカードゲームです。これによって、自主的に考え、正しい判断をする訓練ができます。日ごろから訓練しておくことが、災害時に正しい判断をする結果につながると思います。

このような点からも、自主防災組織の存在は重要であり、その活動、経験は必ず災害時に役に立つはずで

す。行政方針の中で少し触れられておりましたが、現在の自主防災組織の立ち上げ状況、活動内容、これからの取り組みについて、詳しいご説明をお願いいたします。

また、16年度中には配布すると言っておられた防災マップの現況と、17年度の防災訓練の予定、その内容についてお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西郷典生君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

2番、中平議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、1つは定期船を利用して、今度、合併になるとしたら、柏島にも航路を開設すべきではないかというご質問であろうかと思います。

ただいま、きのうも合併協議会をやっておまして、新市建設計画が一応、骨子という形で出されているわけでございまして、この中で、合併をすれば、柏島も同じ行政区域になるわけでございます。そのことからして、ただいま中平議員のおっしゃった柏島も鶴来島、沖の島という3島を結んだ定期船航路を開設してはどうかということでございます。

このことについては、私も大賛成でございまして、ただ、いろいろな制約がまだまだございます。これ、一応、離島航路という形での航路設定をされております。柏島の観光、全国的に、一応、スキューバダイビングとして知られて

おるわけでございます。そしてまた、沖の島も、これからスキューバダイビングであるとか、陸地を生かした観光という形にも、宿毛市としては取り組んでいかなきゃいけない課題だというふうに、私は思っておるわけでございます。

また、柏島航路に開設するとなれば、定期船の利用客も、またふえてくるんじゃないか、そういった相乗効果として、非常に有益だというふうに感じておまして、ぜひ、このことにつきましては、いろいろな問題をクリアした上で、例えば離島航路でございますので、この航路の許可をいただかなきゃいけない。そしてまた、住民の方々、柏島におることによりまして、これまで以上に、沖の島の方々が宿毛との、片島との間の時間的なものが、少しかかってくるのか、いろいろな課題はあろうかと思いますが、前向きに取り組んでまいりたいと、このように思っているわけでございます。

次に、構造改革特区でございます。農地の貸し借り、定年の方々とか、初めて農業をして、老後をゆったり過ごしたい。老後の方々も、いろいろな体を動かすということについては、非常に大切なことだと、私自身は思っておるわけでございます。

そういった構造改革特区は、現場に合わせた法律を、今まであった法律を無視というわけではございませんが、その中での泳ぎではなくて、法律に余りとらわれない形での構造改革特区というものが決められております。

私自身は、構造改革特区というよりも、もう少し、地方分権ということを考えましたときには、地方への自由度を持たせるものについて、国からの特区を許可ということではなくて、我々にもう少し、もっと権利を持たせていただければ、こういった申請なりをしなくても、もっと自由度があって、いろんなことができるんじゃないかなというふうなことも思っておりま

すが、答弁させていただきますと、全国でも今、構造改革特区申請が盛んに行われております。第6次の募集までは484件が認定されておるようございまして、高知県内でも現在、6件の構造改革特区、1件の地域再生計画の計7件が認定されておるようございまして。

農業関連につきましては、一応、農地法で定める農地取得に関する下限面積要件、これの緩和による農地の利用増進事業、これのほか、地方公共団体及び農業協同組合以外のものによる特定農地貸付事業、それから、農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業など、現在、活用可能な規制の特例措置が9つ認められております。

宿毛市におきましても、農地の有効活用、地産地消の推進、高齢者の生きがい対策、新規参入の促進対策等に、有効な手段というふうに思っておりますので、これはぜひ検討してまいりたいと考えておりますが、特に、下限面積要件の緩和でございまして、目的が耕作放棄地等の有効利用に限定されるということ。それから、耕作目的外の農地の権利移動、これは、例えば資産価値としての農地の取得ということにつながることを懸念されるということで、十分な検討が必要ということでございます。

また、現在、進めております担い手農家への利用集積対策と、少し逆行するかなということもあります。

農地の細分化が進みまして、地域の農地利用に支障を招くというふうな恐れもありますので、このような調整は必要ではなかろうかと、いうようなことを思っております。

今後、下限面積要件は、農地法の改正もあわせまして、農水省としても、緩和の方向で現在、検討されているということでございます。

特に、市民農園の開設につきましては、現在、地方公共団体及び農業協同組合以外はできませ

んが、農業特区では、可能となってくるようございまして。農業関連以外でも、さまざまな規制の特例措置の申請が可能でございます。宿毛市にとって、また市民の方々にとって、有益なものは、ぜひ導入をしていきたいと思っておりますので、今後とも研究をしまして、またいろいろなお知恵もお借りをしたいというふうに思っております。

次に、防災対策でございます。

先ほど、中平議員のお話の中で、その津波警報の対象となった42市町村ですか、この中でも、避難勧告指令を発したのは12市町村だけだというふうなことでございまして、非常に防災の意識が、これを見ましても低いというのが、これは実情でございます。

そういう中で、我々として、どういうふうな対策を考えていくかということでございます。

自主防災組織のまず立ち上げの状況でございますが、現在、港南台地区、それから片島、自由ヶ丘、貝塚、西町、栄喜、大海、中角の地区の8地区で、自主防災組織が結成されております。市内各地域には、婦人消防隊などの防災組織もございまして、自主防災組織のみの組織率は、現在、約22%というふうになっております。

平成16年度の活動状況でございますが、すべての自主防災組織ではございませんが、市の総合防災訓練への参加であるとか、県主催の自主防災組織リーダー研修会といったものに参加をさせていただいております。

また、自主防災組織の取り組みといたしましては、片島区では、津波避難訓練が実施されております。また、港南台区では、初期消火訓練とか、救護救命訓練などが実施されております。他の自主防災組織においても、各種訓練の実施や、要介護支援援護者の把握などが、自主防災組織の活動として計画をされているところでご

ざいます。

いずれにしても、この自主防災組織の活動につきましては、これは息の長い活動にさせていただくことが、非常に大切でございます。そのためにも、その地域の実情に合った取り組みを実施していくことが、重要であると考えております。

地域と行政が連携を図りながら、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今後の自主防災組織に対する取り組みといたしましては、これまでは、沿岸部や町区などで説明会を開催させていただきましたので、市全体に、これを広げて、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

平成17年度の当初予算におきましても、自主防災組織に対する、資機材の整備に対する予算も計上させていただいております。こうした制度を創設することが、自主防災組織の組織化、活動の推進につながっていくものと考えております。

また、今年度、地区長連合会の事業計画におきましても、自主防災組織の組織化の推進ということを議決させていただいておりますので、地区長連合会のご協力もいただきながら、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議員の皆様におかれましても、それぞれの地域の中でご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

先ほどの16年度防災マップということですが、これは、平成15年度からの国土交通省の津波予測調査が終了しまして、現在、ハザードマップのデータの修正作業を行っているということですが、現在の予定としましては、今年度内には、ちょっと配布は不可能になってきてまして、実は3月末に完成するというところまでございまして、4月中旬から5月初旬にかけて、市内の各戸に配布することになるう

かと思っております。

このハザードマップにつきましては、南海地震による津波の浸水の深さの予測、それから、浸水予測時間や緊急時、一次避難場所などを掲載しておりますので、今後、住民の方々が、津波から避難する場合に有効であるというふうに考えております。

次に、防災訓練でございますが、ご承知のとおり、宿毛市総合防災訓練につきましては、2年に1度、開催させていただいております。このことは、県などの総合防災訓練が4年に1度、幡多地域で行われまして、多くの防災機関、関係機関が参加していることから、同一年度に訓練が重複しないようということで、行っているものでございます。

平成17年度におきましては、5月29日、これは一応、この日に決定ということでございますが、国土交通省の四国地方整備局、それから高知県主催によります四万十川水防演習が行

十

われる予定でございます。多くの防災関係機関が参加を予定しているため、宿毛市独自の総合防災訓練は予定していません。

なお、この四万十川水防演習につきましては、訓練ばかりではございまして、資料の展示であるとか、体験、ピーアールコーナー、それから市民の水防活動の体験も予定されております。

また、本年度、三重県、和歌山県、徳島県及び高知県の4県で設立しております「4県東南海、南海地震防災連携協議会」というものがございまして、これにおきまして、津波避難訓練を、同日実施する方向で検討がされております。

このような統一した津波避難訓練の実施につきましては、住民の津波に対する防災意識の向上につながるのではないかと考えております。期日等は、まだ決まっておりますが、宿毛市もこの訓練に参加してまいりたいと

考えております。

16年度の市の総合防災訓練におきましても、津波避難訓練や、消火訓練に多くの市民の方々にご参加いただきましたが、今後も市民参加型の訓練メニューを検討していきたいと考えておりますので、市民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西郷典生君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質問をいたします。

大変、前向きな答弁を市長からいただきまして、特に再質問というわけでもございませんが、私なりの案と言いますか、こういうふうにしていただきたいなという思いもありますので、再質問という形で、再度、質問させていただきます。

定期船の柏島航路についてですが、こちら、昭和60年に廃止された経緯もありまして、若干、その廃止されたときの理由についても聞いております。

先ほど、市長からも答弁がありましたが、いろいろなハードルがあるとは思いますが、沖の島、鶴来島、柏島、そして大堂海岸などをリンクさせれば、日本を代表する観光資源になるはずで、定期船が、もし無理なところがありましたら、そちらは渡船や民間の企業の方々をお願いするなどして、ぜひ、そういった形で1つにリンクさせて、運行できるような形にしたいと考えています。

現在、国の政策として、観光未来プロジェクトというものがあります。先日、政府認定観光カリスマであられる新居浜市・森賀経済部総括次長にお会いし、いろいろなお話をいたしました。

そのとき、彼は、日本は観光立国を目指している。全国に四、五カ所、外国からの観光客を

呼べるような観光地をつくらうとしており、ここには国がお金を入れてくるはずだ。今からは観光に力を入れるべき、などというお話をしておられました。

当然、新居浜市は、観光未来プロジェクトに応募しているそうです。交通アクセスの不便ささえ解決することができれば、大月と宿毛市を合わせた新市の可能性は、新居浜市以上だと考えております。

そこで、私の考え方として、これからは、もっと国の政策を利用しながら、観光産業を市の柱とする中で、観光消費支出がもたらす経済波及効果を利用して、1次産業を伸ばすべきだと考えております。

観光産業こそ、新市建設計画の柱とすべきだと考えておりますが、その点について、市長にお考えを求めます。

続いて、特区についてですが、市長の先ほどの答弁の中で、もっと地方に権利を持たせていただければというお話がありました。私もそのとおりだと思っております。

しかし、現在はまだまだそういった形になっていないのが現状であり、私が今、案として述べましたような特区申請をもとに、いろいろと行っていくべきだと考えております。

長野県に老人比率が高いにもかかわらず、日本一医療費の少ない村、すなわち日本一健康な村があります。この村の就業率は非常に高く、70歳以上のほとんどの方が仕事を持っております。その仕事の内容は、自分たちの食べるものをつくり、たくさんできたときはそれを売る、そういった農家の方が大半を占めているそうです。

宿毛市も、4人に1人は65歳以上の高齢者です。治療より予防が叫ばれている現在、農業を進めることは、多くの高齢者の方のためにもなり、高齢化に伴う介護保険料の問題解決にも

つながると考えます。

また、あわせて、最近話題のEM菌やYM菌のこういった堆肥を使った有機農法などの指導とかもしていくべきだと考えております。

市長は、常に民間の経営感覚を用いてと、よく言われます。民間企業なら、規制緩和というだけで、その特区制度にチャレンジしていくと思います。市長なら、率先してこの特区申請というか、この制度にチャレンジしていってくれと信じておりますので、よろしく願い申し上げます。

また、特区はもとより、いろいろな制度を活用して、市の活性化にも取り組んでいただきたいということを、ここで重ねて申し上げます。

防災についてですが、こちらの方も若干、私の案として、提言させていただきたいと思えます。

市として、資機材などのそういった整備を重点的に、今からやっていただけるとは思うんですが、それも当然、大切です。それと同時に、人と人が防災について話し合う、そんなことができるような機会がふえるような取り組みを、ぜひしていただきたいと思えます。

そういったことが日々考え、そして、いざ災害が起きたときに、頭で考えるよりもさきに行動に移れる、そういったことで、いろいろな意味で役に立つと考えております。

また、先ほどお話があった防災マップができましたら、ぜひ市外からの観光客に対して、防災マップのホームページ掲載、ホテルや駅、公共施設など市外から訪れた人の目につくところへの掲示をすべきだと考えております。

そして、ここに1枚、新聞を切り抜いてまいりました。ちょっと見えにくいとは思いますが、これは埼玉県の草加市で、防災マウンテンバイク隊ができたという記事です。

これは、内容を若干説明させていただくと、地震などの災害が起きたときに、被害情報をいち早く収集する足として、マウンテンバイクを利用する制度で、隊員は女性2名を含む全員、市の職員でありまして、こちら21名が今、参加されているそうです。

マイカーの通勤の職員も、発足後は全員が市から貸与された真っ赤なマウンテンバイクで通勤しており、市民に対する啓発活動に、大変、効果を発揮しているそうです。

この制度をそのまま、この宿毛市に採用することは難しいとは思いますが、宿毛市には、海、山があります。例えば、オフロードバイクの好きな人たちが災害バイク隊、漁業者でつくる災害船舶隊など、警報解除後、いち早く情報収集のできる団体をつくるべきだと、私は考えております。行政として、発足の手助けをすべきだと考えますが、その点について、市長の考え方をお示し願いたいと思えます。

以上で、再質問を終わります。

○議長（西郷典生君） 市長。

○市長（中西清二君） 中平議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ご提案が、3点ほどいろいろございました。いずれも、もっともなご提案でございまして、細部については、またいろいろ中平議員からも、詳しくまた事務的にお聞かせ願えればありがたいというふうに思っております。

まず、1点目の柏島の方の航路でございます。本当に、これが実現することによって、定期船の方も少し赤字気味でございますので、ぜひ、これが観光と結びついて、島民の方々、市民の方々の船が足であるという形のもの、観光が結びつくということが、非常にこれはいいことだというふうに、私自身思っております。本当に観光船が宿毛湾港に入ってきますが、その乗客の方々も、本当にこの宿毛湾の景色という

ものは、非常に日本でも有数のものであるというふうにもお伺いしております。

また、先ほど申しました柏島は、初級のスキューバダイビングをする方々にとって、メッカというふうな形になっておりまして、関東、関西の方からも、非常に潜りに来る方々が、非常に多くなっているということでございますし、中平議員、外から見た大堂海岸ということも、これもまた、皆さんが押しなべて、本当にほめるところでございます。

こういった観光資源があるということでございますので、これを生かさないと。そしてまた、観光立県を目指しているという国の施策でございます。

私も、この観光立県という、立国というものは承知はしておるわけですが、じゃあ、実際にこういった形で、宿毛市がこういった形で手を挙げればいいのか、そこら辺がまだ勉強不足の部分がございます。

こういったものにつきましては、国の政策というものにつきまして、もう少し深く勉強もさせていただきまして、ぜひ観光の充実には取り組んでまいりたいと、このように思っております。

次に、特区のことでございます。特区も本当に、もとより、いろんな制度が今、形が変わった形で、いろんなものが日本国の制度そのものが変わっている状況でございます。三位一体改革という形での財政状況が非常に厳しくはなっておりますが、反面、国として、このような特区の制度であるとか、ほかのいろいろな交付金制度の中でも、事業が少しずつしやすくなっている部分とか、そういうものもたくさん、今、出てきつつあります。

この面につきましては、行政としても、これからきちっとした勉強をしまして、市民の方々に、より有利な形のを、特に宿毛市が1次

産業でございますので、そこの辺の1次産業が生かせる形のを、優先的に勉強して、できるものを取り組んでまいりたい、このように思っているわけでございます。

それから、防災対策でございます。地震なり津波なりが起こってから後、いろいろ自主防災組織の皆様には、非常に活躍を願わなきゃいけない。本当は、こういうものはないにこしたことはないわけでございますけど、その後、起こった後のことを、ライフライン、水の確保であるとか食料の確保であるとか、いろんなものが想定されておるわけでございます。

我々としても、これは人が本当に協力で助け合うということは大切なことだと、基本的にはそうでございますが、中平議員が先ほどおっしゃいました、自転車だとかバイクだとか、そういった形での情報収集隊と申しますか、そういうことを日ごろからお願いしておけば、その方々が役に立ってくれるというふうなことでございます。

行政だけでは、なかなかできない問題が、非常に多くございますが、ご提案の趣旨は承りまして、できることから手をつけてまいりたい。ぜひ、こういった方々にもご協力を願いたい。

市民全員にご協力を願わないと、この自主防災組織なり、防災対策というのができないわけでございますので、そこのところも、またいろいろとお知恵をお借りしながら取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西郷典生君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、再質問をいたします。

まず、新市建設計画についてですが、合併を論議するときに、必ず財政の話が出てまいります。いろいろなものをスリム化することも大切だと、私、当然思うわけですが、私は、大月町

と一緒にいるときに、一緒にいることによって生まれてくる、そういったもの、夢とか可能性を考えながら、そういった新市建設計画をつくっていただきたいと思います。

そうすることが、宿毛市の将来、また子どもたちの未来につながってくると思いますので、ぜひその点をお願いしておきます。

これについては、再度、答弁を求めません。

特区についてですが、新市建設計画の中でも、少し触れましたが、新居浜市には、政府から観光カリスマ認定を受けた、これ職員の方です。職員の方がおられます。このことによって、さっき市長からも答弁ありましたが、いろいろな、今、国の政策によって、制度ができております。私も、ごく一部しか知りません。

しかしながら、観光カリスマ認定を受けた方がおられるおかげで、こちら新居浜市の方には、いろいろな情報が集まっております。そういったのを利用して、またいろいろとやっているのが現在の新居浜市だと聞いております。

宿毛市は、宿毛市も、特区はもとより、いろいろな制度を活用して、ぜひ市の活性化に向けて取り組んでいただきたいと思います。

防災についてですが、防災の方は、先ほどお話しした構造改革特区の考え方と同じような形だとは思いますが、要するに、宿毛市は宿毛市独自の考え方、宿毛市の色でやっていくべきだと考えております。

現在の防災訓練、市のものもあります、県からのものもあります。しかしながら、これは、一部の団体の方が中心になってやっておられる防災訓練でありまして、決して一般の方が、当日参加しようと思って来られても、外から見ただけで、中で参加できるような形になっておりません。これからの防災訓練というのは、そういった形でなく、だれもが参加できる、そういった形の防災訓練にすべきだと思いますし、ま

た、先ほどお話しした埼玉県の草加市なんかと違ってですね、はっきり言って、宿毛市は田舎と言いますか、その分、人口の割りに面積が広くてですね、海もあり、山もあり、その色を生かしたというか、宿毛独自の防災訓練をしていくべきだと考えております。

そういったことを含めて、防災訓練に対して、もう一度、市長の考え方、答弁を求めます。

再質問を終わります。

○議長（西郷典生君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、中平議員の再質問にお答えをいたします。

まず、新市建設計画ですが、本当に中平議員のおっしゃるとおりのことをごさいます、これ、実現がすべて、財政の関係でできるかどうかかわからないにしても、本当に宿毛市の将来を考えて、我々の孫とか子孫とか、いうふうなもの考えた形でのいろんなことを検討していかなきゃいけない、それをつくっていかなきゃいけないというふうには、十分認識しているつもりで、取り組んでまいります。

それから、まず、防災のごさいます。中平議員おっしゃるとおりだと思います。その防災訓練とどうしても、ともすれば、防災の専門家、消防署であるとか、消防団、こういった、いわゆる救護活動に当たる消火活動に当たる方々の訓練というものが、今、重点に置かれているのではないかというふうには思っております。

これに対して、やはりもう1つは、一般の市民向けと申しますか、消防団とか消防署、そういった形のものにかかわってない方々向けに、例えば、これは突然にやると訓練になりませんが、きょうは防災訓練しますよと、サイレンが鳴れば、津波予報ですよということを周知させた上で、それが出れば、すぐこういった形で避難してくださいというふうな、いわゆる一般向

けの方々への訓練というものも必要だというふうに、私自身は認識しておりまして、この訓練を、やはりやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

この、事務方といろいろ話した形で、この訓練に取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、特区の関係につきましては、ぜひ、これは先ほどからも申し上げますように、もう制度というものは、有利な制度は、これは利用するに越したことはない。これはやっぱり、我々の執行機関としての事務能力もございしますが、これを勘案しても、有利な制度というものがあの上は、これを利用していくというふうなことで、取り組んでまいりたいと思っております。

幸い、観光でございます、特に中平議員の方から、観光カリスマ認定ということも聞きましたし、こういったことに関しては、観光、国の観光部ですか、あれは国土交通省でございますね、そちらの方にも、私どもも行きまして、いろいろな情報も仕入れていきたい、そのように考えております。よろしく願い申し上げます。

○議長（西郷典生君） 2番中平富宏君。

○2番（中平富宏君） 2番、以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（西郷典生君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 6番、一般質問を行います。

まず、去る3月2日に発生した土佐くろしお鉄道の宿毛駅激突事件について、お聞きいたします。

これは、全国版のニュースでも、ニュース番組でも大きく取り上げられたのを初め、市民の最も関心の高い事故でありました。

尊い命を失われました運転手のご冥福をお祈

りいたしますとともに、おけがをなされた乗客の皆様にも、お見舞いを申し上げます。

事故の一日も早い原因究明と、早期復旧は、市民の希望でもあります。

昨年のフェリー問題に続き、大変なこと続きではありますが、一日も早い再開に向け、努力をしていただきたいと思います。

さて、2日の午後8時40分ごろに起きた事故に対して、火災の発生の危険性があるということで、9時ごろに消防団にも招集がかかったと聞いております。

消防団の任務は、現場の保全と火災の予防にあると考えておりますが、しかし、消防団の幹部のひとりが、その現場にカメラを持ち込み、撮影、対策本部に何の連絡もせずに、報道機関に対してその映像を提供いたしております。

このことは、消防団に求められた職務を逸脱しているとともに、特別職の公務員ということの守秘義務に照らし合わせても、すべきことではないと思っておりますが、市長としての見解を、まずお聞きしておきます。

続きまして、2問目、農業の振興について、お聞きをいたします。

政務調査で、先ごろ築地市場、東京にあります高知県のアンテナショップを視察してまいりました。特に、青果部門の東京シティというところの幹部の方と懇談したわけですが、つくる側としては、単価の取れる、新しい作物を研究したいということが、今回の研修の大きな柱でございました。

ところが、第一声言われたのは、高知県の農家は人がいいということと、淡白ですねということを言われました。

例えば、せっかく確立した水産技術、特許を取っても守っていかなければいけないというようなもの、それが現在の農業技術は、特許を取るような技術もあるようです。

それとか、せっかく、産地ができた作物を、単価のいい作物に切りかえていこうという動きに対して、せっかく、新興の産地よりも高いアドバンテージを持っているのに、その作物で勝負せずに、新しいものにいくというのは、有利性を欠くんじゃないかということでした。

実際、宿毛市内においても、オクラ、ブロッコリーといった作物は、もう既に産地化ができ、多くの市民がつくっているものですが、現在、減少の一途をたどっているのが現状です。

高齢化と後継者不足という問題はあるにしても、作業形態の改良、改善によって、産地化の維持は可能ではないでしょうかということでした。

また、市長が大変期待しております「すくも夢いっぱい会」の活動についても、1つお聞きしたいと思います。

多くの部会で構成され、会員数も100名を超える組織になっていると聞いておりますが、宿毛市がその事務局のお手伝いをしているということですが、市長として、今後、この会をどのようにとらえ、支援していくというおつもりなのかを、まずお聞きをしておきます。

次に、教育長と教育委員長にお聞きをいたします。

これまで、幾度となくこの場で議論され、ことの重大さはみんなが認識していることだとは思いますが、昨年末からことしにかけて起こった、奈良県の小学生の帰宅途中による誘拐殺害された事件、大阪府の寝屋川市の中学校における元卒業生による教職員殺傷事件、駅伝の応援に来ていた中学生の列に車が突っ込んで、多数の死傷者を出した鹿児島県の事件など、なぜ、どうしてと、耳を疑うような事件、事故が起こっております。

このような事件、事故は、いつ、どこで起こってもおかしくない、最近では高知県内でも不審者についての情報が頻繁に聞かれるようにな

ってきているのが現状です。

当宿毛市においても、不審者の情報についての情報や、つきまといなどの事例が起こっていると聞いております。子どもたちの安全で安心して教育を受けられる環境をつくっていくのが、教育委員会の責務だと考えておりますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

また、昨年末、教育委員長に就任いたしました委員長には、若い感覚で、子育てをしている保護者の目線に立った教育委員会運営を期待しているわけですが、現在の宿毛市の教育をどのようにとらえているのか、新年度を迎えるに当たって、所信をお聞きしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（西郷典生君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、寺田議員の質問にお答えさせていただきます。

今議会の冒頭でもご報告申し上げましたが、去る3月2日の土佐くろしお鉄道の列車事故は、市民の皆様を初め、多くの関係地域の皆様に、多大のご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、改めておわびを申し上げます。

現在は、現場での事故原因等の調査が終了しまして、事故車両の撤去作業が進められておりますが、一日も早い、宿毛線の運行再開に向けて、関係機関に対し、積極的に働きかけを行っていかねばならないと、このように考えております。

寺田議員のご指摘のとおり、事故発生直後には、乗客の救出であるとか、不測の事態に備えまして、消防団への出動要請がなされました。消防団長以下、多くの団員の方々には、ご出動いただきまして、宿毛分団並びに片島分団の団員の皆様には、夜を徹しての警戒に当たっていただきましたことを、私もこの目で、立ち会いまして、この場をお借りしまして心から感謝を申し上げる次第でございます。

事故現場におきましては、当時、燃料のにおいが充満しまして、火災の発生も危惧されておりますことから、消防関係者以外の立ち入りは禁止となっております。

乗客、乗員の安否を気遣う関係者を初め、市民の皆様列車内の状況が全くわからない状況でございました。

このような状況の中で、現場で救出活動等を、警戒等を行っておりました消防団の幹部の方が、持参していたカメラで現場の写真を撮影と。これは、団活動の一環として撮ったものではないかなというふうには、これは想像だけでございますので、間違ったら謝らなければいけないんですが、これが、翌日になって、報道機関ですね、これは市民や国民に事故の状況を、少しでも早く知らせる使命ということから、現場への立ち入りを強く求めている報道関係者でございます。この方々に、ご自分が撮影した現場の写真を提供したようでございます。

ご質問にありました、公務員の守秘義務との関連につきましては、非常勤の特別職である消防団員は、地方公務員の適用は受けません。消防団員の守秘義務に抵触するかどうかという判断、私にはまだ、ちょっと判断がはっきりついてない状況ではございますが、こういう場合、私としては、一言、団長の許可なりを取る必要があったのではないかと、そのように思っております。

非常勤ながら、特別職の公務員である消防団員が、消防団条例等に照らしまして、市民の皆様は、行動に関して不信の念を抱かせることのないよう、これは努める必要があるというふうに思っております。

今後は、消防団長を通じまして、こういったことについては、指導してまいらなければいけないというふうに感じております。

いずれにしても、二度とこのような事故

が発生することのないよう、その対策につきまして、土佐くろしお鉄道に対して、厳しく要請してまいりたい。

今月26日にくろしお鉄道の運営協議会が、中村の方で開催されます。その場におきまして、私もこういったことにつきまして、表明してまいりたいと、このように考えております。

それから、農業振興の作物の産地化の関係、それからすくも夢いっぱい会の活動についてでございます。

本市の農業におきましては、高齢化の進行、生産者米価の値下がり、それから輸入農産物の増加、それから他の産地との競合等によりまして、価格低迷が続く中、農業を活性化させるためには、環境との調和を図りつつ、競争力を備えた職業として、選択し得る魅力と、やりがいのあるものにする必要があるというふうに思っております。

このために、施設園芸のミョウガであるとか、コネギ、イチゴ、ナス、露地野菜のオクラ、ブロッコリー、果樹のブント、コナツ等、収益性の高い有利作物の栽培を奨励しまして、産地化を確立するため、これを支援する、そういうための機械の設備とか、施設への補助事業を行ってきたところでございます。

これによりまして、効率的かつ安定的な農業経営体も育成は一定、されております。しかしながら、オクラにつきましては、5年前、11年度と比べますと、出荷販売額は約4,000万ほど減少しております。今後は、その収量の増大を図るべく、このJA幡西営農指導センターなどにおきまして、新品種の導入の検討であるとか、栽培技術の改善などに取り組んでおります。

それから、ブロッコリーにつきましては、11年度と比べますと、農家戸数は減少しておるわけでございますが、出荷販売額ではふえてお

ります。こちらにつきましても、収量の増大を図るべく、栽培技術の向上はもちろんでございますが、春ブロッコリーの栽培面積の拡大、高齢化対策として、セル苗移植機の導入を検討しておるといってございます。

ただ、露地野菜の耕作者の中で、若い農業者で、技術を習得した方が、レンタルハウス等の施設園芸に転換をしている現状もでございます。また、平成16年2月に、水田農業の構造改革の推進、それから水田を活用した作物の産地づくりの推進等に資することを目的に設立しました宿毛市地域水田農業推進協議会が作成しております宿毛市地域水田ビジョンにおきましても、オクラ、ブロッコリーは、宿毛の主要作物と位置づけておきまして、産地づくり交付金を活用しまして、振興を図ってまいります。

すくも夢いっぱい会の件でございます。昨年、民間の方で、宿毛市民の中で結成していただきましたすくも夢いっぱい会でございます。現在の会員数が104名で、食の安全部会であるとか、南国フルーツ部会であるとか、芋焼酎部会など、15部会ができていってございます。

それから、これは水稻等の減農薬栽培とか、地域の特産品を開発しようということを目的に、マンゴーであるとか、パイナップル等の栽培について、調査研究をしております。そのための補助金を、17年度の予算として計上しております。

すくも夢いっぱい会は、地域の皆様が、この産業起こしと申しますか、もともとの第1次産業というものを、もう少し、自分の足元を見て、活性化していこうじゃないかということから始まっているわけございまして、まちづくりであるとか、環境を考えると、そういうものがいろいろ広がりまして、宿毛のいろんな部門の方々がお集まりくださって、いろんな、これからの宿毛の産業開発も含めて、活動してい

こうというふうなことで発足したわけございまして、これ、夢ある宿毛の地域づくりということにも資するんじゃないかと思っております。

市民が全員参加していただけるようなことが、本来ならいいんじゃないかなというふうな感じは思っておりますが、産業それぞれのものがございまして、いろいろな部門におきまして、この産業振興に当たればいいのかなというふうな思いでございます。

以上でございます。

○議長（西郷典生君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） おはようございます。

6番議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ご指摘のように、近年、全国各地で児童生徒や教職員が犠牲となる、悲惨な事件が連続して発生をしております。さらに、憂慮すべきことに、このような事件は、都市部に限ったことではなく、いまやどこでも起こり得る状況となっております。

当市におきましても、不審者の目撃情報等が数件、報告されており、その都度、各小中学校へ危機管理対策の協議や、安全教育の周知徹底を図るように、指導をしておるところでございます。

幸いなことに、当地域で重大事件は発生しておりませんが、児童生徒や、学校の安全管理に、教育委員会も強い危機感を持っております。

平成14年度には、宿毛小学校の校庭が、職員室から死角になっているため、モニターカメラを設置をし、職員室で状況把握ができるように整備をするとともに、市内の小中学校に高知県警へ直通の緊急通報装置を設置をいたしました。

平成16年度当初には、市内小学校の3年生までに、防犯ブザーを配布するとともに、このほど、市内全小中学校へ2本のさすまたを配備したところでございます。

本年の4月には、防犯ブザーを新入学児童と5、6年生に配布し、全児童に携帯させる予定でございます。

さらに、各小中学校では、危機管理マニュアル等を作成しておりますが、先ほど、紹介されました事件等を教訓として、マニュアルの再点検と、子ども110番の家を明示した安全マップを、全校で作成し、児童生徒への周知と、安全教育の徹底を図るように指示しております。

なお、子ども110番の家が少ない地域につきましては、宿毛警察署等に相談をし、追加していただくなど、緊急避難場所の確保に努めたいと考えております。

しかし、このような対策は、有効な防犯対策ではありますが、より効果的な防犯体制を確立するためには、関係機関、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもたちを守る仕組みづくりが必要と考えております。

十 専門家の指導を仰ぐとともに、地区長会、PTA等のさまざまな組織やボランティアの応援をいただきながら、子どもたちが安心して登下校や生活できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

今年度から取り組みを始めました生徒指導総合連携推進事業の成果として、市内の全中学校区に、中学校区子ども支援会議が組織され、それぞれの地域であいさつ、声かけ運動を中心として、子どもたちの非行防止と、健全育成に取り組んでいただいております。

また、各小中学校には、開かれた学校づくり委員会もありますので、それらの組織にもご協力をいただきながら、安全対策のネットワーク化を実現していきたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○議長（西郷典生君） 教育委員長。

○教育委員長（奥谷力郎君） おはようございます。教育委員長、6番、寺田議員の一般質問

にお答えいたします。

私、教育委員長に就任して以来、3カ月少々が過ぎたわけでございますが、その間、議員の皆様や、多数の市民の皆様から、本市の教育行政推進に当たりまして、ご支援、ご協力を賜りましたことに対しまして、厚くお礼と感謝を申し上げます。

所信表明ということでございますが、教育についての思いという部分で述べさせていただきます。

まず、国は、新学習指導要領を実施するに当たりまして、心の教育の充実と、確かな学力の向上を2本柱に示し、新しい時代を切り開く心豊かで、たくましい日本人の育成を目指し、画一と受身から、自立と創造へという教育の構造改革を貫く理念を示しました。

本市では、平成9年よりスタートしました土佐の教育改革を基本として、教員の資質の向上、基礎学力の定着と学力の向上、学校、家庭、地域の連携による教育力の向上を目指して、取り組んでおるところでございます。

さて、まちづくりは人づくりからといわれます。活気や夢のあるまちづくりには、教育が大きな役割を担っていると認識しておるところでございます。教育の活性化ということで、私の思いを何点か述べさせていただきます。

1点目は、やはり子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、健康な体の生きる力をつけてもらいたいということでございます。

2点目は、子どもたちに、一人ひとりが可能性を見出し、個性を伸ばしてもらいたい。

3点目は、子どもたちが宿毛の自然や歴史に触れたり、郷土の偉人の足跡に学ぶなどし、志を高く持ち、郷土を愛し、郷土に誇りを持ってもらいたい。

4点目は、学校が地域と協働し、地域性を生かした取り組みを自発的に行っていただき、特

色のある教育活動を一層進めていただきたいということです。

5点目は、子どもたちの教育は、単に学校だけで行えるものではなく、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしつつ、子どもをどのように教育していくかについての考えを共有し、相互に連携、協力し、説明責任を果たしながら行えることが重要と考えておりますので、それらの連携を一層強化していただきたいと思っております。

6点目は、市民の信頼にこたえる教育のためには、学校のあり方、学校を管理する教育委員会のあり方、教育委員会と学校の関係などについて、市民の意見を十分に把握し、それを的確に反映する必要があるのではないかと考えております。

以上、これらの点を踏まえて、取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、子どもたちは、これからもますます変化の激しい、先行き不透明な、混沌とした時代を生きていかなければなりません。私は、そういう時代を生き抜いていける力や、さまざまな分野で創造性を生かし、主体性を持って行動でき、郷土に誇りを持った、たくましい子どもたちを育てなければならないと思っております。

今後とも、地域に開かれた教育行政を目指し、誠心誠意努力してまいる所存でございますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西郷典生君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 6番、再質問をいたします。

まず、土佐くろしお鉄道の事故についてですが、市長は、初日の所信表明の部分で、東宿毛駅からでもいいので、早急に再開するような話

をしてみたいということをおられました。確かに東宿毛駅、宿毛のまちの中にありますので、近くていいという気はするんですが、もしそれが諸事情で難しいというのであれば、平田にあります平田駅、これはエレベーターも完備されております。高齢者の方にも、非常に優しい駅でありますし、下には、一昨年までですか、切符も販売しておりました駅舎もありますので、ここならば、より早く、再開できるんじゃないかと、私なりに考えているわけですが、こちらあたりも検討してみてもどうかと思います。

また、事故の写真の部分ですが、実は、撮影をした方のコメントが、これは3月7日の読売新聞に出ているわけですが、デジタルカメラで撮影した祭りなどの行事や、台風被害の現場写真を、みずからのホームページで発信しているというコメントも出しています。

これは、そういう祭りなどの行事、台風被害と比べると、一人の方が亡くなり、またその撮影された現場、その時刻には、まだ死亡も確認されていない運転手の方がいたわけでありまして、僕の感覚で言うと、ちょっと不謹慎じゃないかというような気がします。

それと、あとの方に、ホームを40分ほど歩き回りながら、カメラのシャッターを10回ほど切ったということが出ておまして、これほど大きな事故だけに、事実を隠さずに、市民に伝えることが大事だと感じているというようなコメントで締めくくっているわけですが、これは、そもそも現場にカメラを持ち込むこと自体が、僕は消防団員としてどうなのかなというような気がいたしております。

特に、事故の経過を見ますと、9時に事故対策本部が設置されております。それで、その中で、死亡が確認されたのが12時5分ということですので、撮影時刻を見てみますと、2日の

11時というような時刻を新聞にも打ってますので、そこらあたりを考えると、ちょっと不謹慎ではないかなという気がいたします。

それと、事故後の、今も、きょうからですか、車両が撤去されようとしているわけですが、現場の管理の体制が、全体的にちょっと、問題があるがやないかというような気もいたしますが、市長の答弁があれば、いただきたいと思います。

続きまして、農業振興ですが、先ほど、中平議員の質問の中でちょっと出てました千葉県の高齢者がナバナを詰めているという話が出てたわけですが、宿毛市でも、約25パーセント、4人に1人が65歳以上の高齢者の現状やと思います。しかし、農業を中心とする第1次産業の主力は、この65歳以上というお年寄りの方が多いわけですね。

その中で、僕も議会に出るまでは、オクラ、ブロッコリーというものをつくっていたわけですが、そのときでさえ、高齢の方は、つくことはできるがやと。詰めたりする、あとの作業がなかなか大変でできないというような話がありました。

この前、行って聞いたときに思ったわけですが、今、オクラは農協の選果場で詰めてますが、ブロッコリーは全部、自分ところで詰めていっているのが現状です。ミョウガもそのように、自分とこで詰めているのがほとんどやと思うんですが、ここらあたりを、地区を分けてというか、私の場合やったら橋上ですので、橋上やったら橋上のつくった作物を、その近隣のお年寄りに詰めてもらうという形をとれば、そのお年寄りの方たちも仕事ができるわけですので、多少なりとも収入も得られる。そういう形で、地域に活力が生まれれば、またこれは1つの農業振興になるんじゃないかというように思います。

このことについて、答弁があればお聞きしたいと思いますが。

次に、夢いっぱい会ですが、夢いっぱい会、確かに市長の答弁のように、市民全域に知れ渡ればというか、参加があればというようなことを、最後に言うておられました。私も一度、農業関係の夢いっぱい会の講習会と言いますか、に出席させていただいたことがあります。

約30人ぐらいでしたか、の参加があったようですが、見渡したところ、農業をなさっている方が10人いないぐらいの会でした。どのような会なのか、僕もちょっとわからなかったわけですが。

実際に農業を、農業部門でいえば、農業をなさっている方が、農業技術を確立したいとか、こういう食の安全部会というような会やったと思うんですが、その食の安全について研究し、それを発信していくというような部分でやられているんだと思ってたんですが、ちょっと自分の思いと違ってた。

実際、農協あたりと話をして、農協の営農センターの方とも話してますと、急にこの会に出れないかとかいう相談が来るというような話もしてました。やはり、宿毛市が事務局の一端を持っているわけですから、市民に対しても、ある程度、情報発信できる形をとるべきじゃないかというふうに思いますが、市長の答弁をいただきたいと思います。

次に、教育委員会で、安全についてですが、高知市の初月小学校というところの小学校で、ちょっと、名前を、はっきりした名前を忘れましたが、1週間か2週間くらい前に、パトロール隊という形をつくって、子どもたちの安全を、保護者、地域が中心になって守っていこうというようなパトロール隊が発足したというようなニュースを、テレビで見ました。

それとか、今、宿毛市もある程度、張って動いている車が見れるようになりましたが、私も張ってますが、県教委が発行したパトロール中

ですか、という、色が何種類かあるようですが、ステッカーを車に張って、保護者も今、協力しているわけですが、こういう形で、だんだんと動きはあるわけですよ。ただ、それだけでは、なかなか先にといいか、波及効果はないんじゃないかと、宿毛市において。やはり、もうちょっと安全についての力の入れ方はあるんじゃないかと思います。

もし、教育長の中で、宿毛市、来年度、17年度はこういうことをしたいということがあれば、お聞きしたいと思います。

教育委員長は、非常にすばらしい理念を持っているようですので、若さで頑張っていていただきたいと思います。

以上で2回目を終わります。

○議長（西郷典生君） 休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（西郷典生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

寺田議員の質問に対して、市長の答弁を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 寺田議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、1つは、東宿毛駅というよりも、平田駅からという、再開を望んだらどうかということでございますが、基本的には、私自身思っておりますのは、東宿毛駅でも平田駅でも同じということでございます。できましたら、東宿毛駅と申しましたのは、宿毛から通っている高校生が非常に多いということでございまして、この人たちが、通常なら30分で行けるところを、今、1時間かけて行っていると。朝の忙しいときに、30分余計な時間を使って行っているということで、非常に不便を強いられているとい

うことから、東宿毛駅ということを出しております。

また、東宿毛駅に着きましたら、必然的にこれは平田駅も通るわけでございます、そのエレベータが便利であるということは、もうこれは十分承知はしております。

東宿毛駅も平田駅も、実は形としては一緒でございます、これ、運行するためには、列車が発着したことを、列車司令室に連絡する信号、これが設置されていないところでございます。この2駅はですね。そんなことで、一度、宿毛駅に回送しなきゃいけないということでございます。

写真とか、テレビの映像とかで、現場は皆さん、ご存じだと思いますけど、レールはほとんど傷んでおりません。これ、車両と、それから駅舎が傷んでおるわけでございます、この宿毛駅に着くことはできるわけですが、乗降することができない。階段がめちゃくちゃになっております。

そういう状況でございますので、私自身としましては、東宿毛駅から運行再開を、一日も早くやっていただきたいということを願うものでございます。

それでまた、今、宿毛駅には広い駐車場が、無料での駐車場がございます。東宿毛駅には、現在、駐車場もほとんど狭い駐車場しかございませんが、皆さんご存じのとおり、国道沿いの沿線のところに、土地が、あいている土地がございます。こちらを駐車場に、市が占用、一時占有をさせていただければ、その駐車場問題は解決するんじゃないかというふうな形を思っております、とりもなおさず、一日も早い復旧を、これは安全確保ができた上で、ぜひ東宿毛駅なりを使ってやっていただきたいというのが、私どもの願いでございます。

平田駅を否定するものではございませんが、

東宿毛を使えば、平田も必然的に使って運行ができるというふうに考えているわけでございます。

それから、寺田議員おっしゃいました、先ほどの写真関係の新聞報道でございますか、この件については、私、実は3月7日の読売新聞を読んでおりませんので、承知していないわけでございますが、お答えするのは、先ほど申したとおりでございます。

それからあと、現場管理体制の問題でございますが、これは、私自身も、その当日、9時ごろから現場に参ったわけでございますけれども、そこには警察、それから消防署長、消防長、それから分団の方々が来ていただきまして、関係者を、先ほど申しました、非常に燃料漏れのところでガスくさいというところがありまして、いつ引火するかわからない、そういうふうな危険な状況でございましたので、すぐロープを張って、関係者以外入らせないというふうな処置をとっていただいておりますので、特に、現場管理体制ということで、これはまあ、突発のことでございまして、皆さんが大変な思いをしたと思いますが、特に瑕疵があったふうには、私は感じておりません。

皆さん方がそれぞれ、役目を非常に果たしていただいて、寝ずの番をしていただいたり、非常にご苦労なさって、現場の保存にも当たっていただいたということについては、この場を借りて、また改めて感謝を申し上げる、そういう次第でございます。

それから、農業関係のことでございます。65歳以上の方が大多数を占めるということで、特に介護予防であるとか、お年寄りの方々に元氣になっていただきたいということでございます。それには、よく動くこと、働くこと、それから農業に従事されること、こういったことが非常に大切なことという認識は持っており

ます。

寺田議員からの、これはご提案と受けとめて、一応、農協であるとか、うちの行政の方も、こういったことについて、後押しをするということで、官民共同でことに当たってまいりたいと、このように思っております。

それから、夢いっばい会の関係でございます。昨年できたばかりで、いろんな方が、いろんな形での、いろんな部会ができておる関係で、これは事務局、一応、宿毛市の方に1名の者が専用的におるわけでございますが、何様、まだできたばかりのところで、部会が何か開くたびにできるような状況のようでございます、少し、体制もまだまだできてない状況であろうかと思えます。

ぜひ、こういった市民の動きでございます、情報発信も体制整えばしていかなくちゃいけないと思っておりますが、これからのことでございますので、ぜひひとつ、寺田議員、議員各位におかれましても、市民の皆様にも見守っていただきたい。そして、一緒に育てていってあげたいというふうに思っているわけでございます。

ぜひ、どうぞご協力をお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（西郷典生君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 寺田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、有効な防犯対策、そういうことで、人的な防犯体制というのをつくっていかなければ、最終的にはならないんじゃないかと、こういうふうに考えておりますので。

現在、組織としてあります開かれた学校づくりとか、あるいは生徒指導総合連携推進事業の子ども支援会議というようなところ、あるいはPTAとか、そういったところでこの問題を、

パトロール隊という形を結成の方向に言いますか、そういうことも検討していきたいなど。

なかなか、私自身も、警察の方にもこの間、行きまして、補導センターとともにパトロールに、常時、登下校時に出てほしいと、こういう依頼をしてきたところですが、それには限界があるかと思いますので、そういう意味で、いろんな組織がありますので、そういった方々に、このことを投げかけて、話し合いをして、そういう人的体制の確立と言いますか、防犯体制の確立と言いますか、そういうものに取り組んでいきたいと、こういうように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（西郷典生君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 6番、市長の答弁もいただきました。教育長の再答弁もいただきました。その中で、私も消防団員の1人として、常々、先輩の団員から言われていたのは、1人で勝手に判断することのないように、市民の安全、財産を守る団員であってほしいという指導を受けて、今までやってきました。

その点で、非常に今回の事件は残念だったということと、市長に対しては、これからも、このくろしお鉄道の再開に向けて、努力をしていただきたい。私が言ったのは、平田駅からじゃないといかんということじゃなしに、平田駅が早ければ、の方が早ければ、平田駅で検討を試みてはどうかということを提言したことで、東宿毛駅を否定したわけではないので、それを聞いておいていただきたいと思ひます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（西郷典生君） この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時11分 再開

○議長（西郷典生君） 休憩前に引き続き、会

議を開きます。

1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、一般質問を行います。

一般質問通告書に基づき、市長にお尋ねします。

本題に入る前に、去る3月2日には、土佐くろしお鉄道宿毛駅において、思いもよらぬ列車事故が発生しました。この事故で殉職された職員の方のご冥福をお祈りするとともに、ご家族の皆様にお悔やみを申し上げます。また、けがをされた皆様には、お見舞いを申し上げます。さらに、事故直後から夜を徹して救助、事故対策に当たられました消防署、消防団ほか関係者の皆様、本当にご苦労さまでした。

大変悲しい出来事の直後ではございますが、こうしたことが繰り返されないことを願って、まず、第一議題として、土佐くろしお鉄道の経営についてお尋ねします。

土佐くろしお鉄道宿毛線は、多くの皆さんの期待にこたえ、平成9年10月に開業され、8年目を迎えました。今日では、宿毛市民にとっても通学、通勤する人々にとっても、なくてはならない存在となっております。

ところが、先日のあのような事故が発生し、市民に大きなショックを与え、また、非常に不便な状況となっております。

市長も、第3セクター土佐くろしお鉄道に出資している自治体の長として、早々に事故現場に駆けつけるとともに、その後も適切な意思表明を行っておられることに、市民の共感が聞こえております。

まず、この事故の概要は、3月2日20時41分ごろ、岡山発宿毛行きの特急「南風17号」が、宿毛駅のホームに停車できず、列車どめを乗り越え、駅舎に激突したものであります。この事故で、列車の車両と駅舎が大破するとと

もに、乗客と乗員に死傷者が出る惨事となりました。

この事故の原因については、列車のブレーキの故障、または何かの原因で運転士が運転できない状態に陥ったことなどが推測されておりますが、まだ調査中で不明な部分もあります。

次に、この事故の問題点として考えられることを列挙してみると、まず1番目に、運転士の健康状態から、業務内容に無理がありはしなかったかと思われる点があります。当日の勤務については、7時50分に出勤し、特急を中村駅から宿毛駅へ回送。9時3分、宿毛駅発の「南風」に乗車、その後、窪川駅と中村駅間の特急を3往復した後、窪川駅から乗り継いだ事故車両を宿毛駅に運転し、この日の乗務が終わることになっていたようであります。

インフルエンザによる休暇もあり、7日目に出勤した人には、無理な乗務の組み方ではなかったのではないのでしょうか。

2番目に、平田駅から・3キロで終着宿毛駅であるのに、この間をなぜ時速100ないし120キロものスピードで走らせることにしていたのか、これが減速できず、今回、推定時速113キロもの速度で宿毛駅構内へ入ることにつながったのではないのか。

3番目に、列車を自動的に停止させる装置をATSと言いますが、このATSを宿毛駅の車両停止位置から6カ所も設置しながら、今回はなぜとめられなかったのか。特に、運転手の体調にもしものことが起こりうることを想定すれば、宿毛駅の停車地点から194メートルのところを設置しているATSは、300メートル以上離れたところに設置しておくべきではなかったかと言われております。

4番目に、非常事態のときに、車掌が操作できる装置があるのに、車掌はなぜ非常弁を操作し、非常ブレーキをかけなかったのか。

他にも、検討すれば問題点はまだまだあるはずです。

次に、経営安全管理体制の見直しの必要性について、提起します。

その1として、土佐くろしお鉄道は、平成10年6月には、大方で故障していたワンマン列車に、牽引に行った救援列車が衝突し、約40人が重軽傷を負うという、考えられない事故を起こしています。また、運転士による非常ブレーキ作動ミスや、信号の誤認による脱線事故、ブレーキ不良や運転士のミスによるオーバーラン事故もたびたび起こしています。

さらに、職員の狂言強盗事件、誤払い用つり銭という不明朗会計処理、払い戻し切符の不適合処理など、社会的にも批判されることが繰り返され、安全面でも経営面でも、ずさんになっているのではないかと考えられます。

2番目に、安全・安心は公共交通にとって最も大切なことと思われませんが、現場で直接、危険を感じている職員の声が、安全に生かされていないようであります。このたびの宿毛駅の事故でも、多くの運転手が、いつかだれかは事故に遭うと思っていたと、このような事故が起こることを心配していたようであります。

会社に、運行やATS等設備の改善を求めているのに、こうした声が生かされなかったようであります。現場から、危険と指摘されたときに、すぐに対策をしておけば、今回の事故も防げたはずであります。

3番目に、今後の対策として、さらに乗務員の健康管理の徹底、車両ブレーキの再検討、終着駅の特別対策として、線路終端部の車両どめ防護設備の改善、有効なATS装置の設置等をしなくてはならないと思います。

もし、今度の事故も通過駅ならば、オーバーランで済んだかもしれません。しかし、終着駅であるということを考慮すれば、速度が超過す

ると、自動的に減速するATSPの設置も考えるべきではないでしょうか。安全に妥協はありません。常に安全第一を組織の中心に据え、安全と安心の信頼回復へ向けた市長のお考えをお尋ねします。

続いて、今度の事故の責任の所在について、お伺いします。

私は、このたびの事故は、職員からも求められていた安全対策をせず、漫然と経営した結果起こった事故だと思います。市長もご指摘のように、ずさんな経営体質をそのまま続けていいのかどうか、責任の所在も明らかにするべきではないでしょうか。

最後に、復旧対策について、お尋ねします。駅舎の復旧には、数カ月を要するようですが、多くの市民や通勤、通学者から、一日も早い復旧が待たれています。これにどうこたえるか、お尋ねします。

また、復旧経費が2億5,000万と見込まれているようです。このうち、保険で対処できるものもあるようですが、自治体負担がどうなっていくのか、お尋ねします。

続いて、行政改革についてお尋ねします。

その1番目として、行政改革の進め方について、お尋ねします。

国の三位一体改革の押しつけにより、地方自治体の財政運営が非常に厳しくなっていることを、市長も行政方針の中で述べられておりますが、まさにそのとおりだと思います。

そこで、市長は、行政の効率化を求めています。しかし、これもまた、必要なことでしょうか。しかし、この効率化の方向は、不必要なものを削除、削減して、市民生活に必要なことは充実させるべきではないでしょうか。今、政府が進めているような不要不急の大型公共事業の継続、自衛隊のイラク派兵、アメリカ軍への思いやり予算、その他多くのむだはそのままにして、国

民の福祉や教育予算は大幅に切り下げる、まさに逆立ち行政に進むべきではないと思います。

宿毛市においても、機構上、行政上のむだがあれば省く。公共事業は、市民生活に密着した必要最小限のものにする。市民に、これ以上の負担を押しつけない。職員、労働者の労働条件を悪化させない、こうした方向でご検討を願いたいと思いますが、市長のお考えをお聞きします。

次に、行政改革の2番目として、職員の資質向上と意識改革について、お尋ねします。

私は、行政改革を進めるためには、市民の協力なしには進まないと思います。市役所全体が、市民の信頼を得ることが大切かと思います。市長も選挙戦の中で、職員の資質向上、市民の心を大切にする市役所を訴えておりました。

行政方針の中でも、教員については、資質向上を明記しておりますが、市職員については、明記されておられません。

最後のページで、自治体職員としての自覚と、新たな発想をもって業務に取り組むよう指導してまいりますとなっておりますが、このことが資質向上なのでしょうか。

具体的には、憲法はその15条で、すべて公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと定義していますが、真に全体の奉仕者となっているか、市民の生活、暮らしを支える役割を果たしているか。また、法律や社会的道義に反する言動をしない体制ができているか。職員の接遇に関する研修はどうなっているか。不平等に対する内部告発者の保護はどうなっているか。市民の声、苦情等をくみ上げ、民主的に処理されているか。こうしたことに対する市長のお考えをお聞きしたいと思います。

3番目に、市町村合併についてお尋ねします。

まず、1番目に、なぜ市町村合併が叫ばれているかという点について。

今、全国各地で市町村合併が叫ばれています。地域住民が、本当に自分たちにとって住みよいまちづくりのために、積極的に合併を求めているのは、ごく一部ではないかと思われま。多くは、政府が地方自治体に下ろす交付金や補助金、負担金削減による自治体財政の困窮を心配しての合併ではないでしょうか。

今日の日本の地方自治は、日本国憲法の主権在民を現実に生かす方法として、憲法の大きな柱の役割を果たしています。

その地方自治のあり方については、憲法92条の中で、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方公共団体の本旨に基づいて、法律でこれを定めるとしております。この地方自治の本旨は、住民が主体となって、その自治体の物事を決めていく住民自治と、国に対する地方自治体の独立を示す団体自治から成り立っています。

十 戦前の日本帝国憲法のもとのような市長の任命制ではなく、市長は、その行政区の住民の選挙によって選ばれるため、市長は、時には国の指導や方針と違った言動もできるわけでありま。

こうした力が、今日の日本の平和や福祉政策を支える大きな力にもなってきました。

ところが今日、国から見て、地方をコントロールしやすくするためには、自治体の数を減らしておきたいとする思惑が、政府の合併押しつけのもう1つのねらいともいえます。

こうしたことから、政府のアメとムチによる押しつけ合併には警戒する必要があると思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

もう1点は、大月町との合併についてであります。大月町との合併については、今、法定合併協の中で議論がされておりますが、私は、合併のための合併ではなく、宿毛市と大月町の未来を考えた、夢のあるまちづくりプランを先に

打ち出すべきではないかと考えま。

次に、合併後の組織機構については、三原村の住民投票の結果で白紙にはなりましたが、前回の合併内容に対して、宿毛市民の中では、大月町へ福祉事務所と水産課を置く分庁方式については、宿毛市民にとって不便である。経費削減の趣旨に反するといった意見もありましたが、このことはどうするの。

さらに、経費削減といいながら、市町村の議員が、在任特例で全員残るのは問題だ。合併と同時に議員の選びなおしもせよとの批判もありました。私も、議員選挙も行うべきではないかと思いま。

このほかにも、合併協で決まる内容には、市民の賛否それぞれあり、また、これからの長期的な自治体組織に向けての決定であり、住民投票など、全住民の意思によって決定すべきだと考えまが、市長はどのようにしたいの、お尋ねいたしま。

以上で、私の第1回目の一般質問を終わります。

○議長（西郷典生君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、1番、浅木議員のご質問にお答え申し上げます。

先ほどから、午前中にもございました土佐くろしお鉄道の事故の関連でございます。

まず、1つは、事故に対しての原因という形でのご発言でございました。ご承知のとおり、私も専門家ではございませんで、この事故原因につきましては、国土交通省の航空事故調査委員会というのがございまして、こちらから係員の方が2名ほどお見えになりまして、専門的な立場から調査をしていただいております。また、警察の方も、高知県警におきまして、どういった形になったのか、調査中でございます。

もちろん、私どもに事故の原因がわかるすべもなく、これは、このような警察の調査、そし

てまた事故調査委員会の結果、そういうものを待たざるを得ないのではないかなというふうに思っております。

いろんな機器のお話、ATSのお話とかございましたけど、この件につきましても、私どもも専門家でございませんで、なかなかこういうことに対しまして、お尋ねのあった件について、これはこうですというふうな答弁はできない状況でございませんで、そこの辺はご容赦を願いたいと思います。

その結果が出ましたら皆さんに、市民の皆様もやっぱり気になるころだと思いますので、これは議会なり市民の方々にも、これはぜひ、我々に調査結果がいただけるようなことでございましたら、その面につきましても、報告をさせていただきたいと、このように思っております。

それから、職員がインフルエンザにかかって長期休んでいたというふうなことも、これは、実は土佐くろしお鉄道の方から宿毛市の方に対しましては、いろんな報告がまだございませんで、土佐くろしお鉄道の方も、事故の対応にかなり時間を割いておりまして、いろいろな報告を、恐らくあちこちにしなきゃいけない。事故調査原因であるとか、管理体制とか、いろんなことを鉄道会社なりに、今、対応に追われている状況でございませんで、宿毛市といたしましては、あれを出せ、これを出せというふうな形での、今は注文をつけておりませんで、今、我々が入手し得るものは、残念ながら報道機関からの聴取事項を、新聞で読むというふうなことが主なものでもございまして、これ、あくまでも報道からの知識ということでもございませんで。

実際にやはり、これは土佐くろしお鉄道の方から、我々が直接、いろんなことを聞いたうえでの皆様方にご披露申し上げられるものが特にございませんで、休んでいた方を、そうやって

すぐに運転業務につかせたということは、報道で聞いておりますけど、そのことが適切であったかどうかにつきましては、また、直接、土佐くろしお鉄道、今度、午前中の答弁でも申し上げましたが、26日の日に土佐くろしお鉄道運営協議会というものがございまして、その席でくろしお鉄道の方にも、我々の方からも聞いてみたいというふうには思っているところでございませんで。

いろいろな今までの経営体質だとか、そういうお話もございませんで。釣り銭問題であるとか、御免奈半利線の狂言強盗事件ですとか、それから衝突事件というふうな不祥事がございませんで。くろしお鉄道なりには頑張っていると思ひますが、やはり、これは外に出てきた問題として、この管理体制が悪いのではないかというのは、これは一般の方々全員がそういうふうには思っていることではないかなというふうには、私自身も思っております。

これもやはり、私ども、いろいろくろしお鉄道に出資したり、援助支援したりしている公共団体といたしましては、ぜひ、こういうものについても、ただしていかなきゃいけない、そういう事項だというふうには思っているわけでもございまして、これも26日によろしく、沿線の地方自治体も含めまして、土佐くろしお鉄道から直接お話ができる状況でございませんで、その時点でのお話を、またの機会に、終わりましたら、またご報告もさせていただきたい、このように思っているところでございませんで。

それから、安全・安心ということでの浅木議員のお言葉でございませんで。これ、公共交通として、安全・安心というのは、これはもう言うまでもないことでございまして、いまさら言うこと自体が誤りでございませんで。事故が起こってから、これをしなきゃいけない、あれもしなきゃいけない、これは公共交通

としての努めが果たされないわけでございます。

こういった大きな事故が起こっております。これは、完全に安全に対する取り組みを、漏れのないようにしていただかなきゃいけない。そして、午前中にも申しあげましたが、我々としては、鉄道が非常に便利な、我々にとって輸送手段でございますので、一日も早い復旧ということで、東宿毛駅からなり、平田駅なりと言うことを申しあげておりますけれども、これは、やはりその前に安全運行を確保できてから、そういったところを使ってやっていただきたい。

駅舎につきましては、報道によりますと、6カ月の時間がかかるということでございますので、これは乗り降りができません。6カ月も放置しておきますと、鉄道もさびがいくんじやないかなという心配をしております。こんなことでございますので、できるだけ、我々、その不便さを思っているわけでございますので、一日も早い復旧ということをしていくことと、くろしお鉄道に対しまして、いろんなことを問い合わせたりただしたりしていくのが、26日の日になるんじゃないかと、このように思っております。

それから、次に、行政改革でございます。まず、1つは、行政改革を推進する上での基本姿勢ということだと思っておりますが、17年度の行政方針の中でも申しあげましたが、地方分権の流れとか、国の三位一体改革の推進等で、地方自治体を取り巻く環境は非常に厳しい状況でございます。行政の効率化に向けた取り組みは、これはもう強く求められているところでございます。

このような中で、本市におきましては、宿毛市の行政改革大綱に基づきまして、組織機構の見直しを初めとする各種の取り組みを、今までも推進してきております。今後、さらに厳しい状況が予測されると思っております。行政改革に伴う

事務事業や、組織機構の見直し等によって、市民の皆様にも一定の負担をお願いする場合もあるかもしれませんが、その前段としまして、職員給与の適正化や、定員管理の適正化等に徹底的に取り組む。

それから、これまで当たり前のように行ってきました事業や制度についても、聖域を設けることなく、ゼロからの見直しを行いまして、むだのない行政運営に努める必要があると考えております。

今日のように、非常に厳しい行財政環境の中で、市民の皆様はもとよりでございます、職員一人ひとりの協力が不可欠であると、私は考えております。そのためにも、市民の皆様に対し、行政情報を積極的に公開しまして、現在の宿毛市の状況を十分ご理解いただく上で、少々我慢していただかなきゃならないところではご協力をいただくとともに、職員に対しても、積極的に理解を求めるとともに、痛みを伴う改革についても、取り組んでいかなきゃならないというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の職員の意識改革に関してでございます。これまでの取り組みが、市民の目に見えてこないんじゃないかなというふうに思われているようでございますが、就任以来、職員に対しまして、常に市民の目線に立って仕事をして、市民が今、何を行政に対して求めているのか、そういったことを意識して、仕事に取り組むよう指導してまいりました。

また、民間の経営感覚とあわせまして、自治体職員としての自覚を常に持って、市民の皆様 に接してほしいというふうに訴えてまいっているわけでございます。

この私の思いを、職員一人ひとり、対面で伝えるということは、なかなかできてはおりませんが、幹部職員との意見交換の場を、毎週持つております。それから、課長補佐級の職員との

交流も、これ毎月実施しております。なかなか一人ひとりに会うことはできません。係員の方々、それから係長の方々との場を設けることには、まだ至っておりませんが、幹部職員との交流の場とか、課長補佐級の方々の月1回の会議の中で、現場の声を直接受けとめるというふうに、市政に対する基本的な考え等について、幹部職員のみならず、職員を通じまして、幹部職員を通じまして、職員の方々に理解していただいているというふうに思っているわけでございます。

市民の皆様から、直接、投書等を通じまして、市職員の問題等について、ご指摘とかご批判、そういうものをいただいたことがございます。その都度、私はその幹部職員、これ、あの庁議にてでございますが、庁議や課長補佐会議において、その内容を明らかにしておきまして、全職員で問題を共有する中で、必要な改善を行うよう、指導を行ってまいりました。

また、批判ばかりじゃなく、非常に職員の対応がいいよというふうなおほめの言葉もいただいていることも、ご紹介を申し上げたいと思います。

まだまだ完全というわけには、なかなかまいりませんが、少しずつ、そういった考えが、職員の方々に理解していただけているというふうに、私自身は思っております。

今後も職員の資質の向上を図ります。それから、市職員は、全体の奉仕者でありまして、市役所は最大のサービス産業であるというふうな認識を、全職員が共有できるよう、一人ひとりの意識改革にも努めてまいりたいと思っております。

次に、市町村合併でございますが、合併につきましては、いろいろと当市にも議会にも、特別委員会をつくっていただいたり、3市町村のときにも住民説明会を開いたりということで、

対応してまいっているわけでございます。

平成14年の4月から5月にかけては、宿毛市の地区長連合会と青年会議所が共同でアンケートなどを実施されております。

それから、先ほど申しました、3市町村での合併の住民説明会は20カ所、市内の20カ所でやってきたわけでございます。

特に、そのときから、住民の方々に、合併に反対であるというふうなご意見はほとんどなくて、合併を推進するよというふうなご意見が非常に多かったということでございます。

そういう民意を聞く中で、今回、大月町との合併を進めているところでございまして、先だつては、議会の方の議決もいただきまして、大月町、宿毛市との合併協議会を設立しまして、昨日13日に第2回の合併協議会を開いたところでございます。

先ほど、浅木議員からの、これはどうなっている、あれはどうなっていると、いろいろ個別の項目ございました。これについては、合併協議会の中で決めて、皆さんのご意見をいただきながら決めていくものでございまして、今後の合併協議の中で、いろいろ代表者の方々のご意見を聞きながら、1つずつ決めていかなきゃいけない問題ということで、協議会の中身につきましては、できるだけ皆様方にたくさん、情報を提供したいというふうに思っております。

昨日の協議会の結果につきましても、けさ、速報版として、一応、作成をしておきまして、これをまた配布をさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西郷典生君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 再質問をいたします。

先ほど、市長の方から、くろしお鉄道の問題について答弁を受けましたが、この専門的なことについては、私も鉄道のことについては素人

ですので、自分で得た情報の中で提起したわけであり。今後のいろいろな機会に、それを生かしていただきたいと思います。

しかし、私がここで1つ問題にしたいのは、私は素人ですが、新聞記事等を見ると、同じように仕事をしている、現場で仕事をしている人の意見ですね、これが経営に反映されていないというふうに、私は感じたんですね。ここは非常に危険な部分だと思うわけです。

私も、国有林の中で長く仕事をしてまいりました。特に、職場の安全問題については、絶対引かないという面で、命と暮らしを守るという面で取り組んできたわけであり。

特に、それぞれの仕事については、安全なくして労働なし。戦いなくして安全なし、というスローガンを持ってきたわけです。やっぱり、安全の確保をされた職場でないと、仕事はできない。命まで捨てるわけにいかんという面があります。

もう1つは、戦いというたら言葉はきつすぎますが、やはり職場のそういった諸問題が、しるべきところへ反映されるということは必要であります。

先日の新聞報道にもありましたように、このATS問題につきましても、直接乗っている人が危ないと。このままやったら、だれか事故になるだろうというようなものを、これがなぜ、くろしお鉄道の経営陣に届かなかったのか、ここが非常に疑問な点であります。こういった仕事のプロ、この人がやっている、問題提起しているものに対して、耳を貸す、それを聞き入れる状況になかったんじゃないかと思うわけであり。

こういった経営体質を改めて、やはり安全の問題について、提起があれば、やはり点検して直していく、こういった姿勢をくろしお鉄道に持ってもらうなかつたらいかんと思うわけです。

私もそういった面では、宿毛駅の問題について、ATSの問題についてもわからなかったので、ATSがあるから事故はないだろうと。いつでも列車は、どんなときでもとまってもらえるもんだと思って乗ってきたわけであり。

そういったことを裏切るようになったのが、今回の結果であると思うわけですね。そういったことを、重要な問題として受けとめて、やはり経営者の中に、問題点を指摘されたらすぐに直すと、対策を打つ、こういった気風、また、それが自由にものが言える、提起ができる環境というものを整えてもらいたい、こういう面での提起をしていただきたいということが中心であります。

それと、行政改革についてであります。それぞれ、私も提起しましたように、要らんとことを省いて、それでどうしても回らなったら、それは市民にも負担をとということもあるかもわかりませんが、市民から見て、市の方でむだをしているということがある限りは、なかなか市民が納得してくれないと思うわけです。

そういった面で、市長は先ほどお話のありましたように、市の執行の中で、本当のむだがないのか、きちっとチェックしていただきたいと、こう思うわけであり。

それと、職員の資質向上についてですが、確かに市長の言われましたように、今から20年、30年前よりは、対応がよくなったと私は思います。しかし、今日でも、市の職員の対応について、いろいろな苦情があることも、これもまた事実であります。それぞれ、中身については、法律上できないものとか、いろいろ予算の都合でできないものはできない、それはもう断るしかないわけでありますが、言葉づかいの1つに非常に問題があるわけです。

やはり、それぞれの立場を考慮して、丁寧に断るべきものは断るという方法でないと、その

場合に、相手に対して、乱暴な言葉で断ると、中身の問題ではなしに、言葉だけが、今度は言葉を発したことが争いになるということも、私はたびたび経験するわけであります。

そういった面で、やはり、銀行並みに、「いらっしゃいませ」「ありがとうございます」と、そこまではいかんかもわかりませんが、やはりそれぞれの職員の応対、ものの言い方、そういった接遇面を、もう一度点検し、改善していただきたいと、このように思うわけです。

市長は、民間の経営感覚と言いましたが、民間はそれぞれあるかもわかりませんが、非常に丁寧な言葉遣いをしているところが見られるわけです。

それと、もう1つは、市民の目線に立ってということですが、やはり、それぞれ聞いてみると、目線が市民の目線には、まだ立ってないと。やはり、高いところから見下ろすという批判があるわけです。住民にとって、やはり市の職員が同じ目線、そういった市民の目線でものを見て対応する、そういうことが必要じゃないかと思えます。

そういった面で、今後も研修、そういったものを含めて考えていただきたいと思えます。

それから、合併につきましては、私は今進められている合併、全国的な問題、また、現在進められている宿毛の合併問題について、問題点を提起したわけでありますので、今後、検討していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（西郷典生君） 市長。

○市長（中西清二君） 3点ほどお答え申し上げます。

まず、くろ鉄の問題でございます。これは、いろいろ社内の内部の話もでございます。先ほど、私、申し上げましたように、26日に運営協議会がございまして、その部分で、これはや

っぱり浅木議員がおっしゃったようなことも聞かなきゃいけないこともあります。今、実際に現場の職員の意見が経営陣に届いてないんじゃないかという話も、これもやはり報道というよりも、私自身、くろ鉄の幹部の方々に、そういうものについては問い合わせ、やっぱりして、ただすべきはただすという形にならなきゃいけないと思いますので、報道を見た形で、従業員だけの言葉をそのまま、信用ということではないと思えますけど、そういう形での発言というのは、ここではちょっと控えさせていただきたいわけでございます。

これがまた、くろ鉄側と話をしまして、こういう問題があった、ああいう問題があったということに関しましては、またご報告もさせていただきたいと思っております。

それから、行革の問題でございまして、これは私どもも、本当にむだなことを省いていく、市の職、中からもむだなことは省いていって、本当にもう、一銭でもむだなことをしちやいけないというふうな気持ちで、ここにおける市の職員、そして全員がそういう気持ちは持っているというふうに、私は信用しておるわけでございます。

それから、接遇の改善とか、いろいろ言っているところもでございます。市役所というのは、国や県と違まして、非常に市民の方々と親しく接する場というふうに、私、思っているわけでございます。

そうすると、どうしても、本当に親類のようななれと申しますか、そういう言葉でかける場合もあるんじゃないか。それが、たまたまちよっとそんざいな口調になったという場合もあるかと思えます。これはまあ、受け取り方の問題でございまいしょうが、これ、職員の皆さんも、その面については、非常に気をつけているということでございます。

十分な誠意を持って、職員は対応しております。ぜひ、そういうことがなかったら、その面については、私なりに、ぜひこのところがいかんぞということは言うていただければそれで結構でございます。直すべきところは直してまいりますので、どうぞご協力をお願いしたいと思います。

合併の問題につきましては、今、協議会を開いておるところでございますので、この面で、皆さんが今後の市のことをどうしていくかというのを、ご意見を伺いながら決めていかなきゃいけない、こういうところでございます。

○議長（西郷典生君） 1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 今、答弁いただきましたが、くろしお鉄道の問題については、市長にすべての決定権があるわけではございませんので、これ以上の質問はしません。

先ほど提起した問題を、今後、しかる場所に提起して、改善していく1つの材料にさせていただきたいと思います。

そのほかの問題についても、再質問はいたしません。

以上で終わります。

○議長（西郷典生君） おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時00分 延会

平成17年
第1回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成17年3月15日 火曜日）

午前10時 開会

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	福田 延治君
次長 兼庶務係長	小野 正二君
議事係 長	岩本 昌彦君
調査係 長	嵐 健君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西 清二君
助役	西野 秋美君
収入役	中上 晋助君
企画広報課長	小松 宣男君

総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長補佐	高木定一君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	大塚勉君
水道課長兼 下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

+

+

-----・-----・-----

午前10時01分 開議

○副議長（濱田陸紀君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

12番岡村佳忠君。

○12番（岡村佳忠君） おはようございます。一般質問に入る前に、一言申し上げておきたいがございます。

3月2日に発生いたしましたくろしお鉄道の列車事故により、運転手、名本さんがお亡くなりになったことはご案内のとおりでございます。心から哀悼の意を捧げたいと思っております。

けがをされました方々に対して、お見舞いを申し上げますと同時に、療養中の方々が、一日も早く全快されますよう、お祈りを申し上げます。

早急に原因を究明し、安全性はもとより、公共性とマイレール意識の高揚を図っていただきたいと思っております。

昨日の一般質問を通じまして、市長の決意表明もされておりますので、答弁は結構でございますが、もし何かあれば、お答えをして、改めて決意を披露していただいても結構でございます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回の質問に当たり、行政方針についてのみ通告いたしましたところ、各方面、関係者から、さまざまなご批判をいただきまして、反省をいたしておるところでございます。

私は、平成16年第1回定例会の一般質問を通じまして、次のような質問をいたしました。

要旨は、行政方針は市長選挙で市民の方々に訴えた公約が基本であり、このことが盛り込まれたものでなければならない。行政方針は、市長の主要な施策を市民に示し、予算で裏打ちを

しながら、果敢に実行していく指針である。そのことが、リーダーとしての大切な責務ではないでしょうか、と質問をいたしました。

しかし、平成16年の行政方針というのは、平成15年度の行政方針のコピーであったわけでありまして、行政は継続することが、より重要であることは当然でございますが、年度をまたがって推進されている事業も数多くあることは承知をいたしております。

中西市長は、元気都市づくりをスローガンとして、市政の変革を目指しての決意で当選を果たしたものでございまして、新しい変革に新しい酒を盛るとの立場で行政方針を、市民に示すべきではなかったとの質問の要旨でお答えをいただいたところであります。

中西市長の答弁の要旨は、私自身、市民優先とか、市政の変革などを打ち出しているが、12月26日に就任し、職員に対し、常に市民の目線で業務を精励すること。行政のあらゆる情報を、積極的に開示して、市民と行政が協働してまちづくりに取り組むことの重要性を認識するよう、指導している。

平成16年度の行政、市政執行に当たっては、福祉、教育、環境、市町村合併、産業の振興など、市民生活に直結した施策については、これまでの継続事業とか、既に決定した事業等については、市政を停滞させることができませんので、継続して推進をしていかなければならない。

また、大変厳しい財政状況の中で、市民の皆さんに訴えてきたことを、直ちに16年度予算に反映していくことについては、非常に困難な部分があり、これから可能なものとして取り組む。その結果、予算的には、少額であるが、市民の健康づくりとか、中心市街地の活性化事業などについて、予算措置をしている。

今後も、これまでのよい部分を継承し、新しい発想も積極的に出して、市民が健康で、心豊

かな生活ができるよう努める。との答弁をいただきました。

私は、2回目の質問で、公約が行政方針に盛り込まれていないとの指摘に対しては、市長は、公約として掲げたものを実現していきたい。しかし、いろんな制約があって、との答弁をされているのでございます。

そこで、行政方針とは何ですか、どのような認識であるかについて、お聞かせをいただきたいと思えます。

私は、市長自身がどのような宿毛市を確立するのかのバイブルではないかと考えています。

そこで伺いますが、行政方針とは、本年度の行政の基本として、市民に提示するものである。予算の裏打ちが必要なものは、措置がされているかどうかを市民に示すべきである。前年度の成果と欠陥が整理された行政方針でなければならないこと。このことが、行政方針の意義であると考えています。継続性のあるもの、新規の事業や市長が公約に基づいて実施した事業や行動について、方針に盛り込むことこそ、市民の信頼につながるのではないかと考えますが、市長のご所見を改めてお尋ねをしておきたいと思えます。

次に、行政方針は、21項目から構成されていますが、マンネリ化が進み、宿毛市をどのようなまちにしたいのか、中西市政の特徴が見えてきません。継続している事業内容、今後、市民サービスに必要とする新たな事業展開など、幅広く、大胆に市民に訴えるものにすべきと考えますが、市長の決意をいただきたいと存じます。

教育についても、教育行政方針で、教育委員会にも質問をさせていただきますが、市長は、親の背中を見て成長することが教育の原点との公約をされているのでありますが、行政方針では、現在、学校現場を中心として、子ども、保

護者、地域の問題点を指摘しているのですが、市長の教育に対する認識と、今後の対応について、ご所見をいただきたいと思えます。

次に、生活環境整備については、1点だけお尋ねをし、時間があれば、引き続き質問をいただきたいと考えておるところでございます。

し尿処理場が和田地区に設置をされ、契約期間が切れながらも、和田地区民の並々ならぬご理解と、多くの方々の努力によって、延長していただきましたことは、ご案内のとおりでございます。

幡西衛生処理組合で、次は大月町に設置をするとの決定から、場所を含めての準備に入っておったところでございますが、さまざまな要因で白紙になったと認識をいたしております。

分担金の予算が計上をされましたので、改修し、引き続き延長使用されるものであると考えます。

しかし、老朽化が進行していることも事実でございます。早急に対応すべきではないかと考えています。市長の決意をお伺いをいたします。

次に、行政方針の項の教育について、教育長に何点かお尋ねをいたしたいと思えます。

教育行政方針と重なると思えますので、お許しをいただきまして、市民に公表した行政方針について、お尋ねをいたします。

平成16年度の行政方針は、教育を取り巻く環境について、次のように述べられています。

教育基本法の見直しや、議論や、第2期土佐の教育改革、開かれた学校づくり、学校の説明責任など、変化している現状にあります。学校教育の基本は、基礎学力の定着にあり、児童生徒にわかる授業、興味を起こさせる、魅力ある授業をすることで、子どもたちに確かな学力をつけることが大切であります。

このため、教育研究所を中心とした資質と指

導の向上を目指し、研修や研究事業に取り組んでまいります、となっております。

しかし、このことは、教育行政方針と行政方針が別々に出されておるわけでございまして、教育行政方針は、市民への表明は、議会ではなされておられません。そこで、国が施政方針だとか、外交方針だとか、財政方針だとかいう演説を閣僚からやられておるわけですが、そういうことで、行政方針から教育の部を取り除いて、教育行政も同時に、議会で表明をしていくという制度を提言をし、ご所見をいただきたいというふうに思います。

平成17年度の行政方針では、こうした状況、いわゆる構造的な経済不況、大人社会のモラルや地域の教育力の低下など、極めて憂慮すべき状況であります。とした上で、治療から予防、量から質への転換や、市民との協働を積極的に進めながら、21世紀心豊かに生きていける子どもを育てる教育の確立を目指す、というふうに記述をされておるわけですが、ちょっと、この治療から予防、量から質については、後でご説明をいただきたいなというふうに考えております。

それから、次に、スポーツの振興について、1点だけお尋ねをしておきますが、地域住民の自主的な運営について、いつでも、だれでも、手軽にスポーツが楽しめる総合型地域スポーツクラブの設立を目指した取り組みの促進に努めてまいります。

また、陸上競技場に設置をする写真判定機や、その他の運動施設の有効活用により、公認大会の誘致に努めるなど、各種団体と提携を図り、交流人口の拡大と地域活動に向けて取り組むというふうになっておるわけですが、この点についても、説明とご所見を求めておきたいなというふうに考えております。

次に、教育行政方針について、教育長にお尋

ねをいたします。

内容は、人権教育、学校教育13項目、生涯学習4項目について、方針が示されています。その上で、本年度の主要施策については、32項目にわたって、教育行政の推進を図ることになっております。

施設整備につきましては、学校教育施設の維持修繕に努める。2つ目として、小中学校の耐震診断を行う。3、宿毛市総合運動公園施設整備を行う。4、中央公民館に駐輪場を設置する。これは、文教センターの間違いではないかとも考えますが。5、その他の文教施設の整備、管理の充実に取り組むとなっております。

まず、教育長に伺いたいのは、これからの教育は、少子化、高齢化や高度情報の進行、国際化の進展、化学技術の進歩等といった大きな変化の中で、学ぶ意欲や、さまざまな課題に立ち向かい、解決の力を育てていくことなど、新しい時代にふさわしい教育を再構築することが求められていますとの表明がされております。

学校現場を長年にわたって経験し、今、宿毛市の教育改革の先頭に立って奮闘されている嶋教育長が、教育の再構築を求めることの、ご認識とご所見をいただきたいと思っております。

教育行政方針の中身については、2回目に具体的にお尋ねをしたいと考えております。

1回目の質問を終わります。

○副議長（濱田陸紀君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

市長、岡村議員の質問にお答えさせていただきます。

第1の質問でございます。行政方針に対する市長の考えということでございます。

先ほどの岡村議員のおっしゃるとおりの認識を持っておるわけでございまして、行政方針は、今年度以降の市政の、基本的な方針につきまして、前年度までの実績といったものを検証しな

きやいけないと。そういうことで、問題点を精査する中で、一応、いろいろな新規事業はもちろんでございますが、繰越事業とか、継続して取り組まなきゃいけない事業、また、市長としての本年度におけます予算に裏打ちされなきゃいけない、これはこういったビジョンを皆様にお示しするものであるというふうに考えておるところでございまして、この面につきましては、岡村議員のおっしゃったビジョンという、行政方針に対する意見とは違うものはなんらないというふうに、私自身考えております。

また、特色が余り出てないじゃないかという話でございますが、私といたしましては、この財政の厳しい折でございまして、多少なりとも、その種をまいたんではないかというふうなことでいるつもりでございまして。

方針の中にも出しております、まず1つは、国体が終わってから、15年度以降、何ら整備されてなかった陸上競技場、これはいろいろなスポーツイベントを打つ上でも、これが公認にならない競技施設では非常に困るということでございまして、これはやはり、完璧なものにして、市外の競技者が、この宿毛の運動公園に集まっていたら、走ったり飛んだりする記録が陸上競技としての公認記録になるというふうなことによって、また入り込む選手の方々もふえてくるんじゃないかと。そういったこともやらなきゃいけないということとか、夢いっぱい活動という市民の皆様方が、いろんな面、いろんな産業、1次産業は主なものでございますが、そういったものに対して、これは補助していく、この活動を支援していくということが必要なことではないんだろうかとか。

そしてまた、行政改革、今までなされていなかった、一般的に見て、やっぱり市役所の中でもおかしいと思われるものについては、これはカットしていかなくちゃいけないという実を挙げ

ているつもりでございまして、防災対策にしましても、非常にこれは重要というふうな位置づけを持っておりまして、少ない予算ではございますが、この防災対策には意を尽くしたつもりでございまして。

なお、これからも岡村議員のご指摘のように、特色が見えないということではございますが、市民の皆様は、少しでもわかりやすい形での行政方針を、今後、示すように努めてまいりたいと、このように思っております。

それから、教育関係でございまして、私、以前、親の背中を見て子どもは育つんだというふうなことで、私自身が貧しい、小さいころは貧しいところ。これは、私以前の方々にとって、非常にやっぱり、小さいころはこの地域は貧しい地域でございました。そういうふうなことで育てることから、今の形をいろいろ考えてみますと、やっぱり子どもたちの教育にとって、最も重要な場所は、私は家庭じゃないかなというふうなことも思っております。

やはり、家庭と学校、地域というふうなことは言われておりますが、やはり人としての、何と申しますか、しつけでございましょうか、以前、よく道徳、倫理道徳という言葉が言われておりました。人は礼に始まり礼に終わる。スポーツ関係におきましてこの言葉が、きちんとまだ守られてはおりますが、やはり、そういった人としてのしつけ、道徳といったものが非常に、まず人間として大切なことじゃないかなと、そのように思っているわけでございまして。

そしてまた、私自身、教育という学問も大切でございまして、子どもたちにとっては、体を動かすということ、皆さんが、本当は全員がスポーツを外です。これは室内スポーツもございまして。日本の伝統の武道もございまして。そういったものに汗を流すといったことも、1つ必要なことではないだろうか。

学問という知識を入れるのと、体で覚えるということと、いろいろな教育があらうかと思いますが、そういった、私自身が思いでございます。

それから、生活環境でございます。失礼しました。和田のし尿処理場の件でございますね。基本姿勢でございますが、これ、新設か改修かという検討をしまして、専門家のご意見を聞く中で、改修というふうに決定をしたわけでございますが、私が市政を担当した時点では、既存施設の操業に関する地元協定が、関係地区、住民の皆さんのご協力によりまして、平成19年3月末までの操業ということが、20年間延長されておりました、現施設の計画的な整備を図りたいということでございました。

これ、抜本的な改修を行うために、精密機能検査の結果を踏まえまして、昨年度、コンサルタントへ改修計画の策定を委託をいたしまして、平成17、18年度の2カ年事業で、事業採択に向けまして、ただいま、国へ要望しているところでございます。

本市におきましては、下水道の整備拡充を行っておりますが、し尿処理場は今後とも必要不可欠な施設と認識をしております、今後とも地元の協力をいただきまして、適正な処理を推進してまいりたいと、このように考えている次第でございます。どうぞよろしく願いを申し上げます。

1つ申し忘れました。

当初のくろしお鉄道の件でございますが、これにつきましては、昨日答弁を申し上げたとおりでございます、これは、非常に早い復旧を、まず望まなきゃいけない。そしてまあ、事故原因は専門家の方で、今、調査中でございますので、この原因の結果報告が出ました時点では、皆様方に報告をさせていただきますし、また、くろしお鉄道の協議会が26日でございます。

この時点で、くろしお鉄道からもいろいろ問い合わせたい事項もございますし、議員からのいろいろなご質問の向きも、一緒に問い合わせたい。その上で、やはり経営というものをきちんと考えていただかなきゃいけない。

公共交通としての安全の確保、人命を預かるという、非常に大切な公共交通でございます。公共交通機関でございますので、そういったところの観点からも、経営をきちっとやっていただかなきゃいけない、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

もう1つ抜けてた部分がございます。失礼しました。

教育行政方針と一般の行政方針の分離ということでございます。これ、岡村議員からの貴重なご提言でございますので、ぜひ、検討をさせていただきまして、教育委員会とも話をさせていただきまして、この検討をさせていただきたいと、このように思います。恐れ入ります。

○副議長（濱田陸紀君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） おはようございます。

12番、岡村議員のご質問にお答えをいたします。

教育行政方針の中の治療から予防、量から質への発想の転換と、このことについて、ご質問があったかと思っておりますので、まずそのことに対して、お答えをしたいと思います。

今まで、どうかと申しますと、問題がいろいろ起こったと。その問題に対応した取り組みを、今まではやってきた。そやなくて、そういう問題が起こらないようにするための、きちっと指導と言いますか、そういったことを要望するという体制の中で、起こらないためにというような考え方で、治療から予防と、こういうふうな発想でございます。

それから、量から質というのは、もう少し、例えばいろんな教科を教える中で、授業時間と

か、そういうものを確保するだけでなくして、それももちろん大事だけれども、1時間1時間のそういう指導の質の高さ、そういうものを求めて取り組んでいく必要があるのではないかと、こういうふうなことで、一生懸命、いろいろな指導の改善というふうなことも取り組んでおると。

こういう意味で、治療から予防、量から質への発想の転換と、こういうような形で、今後、取り組んでいかなければならないのではないかと、こういうことでございます。

それから、次に、スポーツ振興についてのことでございますけれども、スポーツ振興ということでご質問がございました。地域住民の自主的な運営による、いつでも、だれでも、手軽にスポーツを楽しめる総合型スポーツクラブの設立という点であろうかと思えます。

宿毛市におきましても、総合型スポーツクラブを設立をして、子どもからお年寄りの方々まで、生涯にわたってそれぞれのスタイルに合わせた、気軽にスポーツに参加できると言いますか、スポーツ教室とかイベントに参加できる、そういう体制づくりをしていきたいと。

そこで、宿毛市は、宿毛市体育協会と協議をしながら、市内のスポーツ団体の代表者会議で、これに取り組んでいただきまして、意思統一を図り、さらには、8人の代表者からなる準備会を構成して、スポーツクラブを立ち上げたいと、こういうことでございます。

それから、教育の再構築ということでございますが、そのことについて、お答えをしたいと思います。

私は、長年にわたり、学校教育におきまして、教育活動に取り組んでまいりましたが、教育は、子どもたちの基本的な学力、資質づくりだけでなく、その時代の状況、社会や子どもたちの状況によって、さまざまな教育課題が提起されます。それらの課題解決に取り組みながら、

きょうに至っておるわけでございますが、しかし、私が教員になった当時と比べ、社会や学校、子どもたちのおかれている状況は比較にならないほど、変化をしております。特に、近年の社会の変化の進行は、著しく、また先行きも不透明な状況となっております。

そこで、教育の再構築という表現につきましては、以上のような認識を踏まえまして、教育現場においても、前例主義にとらわれることなく、今、子どもたちに何が求められているのか、何を必要としているのか等を、しっかりと検証しながら、見直すべきところはきちんと見直して、そういう考えで表現したものでございます。

また、宿毛市におきましては、平成8年度に市内の中学校への入学予定者のうち、多数の生徒が愛媛県内の中学校へ越境入学するという、宿毛市の教育に対する痛烈な問題提起がなされたことも、宿毛の教育改革を進めていく大きなきっかけになったと、こういうふうに確認をしております。

これからの時代は、さまざまな面で、これまで以上に激しい変化に直面することが予想されます。私は、子どもたちが主人公を合言葉として、第2期土佐の教育改革の取り組みを基本として、家庭、学校、地域が一体となった取り組みを進め、心豊かでたくましい子どもを育成することが、市民の方々の、教育活動に対する信頼を得ることになると考え、これからも取り組んでまいりたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（濱田陸紀君） 12番岡村佳忠君。

○12番（岡村佳忠君） 再質問をさせていただきます。

まず、くろしお鉄道は、市長ご案内のように、75年かかって宿毛まで汽車が着いたがですね。ですから、これからも大切に使っていけないか

ん。市民の皆さんの利便を図っていかないかん。

いろいろ財政的にも大変でしょうけど、ぜひ、くろしお鉄道の運営審議会等において、宿毛市民の声も、ぜひ反映をしていただきたいなと、これは要望ですので、ご答弁は要りません。

それから、し尿処理の問題を1点だけお尋ねをしますが、16年度の行政方針では、計画ができたので次年度から取り組むということで、ことしから2年間の計画で、改修を行っていくということになっておるわけですが、抜本的な対応をするというふうに表現をされておりますが、総工費を含めて、どれくらいな予算が必要なのか。国の方から、どういう補助なり、そういうものが見込んだ事業ができるのか、その点についてだけ、1点、市長の説明を求めておきたいと思います。

それから、教育委員会の問題ですが、教育長から答弁をいただきました。

それで、まず、スポーツクラブと、それから総合スポーツクラブですね。これと、それから再構築の問題、そのほか、教育の理念についてはお話がありました。1つお尋ねしたいのは、学校安全法という法律が、今、検討、研究中というふうにお伺いをいたしております。NHKの夜中の視点論点という番組が、解説員が出てきてですね、そのいろんな内容についてお話をする番組ですが、この中でお話になったのは、今、全国の小学校、中学校が大変な危機にさらされておる。これはきのう、同僚議員からも、学校安全についてのご質問がございました。

宿毛市にいつ起こっても不思議でない状況が出てきておるというふうな答弁もあったわけですが、この教育安全法というのを、一日も早く通していただいて、まだ法案になってないわけですが、通していただいて、ぜひ、全国で子ども生命を守っていく、いう取り組みができればいいなというふうに、強く感じます。

その点についても、ご説明と、それからご所見を聞きたいというふうに思います。

ちなみに、この教育安全法というのは、学校の安全職員制度、それから、学校職員安全制度ですね。2つ目には、学校安全制度、3つ目には、学校災害の安全基準という3つから、どうも研究が始まっておるというふうに承知しておるわけですが、ぜひ、この取り組みについては、地方の地教委としても、取り組みをお願いをしたいなということで、ぜひご答弁をお願いいたします。

それから、もう1つは、教育研究所制度なんです。これは、平成10年ですか、平成10年に条例設置をされ、国の設置基準に基づいて、宿毛市も設置をされました。それで、事務分掌だとか、それから、組織だとか、こういったことは、条例を見るとわかるわけですが、この研究所がどういう役割を果たしているのか、教員の指導したり、あるいは教員の研修をやったり、いろんな教育研究所の任務を書いておるわけですが、どういう身分を持っておるのか。どういふですね、身分と言いますか、権限と言いますか、それを学校現場へ向けて、どのような行為ができるのか、そういった点について、どうも私どもにはよくわからない、ということなんですね。

それで、最後のところに、いわゆる毎年3月31日までに、末日までにですね、ことしの成果と欠陥を公表するという制度になっておるわけですね。ですから、ことしももう間もなく出るんじゃないかというふうに思いますが、なかなかの中身についても、議会には、議会とか一般の市民の方々には、公表されているのか公表されてないのかわかりませんが、公表することになっておるわけですから、ぜひ、その皆さんに、教育研究所が1年間研究した成果と欠陥も明らかにするようなシステムに、ぜひしてい

ただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

それだけやってください。3回目、やりますので。

○副議長（濱田陸紀君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡村議員の再質問にお答えいたします。

し尿処理場の建設総事業費でございますが、これは、環境省からの循環型社会形成推進交付金という形で、従来、国の三位一体改革等で、補助金等から交付金事業というふうなことで、名称がいろいろ変わったりしておりますが、この実施要領が、実はまだ示されてはおりませんが、こちらでの総事業費といたしましては、まず、総事業費では14億4,100万円で、14億でございます。

それで、17年度につきましては、5億9,300万程度。そして、18年度の予定でございますが、8億4,700万程度ということでございまして、恐らく3分の1ぐらいが、環境省からの交付金としていただけるということでございまして、これは、先ほど申しましたように、実施要綱がまだ定まっておりません。

私も環境省の方に、局長さんの方をお願いに行きまして、3月の末ぐらいには、この実施要綱ができ上がるだろうから、これをもって申請をしていただきたいというふうなことでございました。

まだ、その環境省の交付要綱が決まっておらない関係で、いろんなものが、どういう形で出せるのかということが、まだ不明でございます。

そして、工事内容でございますが、これ、概略だけ申し上げますと、処理の機器類を更新するということが、機械類でございます。それから、建物とか水槽につきましては、改修をしていくということで、1日の処理能力につきましては、既設の処理能力と一緒にございまして、62キ

ロリットルということで、現在の規模と申しますか、その処理能力を維持していくという形になっておりますので、この点だけご報告を申し上げます。

○副議長（濱田陸紀君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 岡村議員の再質問にお答えをいたします。

学校安全管理についてのことでございますけれども、学校の安全管理ということでございませぬけれども、今回の学校安全法の報道というのは、教育学者らでつくる日本教育法学会が、学校の安全環境づくりを、国や自治体、学校に義務づける要綱案を発表したものでございます。

この要綱案の詳細については、まだ、ちょっと資料として持っておりますけれども、かなり長いものがありますので、内容は発表しませんが。

この詳細については、まだはっきりと、地方の教育委員会等に下りてきておりません。この要綱案は、26項目で、国と自治体に最低限の安全基準の対策と、実施状況の調査、検証を要求することを柱とし、自治体や学校に実行実務を負わせております。

学校には、校長とは別に、学校安全管理者を配置し、さらに専門知識を持った学校安全職員らが、通学路も含めて、安全を確保するよう求めた、こういうものでございますけれども、内容を具体的に把握し、検討をこれからしてまいりたいと。

先ほど、そういったことを要求してほしいということでございますので、前向きにこのことは、非常に学校安全管理の面で重要なことだろうと考えておりますので、前向きに検討をしてまいりたいと、こういうふうに思っております。

それから、教育研究所なんですけれども、教育研究所は、宿毛市教育研究所設置条例施行規則というのがありまして、その目的第1条に、

この規則は、宿毛市教育研究所設置条例の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。分掌事務として、第2条に、宿毛市教育研究所の分掌事務は、次のとおりとするということで、9項目挙げられております。基礎学力の向上に関する事、教育実践上の課題の把握と対策に関する事、地方教育の推進に関する事、教職員の研修に関する事、教育計画等の調査研究に関する事、不登校児童生徒にかかわる調査及び援助に関する事、教育相談に関する事、その他、教育研究所に必要な事務に関する事と、研究調査が主体になっております。

そして、学校現場、先生方のいろんな支援と言いますか、研究の支援をしていくことを仕事としております。

それで、第3条に、条例第3条に規定する職員は、次のとおりとする。所長1名、研究主任2名以内、研究員若干名と。それで、第5条に、研究所の円滑な運営を図るため、宿毛市教育研究所運営委員会を置く。

この運営委員会の委員は、次の区分により、委員会が委嘱をし、任期は1年とする。ただし、再選を妨げないと、こういうことで、小学校及び中学校長2人、それから、小学校及び中学校教頭2人、小学校及び中学校教諭2名、小学校及び中学校養護教諭2名、学識経験者2名と、こういう運営委員会のメンバーで組織をされております。

それで、毎年、この教育研究所の運営に当たっては、情報教育部、あるいは学力向上部、教育相談部、健全育成部と、こういう形でそれぞれに関係する調査研究をして、取り組んでおります。

特に、重点施策としては、先ほどの分掌事務にありましたように、基礎学力の向上、生徒の健全育成、いじめや不登校、虐待等にかかる調

査、援助、情報教育の推進、教育研究活動の推進、道徳教育の推進、人権教育の推進、学校、地域、家庭の連携と、こういうふうな重点施策を掲げまして、目標を掲げまして、本年度も取り組んでおりますが、毎年度末に、こういう業務報告書というのを、1年間、各部で取り組んだ、そういうものを作成をしております。

これが25日に、一応、運営委員会に報告され、そしてきちっと作成されたものが30日の定例教育委員会の方に報告されると。

関係の方々には、これは配付をしておりますが、全市民ということにはしておりません。

なお、議会の皆さん方には、ぜひお配りをお願いしたいと、こういうように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○副議長（濱田陸紀君） 12番岡村佳忠君。

○12番（岡村佳忠君） 再質問をさせていただきます。

教育委員会についてのみ、質問を行いたいと思います。

まず、1つは、先ほど市長は、この教育行政方針の方へ移行してもいいのかどうなのか、この教育の項ですね。それで、21項目あるんですよ、行政方針というのは。それで、その中で、1つとして、教育方針がはめられておるわけです。記述も内容も、ほとんど変わらなごうです、教育行政方針とは。それで、まどろっこしいがごうです、こちち読んだりこちち読んだりすると、文章が逆になちちよるところもあつて、なかなか整理がつかんところがある。

だから、教育行政方針は方針として、そちらで、議会できちっと教育行政方針を述べるというごうなことをやらんとごうですね、今、せつかくテレビが入つておるわけですから、そしたら、教育の問題点について、市民の皆さんに知らせつていく努力がごうきりゃせんかというごうに、私は強く感じるわけです。それで提言というごうで

言わせてもろたがですが。市長は、前向きに検討するというふうな答弁ですので、教育長のその認識を、1点だけ聞かせておいていただきたいと思います。

それから、総合型のスポーツクラブですか、これは、こういうことをやるんだということはわかります。市民みんながスポーツに親しもうという趣旨はわかるんですよ。けど、内容その他が全然わからん。

これは教育長というよりも、課長の、生涯学習課長の方がええんかもわかりませんので、その内容について、お答えをいただきたいのと、まだ、体協の各トップ会談でも、会議でも、十分に把握ができんということで、今後、研究課題としておるんですよ。体協の役員会は。

だから、僕もあこの総合運動公園から、若干の資料をいただきましたけど、妙に姿が見えてこん、いう思いが強くております。

それで、ここの、スポーツ振興の核として、これをやるがじゃったら、もう少し具体的に、もう少し市民の皆さんに、きちっと、わかりやすく説明をすることが、非常に必要ではないかというふうに考えてます。

それで、わかっている範囲で、ちょっと内容について、高木課長の方から説明を求めた上で、教育長の決意をお示しをいただければというふうに思います。

ちなみにですね、行政方針というのは、この20項目から21項目でずっと流れようがですよ。それで、継続しようもんとか、それから、これからこうするんだというのが、もう21項目でかたまってしまうんですよ。

ほんじゃけん、市長がやる元気都市というのは、どういう都市かというようなのは、行政方針から見えてこんがです。だから、さっき、ちょっときついことを言うたかもわかりませんが、お許しをいただきたいと思います。

それから、もう1つですね、答弁漏れであろうというふうに思います。

教育研究所の、いわゆるこういうことをやりますよというのと、事務分掌ですね、分掌事務とも言いますけど、それと、組織はわかりません、僕らにも。それを3月31日までに公表するというのが、1つの条例の条件になっておるわけですので、それをどういう形で市民に、あるいは議会に、行政に知らせていくかということについて、お尋ねをしようがです。1回目に。

それで、その点もぜひ、ご答弁いただきたいと思います。

3回目、終わります。

○副議長（濱田陸紀君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 岡村議員の再質問にお答えをします。

教育行政方針と、宿毛市の行政方針の違いがあるがですが、行政方針の中には、教育の大きな、本年度はこういう考え方で、こういう子どもを育てていきたいという、大きなものだけしか出してないわけです。

教育行政方針は、より具体的に、そういう目標を掲げて、それを具体的に、どういう形で取り組んでいく、重点施策なんかも入れまして、取り組んでいくという、具体的なものまで掲げておりますので、そのあたり、違いがあるわけですけども。

市長も先ほど、前向きに検討すると、こういうふうなお話もございましたので、私の方としても、皆さんがそういう願いがあるとすれば、そういう形で、前向きに検討をしていきたいと、こういうふうに思っております。

なお、具体的に、行政方針の中に教育行政も入れ込むということについて、そういうふうに考えていきたいと思いますので、よろしく願いします。

それから、教育研究所でつくり上げた業務報告書ですね。これは先ほど言いましたように、関係機関、あるいはそういった方々には、現在、配っておりますけれども、市民全員ということになりますと、膨大な形になりますので、議会の方とか、そういうような関係、教育にかかわるそういう関係の方々には、ご報告をお配りを、作成した物をお配りをしていきたいと、こういうように考えております。

以上でございます。

○副議長（濱田陸紀君） 生涯学習課長兼宿毛文教センター所長。

○生涯学習課長兼宿毛文教センター所長（高木一成君） おはようございます。生涯学習課長、12番議員の一般質問にお答えをいたします。

内容は、総合型地域スポーツクラブの内容についてでございます。

このことにつきましては、国の、これは国におけるスポーツ振興施策として、あるいはまた、県のスポーツ振興施策として取り組まれておるものでございまして、国におかれましては、平成12年9月に作成をされましたスポーツ振興計画ののっとり、この総合型地域スポーツクラブの育成事業への取り組みが行われているものでございます。

政策の目標といたしましては、重複することがあるかと思っておりますけれども、お許しいただきまして、若干ご説明させていただきたいと思っております。

国民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。

2つ目として、その目標として、できる限り、早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人、50パーセントですけれども、そういうふうになることを目指すという形の中で、

取り組まれておる事業でございます。

宿毛市といたしましても、こういうふうな、13年度から具体的に取り組まれておりますけれども、これにつきまして、宿毛市体協におきましては、2月の17日、体育協会に所属する団体の皆様方の出席をいただいて、17年度の総合型地域指定の、指定に向けて取り組もうということが決まりまして、さらに、8人の準備委員会を構成をして、現在、高知県の体育協会を経由して、日本体育協会に申請をいたしているところでございます。

最終的には3月末には、その指定についての方向が決まるものと思っております。

具体につきましては、その内示をいただいて、本申請になる段階では、さらに体育協会を中心とした振興計画を取りまとめ、正式に申請をするという手はずになっております。

そういうふうな形の中で、宿毛市体育協会を上げて、この総合型地域スポーツクラブの育成に、あるいはこれをもって生かした中で、体育振興を図っていくという内容になっておりますので、今後とも、また何かご理解とご指導、ご支援もいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（濱田陸紀君） 12番岡村佳忠君。

○12番（岡村佳忠君） 再質問をいたします。

この教育研究所が大きな柱だというふうには、行政方針に書いてあるんですよ。ですから、行政方針の中で、教育研究所を中心として、先生の資質の向上だとか、学力の向上だとか、いうことを、この教育研究所が一端を担っておる大事な部署なんですね。

だから何らかの形で、より多くの市民や議会や、あるいは関係機関に対して、知らしていく努力をせないかんでしょう。僕はそう思いますよ。目にしたことがないわけですから、私ども

は。

成果の中に、それが出てきたら、そしたら資質とは何ぞ。先生の資質というのは、一体どう認識しておるのかわかるでしょう。けれど、目に触れんけんわからんがですよ、僕らの。

それからね、今、高木課長の方からありましたかね、僕も体協の役員の1人なんです。幹事をやらしてもらいよる。けど、そんな会を、案内受けたことないですよ。はっきり言いますけれども。こんなごまかしやったらいかん。

それでね、この問題点がね、わからんがです。このスポーツクラブの。それによって、出てくるメリットと、デメリットの部分が並列でもされておれば、トーンができますけど、ばら色の絵をかきちよるがよ。それではね、市民総スポーツができるかどうか、僕は大変、心配をしますので、発言をあえて、厳しい発言をさせてもらいようがです。

十 どうか、体協の問題も必要でしょうけど、子どもからお年寄りまで、地域のみなさんに協力をしていただいてやるということですので、その手順をきちっと、やっぱりやっちょってもらいたい。そうせんと、ただ絵にかいたもちになるのではないかという心配がございますので、苦言を呈しておきたいと思います。

そういうことで、時間は余しますけども、こちら当たりで一般質問を終わらせていただきますので。答弁がもしあれば、答弁をして、終わります。

○副議長（濱田陸紀君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、一般質問を行います。

最初に、教育長に、学校の安全対策についてお聞きいたします。

2001年に大阪池田小学校で起きた児童殺傷事件をきっかけに、全国的に学校や通学路の安全対策が実施されてきましたが、子どもたち

をねらった卑劣な犯罪が依然として後を絶ちません。

全国で学校の安全、防犯対策の再点検が行われている最中、大阪府寝屋川市立中央小学校で起きた教職員殺傷事件は、またもや国民に大きなショックを与えました。

我が国の安全神話が崩壊したといわれるようになって久しいわけですが、いまやこうした犯罪は、全国、いつ、どこで起こってもおかしくない時代になってしまいました。より安全で安心できる地域や、学校の教育環境をつくるために、対処療法的な措置になるかもわかりませんが、行政としてできるだけ速やかに、しかも適切な地域や学校の安全対策をとるべきだと考えております。

学校、特に幼稚園や小学校などは、弱者である子どもたちが集う場所であり、学校設置者である行政としては、子どもたちを預かる以上、十分な安全対策をとるべきだと思います。

本市においても、昨日、寺田議員の質問に対する答弁にありましたように、モニターカメラの設置や、市内の小学校に県警へ直通の緊急通報装置を設置するなど、安全管理へ向けての努力を高く評価するものであります。

さらに、昨年3月の第1回定例会で提案しました防犯ブザーの小学生への無償配布が、16年度には3年生まで実現し、親や子どもたちにとって、安心できる対応策となったと思います。本年4月から新入学児童と、5、6年生に無償配布の予算が計上されており、実現できれば市内すべての小学児童が、携帯用防犯ブザーを持つことになり、子どもたちを犯罪から守る有効な対策がとられることになると喜んでおります。

2点目は、地域の安全対策について、質問いたします。

警察署と国土交通省は、昨年12月1日より、民間団体、地方公共団体等がもっぱら地域の防

犯のために自主的に行う防犯パトロールで使用
する自動車に、青色回転灯を装備するための申
請の受付が開始されております。

全国では、自主パトロールを実施している地
域がふえつつありますが、青色回転灯を活用す
ることにより、より細かい防犯効果が期待でき
ると考えますが、市長の所見をお聞きいたしま
す。

3点目は、公用車に防犯ステッカーを張りつ
けてはどうかと提案いたします。

現在、本市のすべての公用車には、不法投棄
監視車のステッカーが張られ、環境美化に一定
の効果を上げていると考えられます。ごみの不
法投棄だけではなく、防犯パトロール中のステ
ッカーを張れば、犯罪を未然に抑止する効果と、
市民の犯罪への意識を高めていく効果があるの
ではないかと思いますが、市長のご見解を伺い
ます。

2番目の質問は、地震・津波対策についてで
あります。

政府の地震調査委員会は、昨年末に新たにま
とめた南海地震の長期評価の中で、次の南海地
震が30年以内に発生する確率が、3年前に公
表していた40パーセント程度から50パーセ
ント程度に改められました。

昨年12月26日に起きたインドネシアスマ
トラ島沖の地震による津波被害は、インド洋沿
岸各国で約30万人の尊い犠牲者を出す大災害
となりました。

この災害は、不可抗力の天災であったにせよ、
人災の要素が多く、世界中に改めて大津波によ
る被害の恐ろしさを知らしめたわけでありませ
う。

被害を大きくした原因としては、ハード面か
ら見ると、津波防御施設の設置等がほとんどな
されていなかったことが上げられ、ソフト面
では、インド洋沿岸地域には、各国機関の協力
による津波早期警戒システムが構築されていなか

ったことや、それぞれの国についても、津波警
報発表体制及び住民に対しての情報伝達体制が
確立していなかったことが報道されておりました。

それと、住民に対する津波に関する知識の普
及啓発がされていなかったことが、被害を大き
くした原因と考えられます。

本市においても、南海地震津波災害に備えて、
できる限りの準備を、着実に、確実に進めるべ
きであると考えます。

南海地震津波対策については、私も毎回、取
り上げて質問してきました。今議会でも、中平
議員からもこの問題についての質問がありまし
た。国土交通省津波対策検討委員会の提言を受
けて、津波ハザードマップの作成や、今年夏に
は大規模津波防災総合訓練も実施されることにな
っておると聞いておりますが、いつごろ、ど
のような内容で行われるのか、できるだけ多く
の市民や学校の児童・生徒も参加できる地域密
着型の津波防災訓練にしていきたいと思いま
す。

また、自主防災組織が組織されていない地域
でも、地震や津波災害に対する住民の意識の向
上に向けての、地震津波対策の状況についてお
尋ねし、1回目の質問を終わります。

○副議長（濱田陸紀君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、菊地議員の質問
にお答えをさせていただきます。

まず、1点目は、防犯ステッカーであるとか、
自主防犯パトロールということで、青色回転灯
の件でございます。

各種犯罪というものが、非常に増加傾向にご
ざいます。まず、警察庁とか、国土交通省にお
きましては、各地域において実施している自主
防犯パトロールを活性化するために、16年の
12月1日から、自治体や、自治体から委託を
受けた民間団体等が、一定の要件を満たす場合

におきましては、道路運送車両の保安基準の基準緩和認定の手続きを行うことによりまして、自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯を装着することが認められております。

現在、高知県下での認定数は1件だけございまして、安芸シティーポリスという、安芸市の民間組織が2月に認定を受けまして、小中学校の下校時等に、車両2台でパトロールを行っている、こういう状況でございます。

予算のことを言って申しわけございませんが、青色回転灯の価格でございますが、これがマグネット式で1基2万円前後というふうになっておりまして、この申請に当たりましては、車1台ごとに、巡回地区を特定をしまして、計画的に継続してパトロールを行う必要があります、公務のついでに回転灯を点灯させて、市内を循環するといったことはできないというふうなことになっているようでございます。

また、青色回転灯を点灯させて走行することが可能なものは限定されておまして、認定を受けたものだけが装着を許されます。

それから、認定後も、パトロール実施者証というのを常備しまして、おおむね2年ごとに青色防犯講習を受けることが義務づけられているというふうな制約があります。

装着によりまして、確かに不審者に対する視覚的な抑止効果は大きい、そのように思います。行政として取り組む場合に、例えば、どの職員に担当させて、どの公用車を認定させるかとか、そういう問題と、どの時間帯にパトロールするのかといったようなことも、検討をこれからするんであればしていかなくちゃいけません。

そのために、現段階で、すぐ申請するということは、ちょっと困難でございますが、今後、警察署であるとか、宿毛地区地域安全協議会、そういった関係団体とも協議をいたしまして、検討してまいりたいと、このように考えており

ますので、ご理解願いたいと思います。

それから、ステッカーのお話がありました。

不法投棄監視車ということで、ステッカーを張って、市民の方々にも協力していただいているわけでございますが、これは、15年度から平成16年度にかけて、1,000枚を作成しまして、2枚1組、2枚1組というのは、両面に張るように、すべての公用車には張りつけをしております。

それから、地区長連合会とか、猟友会などの団体の方々が所有する車にも、張りつけをお願いしまして、不法投棄を監視しているよというふうな形での、市民の環境美化意識の高揚にも資しているところでございます。

防犯パトロール用ステッカーにつきまして、この不法投棄監視車ステッカーと一緒に張るということは、ちょっと両方、煩雑になるんじゃないか。車に2種類のステッカーを張ることが、それぞれの効果が高まればよろしいんですけど、薄まっては、またこれは効果がなされないということの危惧は、ちょっとございませぬ。

全国的に児童誘拐であるとか、殺傷事件等、そんな犯罪が増加傾向にございますので、現在、どのような方法で防犯意識の啓発を図るのが一番いいのか、これは防犯関係、警察関係とも協議しながら、ステッカーの導入も選択肢の1つかなというふうに入れて、検討してまいりたいと、このように考えております。

それから、津波対策でございますが、昨日も中平議員からもいろいろなお提案もございましたし、ご質問もございました。お答えもさせていただいたわけでございますが、特に、昨年の中平議員の発言に、菊地議員言及されたわけでございますが、マスコミによりまして、本当に衝撃的な映像が放送されたわけでございます。

これによりまして、津波による被害を少しでも

も少なくするためには、これはもう、どうしても、日ごろから津波に対する危険意識、避難意識を持つことが非常に重要であるというふうに、改めて認識された方々も多いのではないかと思えます。

特に、日本国内におきましては、地震、津波ということがマスコミにも多く喧伝されておりますので、このスマトラ沖、エトロク沖地震で見た映像の形よりも、まず意識の方は、この方々よりは一定高いんじゃないかとは思いますが、まだまだ、きのう、中平議員からもご質問がございましたように、そういったサイレンが鳴った、訓練があったとしても、また、実際に地震が起きて、こんなに津波が高くななくても、避難する方々が少ないというふうな状況でございました。

そんなことも思うと、どうしてもやっぱり、きちんとした避難訓練というものは、そしてまた、意識の啓発というものは、非常に大切ということを十分に、我々も認識しておる次第でございます。きのう申し上げましたように、専門的な消防とか、消防団の訓練のほかにも、一般市民用の訓練というものが、市民参加の訓練というものが必要ではないかというふうには思っております。

この訓練計画については、いつということで、まだ決めてはおりませんが、この必要性等は十分認識しておりますので、ぜひ関係機関と話しまして、この訓練の実現をしたいと、このようには思っておるわけでございます。

また、津波のハザードマップを、現在、作成中でございますが、その浸水データを活用しました津波による浸水の深さの表示板を、市内60カ所に設置することとしております。

ハザードマップや、その標識の設置によって、少しでも住民の方々の津波に対する危険意識というものを、これも深めていただきたいと、こ

のようにも考えております。

昨日も申しました、本年度におきましては、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、この4県で設立されております4県東南海・南海地震防災連携協議会、これによりまして、津波避難訓練を同日で実施するという方向で検討がされております。これに市民の方々がご参加できるというふうなことになるれば、なおいいのではないかなというふうに思っておる次第でございます。

以上でございます。

○副議長（濱田陸紀君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 5番、菊地議員のご質問にお答えをいたします。

本来、学校は教職員や子どもたちにとって、安全な場所であり、安心して学習活動に専念できる場所であればなりません。このため、学校の防犯対策としまして、これまで防犯ブザーの配布や、モニターテレビ、緊急通報装置の設置、さすまた等の配備等に取り組んでまいりました。

しかし、機械による警備や、教職員だけで子どもたちの安全を守るには限界があると考えております。人的体制強化を図ることがもっとも有効な防犯対策であることも認識をしております。

施設面の整備につきましても、さまざまな課題がございますが、必要性の高いものから、順次、整備をしていきたいと考えております。

また、寺田議員のご質問で答弁をさせていただきましたように、不審者の侵入防止や、子どもたちの登下校中の安全確保に対しましては、地域住民等の積極的なご協力をいただかなくてはならないと考えております。

不審者の侵入を未然に防止するため、学校周辺の住民の方々の日常적인見守りをお願いするとともに、不審者を発見したときの通報のあり方等を事前に周知徹底しておくことが必要で

あると考えております。

子どもたちの登下校中の安全確保につきましても、関係機関、家庭、地域ボランティア等の力をお借りしながら、地域ぐるみで子どもたちを守っていける体制、環境づくりをつくってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（濱田陸紀君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 5番、再質問いたします。

まず、学校の防犯体制、対策についてでありますけれども、今回、不幸にして大阪でまた、寝屋川小学校で教職員の殺傷事件が起きたということが、これは教職員が子どもの命をどう守るかという問題と、それから、教職員の命をどう守っていくのかという2つの問題、これが提起された事件であったと思います。

そういった意味で、学校で、教育委員会としても、学校の安全対策については、大変厳しい財政状況の中で、一生懸命取り組んでいることはよく理解しているつもりでありますけれども、学校の教職員だけで子どもの命が守れるのか、あるいは、自分たちの、先生の命を守っていいのかどうかということにつきましては、これはもう、万全ではないと。

どんなに機械的な設備を施したとしても、やはり、最終的には、人的な面で対応していくことがベターではないか、このように思いまして質問をしたわけですが。

確かに、今回の寝屋川小学校では、施錠も、校門には施錠、授業中には施錠をしていた。ただ、下校時に重なったために、錠を外して、そしてたまたま職員室にモニターテレビ見ている先生がだれもいなくて、不審者が入ってきたということも認知されなかったという、その隙間をつかれて、そして入ってきたと。

先生、殉職された先生は、子どもの命を守る

ために、最後までさすまたで戦ったということも新聞報道されておりました。本当に尊い犠牲の上に、私たちに子どもたちの安全、また学校の安全を守るためにどうしたらいいかという、大変示唆を含んだことであつたと思います。

この犠牲を絶対むだにしないように、本市におきましても、さらにできる限りの安全対策、これは講じていただければと思います。

その全国各地で、保護者でありますとか、自治会のボランティアによります見回り、これを自主的にやっていこうじゃないかと。なかなか行政に頼るばかりでは厳しい面があるということで、そういう取り組みをやっているところがあります。

腕章を巻いて、安全巡視員という腕章を腕に巻きまして、登下校時、特に下校時に子どもたちが帰ってくる時間帯にボランティア活動で見回りをしていく。

大阪では、子どもの安全見回り隊ということを、大阪府知事が新年度におきまして配置をすると、組織化の方向でいくということが言われておりますが、そのように、警察官のOBであるとか、あるいは警察官、警備関係者のボランティアでありますとか、家庭と学校と地域、プラス警察が一体となって、子どもの通学路を含む学校施設の安全に対しては、今後とも真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それで、ちょっと調べてみますと、全国の幼稚園、小中学校、高校を含むすべての学校で、文部科学省で調査したところ、これは昨年3月末の調査でありますけれども、防犯監視システム、防犯カメラであるとか、センサー、これを設置している学校が4・6パーセントということでございまして、本市におきましても、宿毛小学校に防犯カメラ設置、すべての小学校に緊急通報装置を取りつけたということは前進でありますけれども、今後とも、こういう安全対策

については、配慮をよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、津波対策に移りますが、この津波対策については、さんざんこれまでも取り上げて論議をされてまいりました。この7月ごろですか、4県の、先ほど市長からあった三重、和歌山、徳島、高知と、この4県で、同日に総合避難訓練、これをやるということが実施されておりますが、やはり宿毛バージョンと言いますか、宿毛独自の海岸線を中心とした小学校、学校施設を含めた総合的な、やっぱり津波総合訓練ととらえて、取り組むべきではないかというように思います。

先日、大島小学校では、そのつなみくんという形で、やなせたかしのつなみくんのアニメを書いたですね、最高津波の高さがここまで来るんだという、校舎のところに張り出して、子どもたちがそれを見て、ここまで南海地震で最大の津波が来るんかという認識をしたというふうに聞いております。これは、大島小学校だけではなくて、咸陽小学校、栄喜、随分沿岸部に位置する保育園、小学校、中学校にも、これは早急に考慮すべきではないか。

やはり、目で見て津波の恐ろしさ、実感、少しでもできるようにハザードマップとあわせて、学校施設等にもこういうことを掲示することが、非常に有効ではないかなと、このように思っております。

それから、去年は台風が10個も日本に上陸すると。四国に5個、台風が上陸して、多大な被害を与えたわけでありましてけれども、昨年10月に台風23号による豪雨によって、兵庫県の豊岡市、ここがまず、全国的にその災害の様子がテレビ等で報道されまして、大変な被害をもたらしたわけでありましてけれども。

先日、政務調査で豊岡市に行きまして、この円山川という川が、市内に、真ん中に流れてお

ります。その円山川が、ちょうど宿毛と地形が非常に似ておりまして、盆地で、両方に山がある。その盆地の中に、この円山川がながれておるわけですが、堤防が約50メートルにわたって決壊したと。2カ所決壊した跡も見てまいりました。

この堤防に対する補強工事でありますとか、随分、今までハード面の対策は練られたきたわけでありまして、まさかのこの堤防決壊が起こったわけです。

災害というのは、今回のくろしお鉄道の激突事故でも言えると思いますが、まさかという、想定外のことが突然起こってくるということ、まざまざと痛感したわけでありまして。

この豊岡市では、床上浸水が約650世帯、床下が3,300世帯という大変な、市内の、市街地の約9割が浸水になりまして、深いところでは2メートル近くも浸水を受けていると。大変な被害をもたらしたわけでございます。

この被害の大きかった割りに、犠牲者が、幸いにも、亡くなられた方が残念ながら1名、犠牲者が出られた。行方不明はゼロであります。重軽傷が、転倒とか、避難するときに転倒したりした事故によりまして、重症が19名、軽症が27名、こういうことが発表されておりました。

この台風が接近してくるということで、あらかじめ準備ができる。市民におきまして、準備し、避難勧告も出されたわけでありましてけれども、この地震とか、そういう津波に対しては、準備がほとんど間に合わない。全くできないという状況で比較はできませんけれども、私はそこで聞いて、担当者に聞いております中で、被害が、人的な被害が少なく、最小限度にとどめられたというのが、防災無線が全戸に、16年、17年度の予算として、豊岡市内122地区の中で116地区に、1世帯当たり1台の防災無

線が設置された。2台目以上は、その家庭で購入していただくということで、日ごろから、行政として、いざというときに備えて、防災無線も2年間の事業として取り組んできたということが、大きく、この被害を最小限度にとどめたというふうに、担当者も言うておりました。

その水がほとんどの道路で50センチ以上冠水している中で、広報車、消防車も動けない、ほとんど動けないという中で、この防災無線の力が相当発揮された、有効に活用されたということも聞きまして、これは、将来的にこのことも検討すべきであると、このように私は思うわけであります。

この点について、市長、よろしく答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（濱田陸紀君） 市長。

○市長（中西清二君） 菊地議員の再質問にお答えいたします。

いろいろ、本当に世の中、物騒みたいな形で、非常に人命が失われているとか、危機管理に対する対応というものを、これから真剣にやったり、今までも真剣に取り組んできたつもりではございますが、それに対する機器類であるとか、人的措置であるとか、いろいろのものが、まだおこなっている状況ではございます。

いろいろな予算も伴うものでございます。本来なら、どんともう、よいものについて、効果のあるものについては、早く設置したりしていかなくちゃいけないという認識は、十分持っているつもりでございます。

最後に申し上げられました、その防災無線の関係でございます。これについては、沿岸地域について、今のところ、設置されているわけではございますが、これをやはり、全地域に設置していくという取り組みを、やっぱりしていかななくちゃいけない。順次設置をしているわけではございますが、できるだけ早いうちにやっていき

い。

いろいろな防災関係につきましては、危機意識の、市民の方々にこの意識をやっぱり啓発することも大切でございます。そして、防災用の効果のあるもの、これについては、他の事例、そして我々自身も知恵を出しながら、対応していかななくちゃいけないというふうに考えております。

機器類関係、予算の伴うものにつきましても、できるだけ充実をさせてまいりたいと思っておりますので。

以上でございます。

○副議長（濱田陸紀君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 菊地議員の再質問にお答えをします。

子ども、あるいは先生方をどう守るかという点で、菊地議員がおっしゃるように、最終的には、本当に人的な警備しかない、そういうふうな考えも、私もそういうふうに考えております。

そういったことで、県の方にも、そういう警備員という問題もあろうかと思っておりますので、そういったことも検討しながら、県の方にも要求をしてまいりたいと思っておりますし、今後も、安全対策に対する配慮、懸命にしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

登下校等については、先ほどおっしゃったような形で取り組んでまいりたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（濱田陸紀君） 5番菊地 徹君。

○5番（菊地 徹君） 先ほどの南海地震の質問に関しまして、宝永地震のときの最高水位というものが、大島小学校では校舎のところに示されております。そのように、認識を若干、間違っておりましたので訂正をさせていただきます。

それで、私の方からは、この南海地震対策に

つきましても、これはいつ起こっても不思議じゃない、そういう状況下になっておると思いますので、緊張感を持って、この議会の中でも議論をしていきたいと。市民の生命、財産、安全を守るために、どうすればいいのか、こういう点につきましても、どんどん議論を深めていきたいと思っております。

また、教育関係につきましても、本当に全国でどこでも、どんな事件が起こっても不思議でないような物騒な世の中になってしまいました。が、本当に全力を挙げて、子どもたちの安全な教育を推進するために、力を尽くしていきたい、このように思っております。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○副議長（濱田陸紀君） この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時01分 再開

○議長（西郷典生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番議員、一般質問をいたします。

先日来、宿毛駅の列車事故について、同僚議員が何度も質問をいたしております。お亡くなりになりました運転士さん、あるいはまたけがをされた乗客の皆さん、ご冥福とお見舞いを申し上げます。

大変な事故でございまして、もう市長にとりまして、どれほど心の重いことであろうかと考えております。

中西市長は、就任以来、市政運営に関して、重要な問題に直面をしております。フェリーの再開問題や、市町村の合併問題、あるいは地方交付税の減額による予算の運営、そしてこの列車事故などについてでございます。市民か

らは、次から次へと難問打開に走る市長に対して、まことにむごいことよとねぎらう方もございます。

しかし、これも与えられた課題でございます。この経験が生かされる時が必ずあるかと思っております。本市のリーダーとして、その先頭に進んでいただきたいと思っております。

列車事故の今後の対応等については、既にご答弁がございました。何よりも乗客の安全確保を前提にした取り組みをしていただきたいと思っております。

昨日、列車事故に関して、寺田議員から、私の報道機関への写真の提供は、消防団員として問題があるのではという形でのご質問がございました。私は、全体のきょうの質問をまとめるために、若干、このことについて触れさせていただきたいと思っております。

多くは触れませんが、私は消防団員として、あの現場に踏み込んだとき、この現状をできるだけ早く、広く、一般の市民に伝えたい。そしてまた、一般市民も、これを求めていると考えました。

火災予防に待機している消防の活動に支障を来すとの話でございましたので、報道機関の代表ともお話をしましたけれども、これも実現をしませんでした。

ですから、私は、医師による運転手の確認があった後、できる限り、可能な限り、多くの報道機関に一斉にこの映像を配信をいたしました。

この私の消防団員としての行為については、当然、組織の中で対処していただくことでございますので、既に団長に対して、この報告をしているところでございます。

寺田議員も消防団員でございますので、分団長を通じ、ご意見をいただきたい、このように考えているところでございます。

通告によりまして、順次入っていきたくと思

います。

まず、山奈平田地区の洪水被害と中筋川ダム
の関係、及び抜本策について、質問をしていき
たいと思います。

この問題は、昨年の9月議会で取り上げ、今
3月議会を1つのめどに、対応を求めておりま
したので、再度、ここで取り上げさせていただ
きました。

中筋川ダムは、平成10年に約500億円以
上の巨費をつぎ込み、中筋川流域住民の悲願で
もあった洪水を軽減することを主な目的として
完成し、運用に入りました。

私は、ダム建設は、河川環境を末代にわたり
破壊すると思いながらも、この流域住民の命と
財産を守る、この洪水防止が最優先だとの思い
から、強い反対もせずまいってきたところで
ございます。

ところが、ダムの試験運用中の平成9年には、
すぐに国道56号線の冠水や、住宅地などが洪
水に見舞われ、さらに翌々11年にも同様の浸
水被害が起こりました。

このときは、高規格道路も完成してなく、国
道の通行止めなど、交通機関には大きな影響を
与えました。

続いて平成15年にも起き、そして昨年、1
6年は2回も国道、住宅浸水が発生し、10月
20日の台風23号では、ダム完成後、一番大
きな浸水被害となりました。

ダム完成までは、データにある中では、ダム
ができるまでの25年間で6回だった国道冠水
は、ダム完成後8年間で5回も発生をいたして
おります。

同時に、国道冠水に至らない農地の冠水は、
ダム完成後も40回を有に超えております。

こうした事態にたまりかねた洪水被害の当事
者である山田長尾の4地区長さんの呼びかけで、
山田地区内の地区長の協力のもと、洪水を軽減

する抜本策を求めて、この対策がないのなら横
瀬川ダムには断固反対であるとの山田地区民の
要望書、署名約800名で、関係の各行政機関
に提出しております。

私は、ダム完成後、中筋川ダムの治水効果に
ついての疑問を、本議会や高知新聞の投稿欄に
投書し、そのたびにダムの放流と住宅地などの
内水被害の洪水の関係を明確にするよう、求め
てまいりましたけれども、中筋川総合開発事務
所、以下はダム事務所と言いますけれども、そ
れぞれの回答では、ダムは内水の排水に役に立
っている。あるいは、内水洪水は、近年の異常
気象による影響が大などと、ダムの放流は内水
洪水に全く影響を与えていないとの認識をお持
ちでございます。

去る3月の7日に、中村で行われました中筋
川総合開発計画についての意見を聞く中筋川流
域委員会がございました。委員である山田区長
が、たび重なる洪水被害について、その調査と
抜本策を強く求めるなど、2時間の会議の中、
協議のほとんどはダムの放流や内水洪水につい
て、意見が出されておりました。

だれでもわかるように、ダムは出水時には貯
水を始めますから、その分、下流では河川水位
が下がります。これによって、堤防の破堤や、
越水を防止する大きな効果になるわけです。

しかし一方、大雨のピークが過ぎた時点から
は、山田沖の河川の水位が急速に下がるのが普
通ですが、貯水をしていたダムの放流が加わる
ため、その分だけ河川の水位の低下がおくれま
す。内水の洪水は、一たん、排水したならば、
河川が内水の排水可能な水位に下がるまで、河
川からの逆流を防止するゲートを締めます。河
川水位が下がるのがおくれることは、同時に、
内水の排水がおくれることにつながります。

この間、当然、内水はさらに水かさを増し、
被害が大きくなることも当然でございます。

ところが、この当たり前の事実を、ダム事務所は一切認めようとしたしておりません。どのように考えても、ダムの放水と内水への影響については、物理的にも明らかであり、市長との認識の違いはないと考えますけれども、まず、市長にこのことについての認識を伺いたいと思います。

次に、私は12月議会でも、先ほどのダムの放流による中筋川の水位のおくれを、時間や水位などを数値化した資料を作成をいたしました。消防団の副団長として、災害現場に立会い、実際に体験した経験を根拠といたしているわけでございますけれども、数値の多め、少なめなど、多少の誤差は当然ございますが、ダムの放流、放水と河川水位の関係や、内水水位について説明するには、一定、利用価値があると思っております。

一方、ダム事務所は、先に述べた下流域の住民代表への説明会、あるいは流域委員会でも、内水に関する情報をほとんど持っていないことが明らかになっております。さらに、ダム建設後の国道冠水の回数については、私が指摘した平成9年と平成11年は、疑問だと説明をいたしておりました。

しかし、このデータは、平成13年9月17日に、みずからが開催した第1回流域委員会の資料として添付されているものを、私が指摘したのでございますけれども、これとても疑問だと述べているわけでございます。

昨年の9月議会で、市長は洪水について調査をし、これに基づく住民への説明責任は果たすと、明確に答弁をされておりました。現時点、どこまで調査が進み、いつ、住民に説明できるのか、お答えをいただきたいと思っております。

次に、内水洪水を軽減する抜本策についてでございます。

既に12月議会でも質問をしておりますので、

確認のために、項目のみ提案をし、お答えをいただきたいと思っております。

その前に、山田沖の農業用排水ポンプの早期の改修工事完了についてでございます。

昨年の秋ごろまでには、県の予算が非常に厳しくて、完成年度は明らかにできないと表明されておりましたけれども、関係住民や宿毛市などの強い要望により、平成19年度に完成予定と大きく前進をいたしました。このことについては、関係各位に心よりお礼を申し上げたいと思っております。

抜本策には、洪水期には中筋川ダムの未利用の利水用水を放出すること、長尾地区に排水ポンプを設置すること、山田沖の県管理河川の改修を実施すること、国道の逆流防止ゲートを簡易に操作できるように、これを改修することを提案をいたしております。

このことについて、お考えを求めたいと思っております。

そして、もう1つ、新たな提案についてでございますけれども、中筋川と山田川の水位差が出れば、即内水が放流できるよう、農業排水機場のゲートをフラップゲートにすること、このことについて、ご見解を求めていきたいと思っております。

以上について、まず、このダムと洪水の関係について、質問をさせていただきます。

続いて、溶融炉の飛灰の処分についてでございます。宿毛市の一般廃棄物は、高知西部環境施設組合の幡多クリーンセンターで直接溶融炉において、処分をされております。そして、この発生する溶融飛灰は、宿毛市の環境センターや大月町の最終処分場に埋立処分をされております。この溶融飛灰を最終処分場に持ち込むまでは、さして特別問題なく運用をされておりました。ところが、この溶融飛灰を持ち込むことを境にして、大月町の処分場は、排水のカルシ

ウムと塩化イオン濃度が急激に高くなり、排水浄化プラントが侵され、大月町では、既に3,000万円、約3,000万円でこの処分場の排水プラントを改修したと聞いております。

そして、宿毛市の処分場についても、同様の改修が必要で、環境施設組合で予算化していると聞いております。

私は、このような事態になることを、溶鉱炉のメーカーは、溶融炉のメーカーは十分認識していたのではないかと。認識していたにもかかわらず、環境施設組合に対し、これを通知していなかったことが大きな問題ではないかと思っております。

全国のほとんどの最終処分場には、カルシウム除去の施設はされておりますけれども、塩分を除去できる処分場は、非常に高額な施設費が要するために、限られたところしか設置をしておりません。

十 当然、このような溶融飛灰を埋め立てる施設では、石灰岩を投入しますから、カルシウムが溶出して、それを配管に詰まってくるということは、当然、考えられますし、今までのように、塩化化合物をプラスチック等、これを分別するのではなくて、一斉に焼却溶融するわけですから、塩化化合物が大量に発生するという事は、これは当然のことであつたわけでございます。

ですから、この飛灰の処分場においては、当然、対塩害用の施設でなければなりません。メーカーは、宿毛市や大月町の施設は、対塩害用の施設じゃないことは十分認識していたはずでございます。これは、メーカーに明らかな瑕疵があるのではないかというふうに、私は考えますが、環境組合は、メーカーに対して、強く抗議をし、しかるべき対処を求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。

今後は、この飛灰を宿毛市や大月町の処分場

に埋め立てるのではなく、県外に搬出し、処分、あるいは再利用されると聞いておりますけれども、どのような計画になっているのか、処分費用はどのような形になるのか、このことについてお聞かせをいただきたいと思っております。

続いて、農林業の振興について、お尋ねいたします。

まず、農業の分野では、ことしから5カ年で中山間地域直接支払い制度の導入をすると、行政方針にございました。今、農村地域では、高齢化や農産物の価格の低迷で、非常に厳しい事態が進行しております。これに、どのように対応しようとしているのか、この制度の導入についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、林業に関しても同じ状況でありますけれども、収入間伐の時期になっても放置されている民有林を、たくさん見受けます。外から見ると、緑の森林のように見えますが、中に入ると下草が枯れ、山肌はまるで砂漠のようになっている森林も、たくさん目につきます。保水力の低下、そして大雨のたびに山肌は削られ、下流へと流されて、小規模な河川は土砂が堆積をし、災害を引き起こすところまで出てきております。

こうした事態を打開するためにも、行政が地域や集落の中に積極的に入り、森林組合とのタイアップを図り、積極的に民有林対策を講じるべきではないでしょうか。

私は、詳細には存じていないわけですが、森林組合は山林所有者と契約を結び、双方の利益に結びつく森林の管理方針を打ち出しているとも聞いております。山林所有者に対して、行政の積極的な対応を求めたいと思っております。

続いて、行政方針で、これも表明をされました旧片島港のにぎわいを取り戻す再開発という

ことで、お聞きをしたいと思います。

市長の行政方針の表明で、片島港の再開発の調査という内容がうたわれております。宿毛佐伯フェリーが再開をされましたけれども、いずれは池島に移転することが検討をされております。

この調査は、片島地域全体を視野に入れ、抜本的な振興策として立案する必要な時期であり、また、重要な課題であると考えます。今後、活気ある港をどうつくるのか、市長は港づくりのプロの肩書きを持っておられます。ですから、将来構想を描き、来年度からのこの再開発の調査に取り組むものと考えますけれども、どのような構想に基づき、どんな調査をされるのか、ご答弁をお聞かせいただきたいと思います。

続いて、教育長に質問をいたします。

地域住民の民主的な運営と、手軽に楽しめる総合地域スポーツクラブの設立についてでございます。

先ほど、岡村議員の質問に対して、その骨子については、答弁をされておりますが、その説明していない分、またご説明をいただきたいと思います。

総合運動公園の利用は、だんだんと高まっているのではないかと思います。かつては高知国体のためだけであり、終わればこれを利用する人は少ないのではないかと考えていた市民もたくさんおられました。そして、まだ現在もそういう方はおられるわけでございますけれども、地元芳奈に住む私どもから見れば、非常によく利用されている、このことをいつも感心しながら、下を通っているわけでございます。

今年度予算には、陸上競技場も記録判定機が、その購入費が計上をされております。これも何年前から、地域の関係者の皆さん方が要望をしてきた、これが実現していただくということになったわけでございます。

利用者の増大による関係者の熱意が実ったものと思っております。一方、このような記録を重視するスポーツの振興と同時に、多くの市民が、スポーツを楽しめる方策も重要だと思います。組織の内容とその目的について、そして今後、どのように取り組むのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西郷典生君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時22分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（西郷典生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

沖本議員の質問に対して、答弁を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 沖本議員の一般質問に対して、ご答弁させていただきます。

中筋川ダム下流域の平田山田地域におきます内水被害の原因とか、対策等につきましては、沖本議員からも、16年第3回と第4回の定例会でも同様の質問を受けまして、また、地区からも対策につきましては、要望も受けております。

私自身も、台風が襲来するたびに、市内の被災状況を把握するため、できる限り、現地を見てきたつもりでございます。昨年度は、四国に台風が6個上陸するというふうな、異常な年でもありました。その中でも、台風23号、これは市内全域で、国道を始めまして県道、市道が冠水しまして、通行不能な状態になりました。多くの住家も浸水被害を受けました。

特に平田山田地区の被害は、沖本議員ご指摘のとおり、大きいものでありました。沖本議員みずから、河川水位の変化を調査されたというデータをもとに、その原因としまして、中筋

川ダムに流れ込んだ水は、降雨後も放流口から放水しているため、中筋川の河川の水位低下がおくれ、浸水時間の延長など、被害を助長しているのではないかというふうなご発言をされていると思います。

市はどのような認識をしているかということでございますが、内水被害は気象条件とか、中筋川本川と関係もございまして、ダムと関連づけて考えるということが適当かどうか、非常に難しいというふうに考えるところでございます。

降雨後の放水によりまして、通常るときより河川水位は上がっているということは理解できます。

その一方で、台風23号におきまして、ダムの洪水の調節効果によりまして、平田山田地区を初めとした中筋川流域において、堤防の決壊、それから越水等の被害を防ぎまして、被害の拡大を逃れたという面は評価する必要があるんじゃないかとは思っています。

しかしながら、山田地区などの内水被害は見過ごすことのできない重大な事態でございます。

まず、山田平田地区の内水被害を軽減するためには、流域全体の河川管理各機関に被害の状況を認識していただきまして、今後の対応策を検討していくというためにも、それぞれの方々が集まっていただく場が必要ではないかというふうに思っております。これはダム関係に限らず、国、県、市、この市域においていろいろな国や県が事業をしております。こういったことの連絡調整も含めまして、実は、去る1月31日に、中筋川総合開発工事事務所を含めまして、中村の河川国道事務所、それから中村土木事務所、宿毛土木事務所と当市のものが、合計29名にもなったわけでございますけれども、連絡調整会議を開催いたしました。

その会議の中で、沖本議員が指摘していることや、地区からの要望を受けているということ

を、地元の立場から、直接、伝えて協議していただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

この場で特にこれが原因である、あれがこのとおりであるという確定したものは出ているわけではございませんが、引き続き、沖本議員の指摘のものにつきましても、いろいろな調査をしていくということになっております。

それから、先ほど4点ほどの質問があらうかと思っております。この会議の中でも、一応、協議した事項でございまして、対策には期間もかかり、調査も必要でございまして、各関係機関がどのようなことができるかは、今後、協議検討することとしておりますので、ご了解も願いたいと思っております。

まず、1点目に、ダムと内水洪水の関係を調査し、その内容を住民に説明すべきではないかということでございまして、中筋川総合開発事務所では、ダムと内水洪水の関係には、データが必要でありまして、調査を行うための水位計を、山田サイドに設置することを検討しております。

また、現在、地区の役員会等で要請があれば、地元に出向いて説明も行っておりますので、調査資料が整った折は、地元の総会等の場をお借りしまして、説明会を開くよう、お願いもしております。

次に、洪水期には、ダムの水位を下げておいて、洪水調節容量として、準備をしておくことにつきましては、ダムの運用等の関係もありますが、何かよい方法はないかということで検討をしていただくようお願いもしております。

それから、3点目、4点目にございまして、長尾地区住宅浸水対策として、ポンプの設置、それから国道56号線の逆流防止の組み立てゲートを油圧式に改修をすることにつきましては、国道沿線の長尾地区への浸水を防止する既設の落とし込みの堰板を改良しまして、浸水した水

を強制排水するポンプの設置ということでございますが、協議会の中でも、非常に困難な問題でございます。ということで、まずは山田排水機場の早期完成に向けて取り組んでいくということになっております。

ゲート関係を油圧式にするとか、フラップというふうなお話もございましたが、この面につきましては、水流とか、いろいろな専門的な知識が、私は必要じゃないかと思っております。これにつきましては、専門家の方の検討を待つことにしたいと、このようには思っております。

それから、私も委員になっておりますが、先ほど、沖本議員も触れられておりました、中村河川国道事務所主催の中筋川流域委員会というのが、3月7日に開催されました。

私、その日はちょうど合併の会議がございましたので、出席することはできませんでしたが、報告を受ける中で、委員となっております山田地区長が、地域の冠水状況を、出席の皆さんに説明するとともに、要望等もお願いしまして、委員の皆さんからも、中筋川流域の冠水対策に対するいろんな意見が出ておまして、冠水被害について、認識していただいたのではないかとというふうな報告も受けております。

今後、専門的な先生方も、この委員会にはおられます。この委員会でも、冠水対策について、取り組んでいただくよう、要請をしてみたいと思います。

ちなみに、それまでそのような冠水対策についてのお話は、ここでは余りなされなかったというふうなことも聞いております。

それから、次に、熔融炉の飛灰の処分についてでございます。

高知西部環境施設組合の、いわゆる幡多クリーンセンターでございますが、これは平成12年度より建設に着手しまして、平成14年12月から操業開始しておるわけでございます。

これは、建設に向けた協議の中で、この施設の飛灰については、管理型の最終処分場を有するのが、その当時、大月町と宿毛市ということでございましたので、大月町と宿毛市の施設で埋め立て処分するという方針のもとに、地元の協力をいただいて、平成14年8月の試験操業から、本年の2月まで、2,125トンの埋め立て処分を行っております。

昨年4月ごろから、宿毛の環境管理センターの浸出水にカルシウム、それから塩化物の濃度が上昇しました。そういうことによりまして、8月から薬品による水の処理機器の運転などによりまして、適正な水の水質管理をいたしておるところでございます。

高知西部環境施設組合におきましては、他の類似施設の飛灰処理について、調査を行うとともに、施工者、この施設の施工者でございます新日本製鉄に対しまして、飛灰中のカルシウム、塩化物の取り除きや濃度を下げる方法はないかということ。また、宿毛市の最終処分場に熔融飛灰を埋め立て処分すれば、維持管理や施設改良に多額の経費が必要になることが予測されたのではないかとということ等の見解を、組合から新日鉄に対して求めてまいりました。

これによりまして、新日鉄からは、飛灰中のカルシウム源は消石灰、セメントであります。これを減らすことは、排ガスの排出基準、公害防止上不可能であるというふうなこと、また、塩化物につきましても、法的規制はなく、熔融過程で発生するものではなく、ごみの中に含まれているものであると。それから、発注仕様書による設計値より少ない操業排出値であり、他の施設と比較しても差異はなく、一般的な数値である。

国の補助を受けて建設した管理型の施設であれば、法的な基準はクリアしており、問題ないという見解が出されておるわけでございます。

過日、高知西部環境施設組合の会におきましても、新日鉄の対応について、論議がなされております。高知西部環境施設組合の組合長から、発注仕様書の範囲内であるとの、新日鉄の見解について、先ほど、説明がなされまして、瑕疵とは言えないだろうという結論に達しておるわけでございます。

今後の飛灰処理につきましては、当施設内での移動屋根式の最終処分場の建設、それからセメント工場への搬入、再資源化施設での処理方式などを検討をしております。

循環型社会を積極的に実施していく中で、飛灰の大部分を完全な形でリサイクルされる事業所で、実績、それから安全性、今後の長期安定的な受け入れ態勢等を考慮しまして、金属精錬工程での再資源化処理を実施しております近隣の施設への搬入を検討いたしております。

各事業所から見積もり金額、それから受け入れ態勢の状況等を調査いたしまして、現在、どこが一番いいのかの選定作業をしておりますが、処理費用につきましては、処理費、運搬費でトン当たり、これは推計でございますが、7万円から8万円程度ということになっております。

次に、農林業の振興ということでのご質問でございます。

1つは、中山間地域等直接支払い制度は、今回、初めてではございませんで、平成12年度より施行されております。当時、宿毛市でもこの制度の導入に向けまして、基準を定め、対象地域を絞り、ということですが、説明会等は開催をしていないということでございます。

これは、対象者の同意が得られなくて、事業導入には至っていないということでございます。

本制度は、12年度からの5カ年事業が完了、終了いたしましたために、国の方から、17年度から5カ年の次期の対策として、事業が継続

されることが決まっておるわけでございます。

この制度は、農業振興地域内で傾斜地が多いなど、農業を行う上で条件の不利な中山間地域が対象でございます。17年度からの5年間、農業生産活動等を継続増進し、水路、農道等の管理活動、景観作物の作づけ等を共同で取り組むことを、集落協定で締結する農業者に対しまして、水田で10アール当たり2万1,000円、畑で1万1,000円程度を限度といたしまして、交付金が交付されるということでございます。

制度自体としましては、この12年度からの制度と大幅な変更はございませんが、宿毛市といたしましては、市町村で基準が定めることができる、いわゆる傾斜要件の部分を緩和しまして、傾斜の緩い農地も対象とする方針でありますので、本制度を活用して、集落での継続的な農業生産活動に取り組む意欲のある地域に対しましては、積極的に推進してまいりたいと考えております。

既に宿毛市の広報で、本制度についての概要をお知らせしておりますので、数件の問い合わせがありました。今後は要望のある地区で説明会等を開催するなどいたしまして、1集落でも多くの集落協定を締結しまして、事業導入につながるよう取り組んでいくつもりでございます。

次に、林業の振興につきましては、森林法に基づきまして、宿毛市森林整備計画を作成しまして、本市における森林の方向性を一定、定めているところでございます。宿毛市の面積の約84パーセントを森林が占め、そのうち65パーセントが人工林でございます。この65パーセントには、国有林も含んでおります。

近年、外材の輸入等による木材価格の低迷によりまして、林業は非常に衰退している状況でございます。このような状況のもとで、宿毛市

内の林齢状況といたしましては、36年生から35年生、これは8齢級から9齢級というふうな表現をしますが、この人工林が最も割合が多くて、今後、10年から20年先に伐期を迎えることを考慮しまして、林業行政といたしましては、搬出材の流通経路の確立であるとか、林業従事者の育成といった林産業を考えていく必要があると思います。

放置林への対応につきましては、今後、ますますふえていくことが予想されますので、本市はもちろん、森林組合におきましても、これは重要な取り組み課題としてとらえております。

ただ、経費的な問題がございまして、現在、放置林、不在村林にかかる補助事業がございません。市単独の補助につきましても、本市の財政状況では、非常に厳しいものがございます。この問題は、本市だけでなく、全国的な問題でもあるというふうに認識をしております。

宿毛市に在住しない方が所有する山林につきましても、県、森林組合と一体的に森林整備事業が実施できますよう、所有者へさまざまな形で啓発はしております。

台帳の整備につきましても、県の指導を受けながら、宿毛市森林組合と協議を重ねて、早急に対策を講じたいと考えております。

収入間伐等の導入及びそれにかかる作業道の開設につきましては、既存の緊急間伐総合支援事業におきまして、補助対象経費となっておりますので、今後もこの事業で対応していきたいと考えております。

ただ、採択要件等が森林組合、森林所有者の意見を聞きながら変更できますが、県補助でありますので、県と協議をして、より利用しやすい補助事業にしていきたいと、このように考えております。

次に、片島港の再開発の調査でございます。

宿毛湾港の片島地区、旧片島港と言ってもい

いのかなと思いますが、景気の低迷によります港湾利用とか、漁獲量の減少などによりまして、地域の活力が少し失われつつあるのじゃないかなというふうに感じております。また、宿毛佐伯間のフェリー航路につきまして、将来、片島から池島への移転が計画を、一応、されているということでございます。

旧片島港区につきましては、そのあり方について、今、大きな転換点を迎えているのではないかと、このように思っております。

こういう状況にあることから、片島地区を中心に、賑わいを取り戻しまして、地域の活性化を図るために、海を活用しまして、見る・食べる・買う・憩うというふうな場所として、これが総体的にフィッシャーマンズワープというふうな表現でされておりますが、フィッシャーマンズワープ的な港町づくりを進めていきたい、このように考えております。

この構想に基づきまして、国土交通省、高知県との協議を始めまして、平成17年1月から、片島地区再開発について、実務者レベルの協議を進めているところでございます。

現在、片島地区の再開発計画の策定に向けた基礎調査を行っております。来年度は、この調査を踏まえ、具体的な取り組みを検討していかなければいけないというふうに考えておるわけでございます。

この調査の実施者につきましては、国の方、それから高知県との協議の中で、国の方で一定、やっていただくというふうなことで進んでおるわけでございます。

これと並行しまして、港の賑わいを取り戻すための取り組みでございますが、これも、国土交通省が進めておりますみなとオアシス制度というのがございます。みなとオアシスでございます。この登録手続を進めているところでございます。

この制度は、港を地域交流の拠点に地域活性化を支援するという制度でございまして、みなとオアシスの登録によりまして、国土交通省のホームページ、各種のパンフレットによりましてピアール活動、それから施設利用の規制緩和、ハード整備の優遇措置などが受けられるようになると、このような制度でございまして。

国土交通省、高知県の協力を得ながら、この制度を活用しまして、港湾施設を活用した一次産品市場の開設であるとか、イベント、それからマリンスポーツ等の体験学習の開催、そういうものとか、都市部との交流とか、地場産業や観光の振興を図りたい、このように考えておるところでございまして。

この制度につきましては、平成17年度に仮登録、翌年度には本登録を予定しておりまして、現在、手続を進めているところです。

この片島地区再開発計画とみなとオアシスの登録によりまして、片島地区を中心とした、賑わいのある港まちづくりを進めていきたいと、このように考えておるところでございまして。

以上でございまして。

○議長（西郷典生君） 教育長。

○教育長（嶋 統一君） 教育長、10番、沖本議員の教育行政における総合型地域スポーツクラブの設立について、お答えをいたします。

総合型地域スポーツクラブについては、いつでも、だれでも、気軽にスポーツを楽しむことを目的に、現在、全国で約1,800のクラブが設立をされ、高知県内でも5つのクラブが設立され、それぞれの特色を生かした活動が行われております。

宿毛市におきましても、現在、体育協会やスポーツ団体等によって、各種の大会が実施されておりますが、競技大会がほとんどであり、スポーツをしたくても、一定の競技レベルにならないと参加しにくいといった声もあり、スポー

ツ人口の増加を目指すには、気軽にスポーツに親しめる環境づくりが重要な要素になってくるのではないかと考えております。

そのためには、総合型地域スポーツクラブを設立し、子どもからお年寄りの方々まで、生涯にわたってそれぞれのスタイルに合わせ、気軽に参加ができるスポーツ教室や、イベント等の実施も必要になってまいります。

そこで、宿毛市においては、宿毛市体育協会と協議しながら、市内のスポーツ団体の代表者会議で、取り組みに対する意思の統一を図り、さらに8人の代表者からなる準備会を構成をし、申請書の原案を作成をした結果、仮称「宿毛スポーツクラブ」代表者 倉松一夫名で、平成17年度からの支援を得るための申請を、現在、高知県体育協会を経由して、日本体育協会に対して提出をいたしておるところでございまして。

この事業につきましては、年間、最高で300万円の委託金が交付され、2年間の継続によって、その間に総合型地域スポーツクラブの組織化、定着化を図り、将来はスポーツクラブの会員による会費収入等によって、自主運営ができるクラブを目指すものであります。

この3月末には、その採択結果が届くことになっており、許可をいただきますと、宿毛市体育協会を中心として、2年の準備期間中に住民アンケートの実施や、先進クラブの視察、また各種スポーツ教室やイベントの開催等を行い、宿毛市の実態に沿った総合型地域スポーツクラブを目指し、平成19年4月の設立に向けての取り組みに対し、積極的な支援をしてまいりたいと考えております。

また、平成14年度のよさこい高知国体を契機に、市民のスポーツに対する意識も向上し、一方では、運動総合公園の施設整備の充実も図り、関係団体の協力をいただきながら、サッカーや陸上競技等の四国や西日本規模の大会の開

催を初め、キャンプやスポーツ合宿等の積極的な誘致による地域の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、各種スポーツの推進について、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西郷典生君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番、再質問をいたします。

まず、山奈平田地区の洪水被害と中筋川ダムの関係等における市長の認識について問うた、そのご答弁がございました。

私の方が、ダムが洪水を助長しているという端的な言葉であらわしたものですから、非常にその点が強くのどにひっかかっているんじゃないかと思うんですけれども、私は決して、ダムによって、全体として洪水を助長しているだとか、どういうんだとかいうことを言ったのではなくて、ある洪水の前半には、大変大きな役割を果たしてますよと。これはもう、当然のことで、皆さんが認めていることでございます。

ところが、頻繁に発生をしております内水洪水との関係においては、それは偶然、その洪水の状況が、今回の23号では大体、そういう形になりましたけれども、堤防を越すか越さないか、こういう時には、このダムが非常に大きな役割を果たしているわけでございますけれども、このダムができて以降6年間に、先ほど言いましたように、40数回の内水洪水が発生をしておりますけれども、この中で、堤防の決壊の恐れがあったという洪水は、2回か3回だけでございます。あとは、堤防を越水する、あるいは、当然ですが、破堤する心配のない洪水もたくさん発生しております。

この5回の国道冠水、ダムができた後の、このときの冠水状況の中でも、全く堤防破堤とは関係のない、河川の水位がもっともっと低いと

ころにおいて、発生しているから、私はこの問題について、何回も何回も質問をしているわけです。

河川内における水位を、堤防、いわゆる洪水、破堤、越水に関係ないところで、幾ら河川の水位を下げて、そういう河川自体の心配はないわけですから。しかし、そのたんびに内水には影響を与えているということが、この間、出てきているからであります。

この堤防を破堤する効果というのは、破堤を防止する効果というのは、大雨が発生をして、大洪水が発生して、いわゆるピークに至るところまで、その心配があるわけです。

そして、もう一方では、今度、降水がやんでから、この河川の水位は当然、下がっていくわけですが、この洪水の下がる時間が、速度がこのダムの放水によって影響されているのではないかということでの、私は助長という意味を使っているわけで、その辺については、ご理解をさせていただきたいと思うわけでございますけれども。

その点について、私は私なりに自分の資料をつくって、執行部にも、あるいはいろんな方々にお渡しして、その判断を仰いでいるところでございますが、その、どれ程下げているかというのは、先ほど言いましたように、ダムの管理者であったり、中筋川の総合開発事務所の中でも、この関係についてのデータがないということが、この間の流域委員会の中で明らかになりました。

ですから、急遽、水位計を設置するということが言われ始めたわけでございますけれども、何回も私が、この平成9年ごろから指摘しておりますけれども、ダム事務所は内水の引くがにダムがあるために、河川の水位が下がるから、内水がしやすくなる。だから、内水洪水にも役に立っているという回答をしておりました。

ところが、あの山田地域の内水の被害というのは、もう河川の水位が6メートル、7メートルになったら、もう全部冠水するわけです。ですから、そういう洪水、その辺の状況があるわけですから、常に内水被害が発生しているという関係になります。

このことを、私は調査もして、きちんと住民に説明するべきだということで、ずっと取り組んでおります。

市長は、これに対して、確かにそういうことが危惧される部分はあるけれども、実際にどれだけ影響を与えているのかということ、これからの調査で確認をしたいというふうな方向での答弁であったと思います。

この辺のことが、早急な形で必要なわけです。なぜならば、もしこのことによる影響が、内水の被害に関係があると。ダムが時間をおくれた、放水によって影響があるということになれば、

+

同じ型のダムが、次に横瀬川ダムとして、計画をされております。

ダムがつくられた以上、もうどうしようもございませんので、この関係が今の実態の中から明らかにしていただいて、このことが、私はわかるようになるまで、横瀬川ダムについても、再検討すべきではないか。あるいは、ダムの構造等についても、再検討する必要があるんじゃないかという位置づけで、できるだけ早く、このダムの放水と内水被害の関係を調査していただきたいということで、幾度も質問しているわけで、初めて市長が、今までの質問とは少し違いまして、そういうダムの放水が内水洪水における影響を与えている、その可能性はないではないという答弁でございましたので、ぜひとも、今後、積極的に調査をしていただいて、その認識を明らかにしていただきたいと思います。

私の調査では、あの河川で、大体、内水が国道くらいのところまで浸水をしている状況のと

きの河川の排水可能な水位の中で、中筋川ダムの放流による水位アップは、50センチ以上あると、私は自分なりにはじいております。その辺の、50センチという数字が、これは12月議会でも指摘しましたけれども、10センチ引くのに1時間もかかっている中筋川の河川水位の低下速度でございますので、5時間、6時間、4時間、5時間という内水のシャットアウトしてしまった、ゲートで締め切った内水に与えている影響は、非常に大きなものが、私はあると思いますので、その辺について、もう一度、市長の方で、私の今の質問に対して、思うところがあるんでしたら、その認識についてご答弁をいただきたいと思います。

今後、このことについての関係住民への説明会ですけれども、9月議会では、早急にそういう対応をしていただけるということでございましたけれども、第一、河川の管理者であったり、ダム管理者の中に、事務所の中に、このようなことを比較検討をする資料がないということで、これからきちんとした水位を調べて、この内水とダムの放流、放水との関係を調査するというんですから、非常におくれさがした形で、関係住民にとっては、本当に大変なことであるわけですけれども、軽視されてきた実態がこういう形の中にも、私は明らかになっているんじゃないかと思います。

+

ですから、今後、このような調査を早急に、急いでいただいて、住民に対しての報告をしていただきたい。

さらに、流域委員会の中で、山田の区長さんが主張しておりました流域委員会の中に、平田の委員がいないのはどうしてかと。ぜひとも入れていただきたいということで、要望もあります。芳奈の区長もということがございましたけれども、これは山田の区長さんが、山奈という形で出ております。私が一応、支部長という形

にはなっておりますけれども、非常に関係の深い山田の区長さんになっていただいていることで、それはそれで、私はいいと思うわけですが、ぜひとも、そういう形についても、行政の方から提案もしていただいて、ご支援をいただき、できるだけ、この間の流域委員会のように、今まで内水とダムの関係がほとんど語られたことがなかったという現状の中で進んできた、このダムの関係、あるいは中筋川流域の開発計画、非常に地域の直轄地域ではない山田や平田の皆さんの実態と離れた形で開発計画が進んでいるということが明らかになったわけですので、その辺について、行政としても、今後、積極的な対応をしていただきたいと思います。

具体的な施策についても、これについても、いろんな調査もされてない中で、即実施することについては、難しい面がたくさんあるということは承知をいたしております。

ただ、先ほど私、きょうになって提案をしましたが、そのフラップゲート、いわゆる逆流防止弁ですね、これのついたゲートを設置してはという提案をしました。それについて、非常に管理上、問題もあるという話も、執行部の方からもいただいているわけですが、私は、やっぱりこういう洪水のときに、ゲートの管理者が迅速にその洪水に対応する形で動いていただくというのが、非常に大事なことでございますけれども、なかなか、これはもう夜中真夜中に起きることですので、あのような大暴風雨の中で、そこで待機して待っているわけにもいきませんし、非常に困難な中で、排斥場の管理をしていただいているわけですが、できればその水門の、できればということではなくて、水門のゲートを、フラップゲートがダメならば、いわゆる電動式によりまして、電動で現在、水門は動くようになっ

ておりますが、内外の水位差を測定をして、自動的に河川と内水の差ができたときには、排水を始めるというふうな原理に基づく、私は水門を設置していただきたいなど。

これが、私は非常に大きな効果が出るんじゃないかというふうに思っています。その辺についても、強く、関係行政機関の方に要望をしていただきたいと思います。

ダムについては、そういう形で、またさせていただくことといたしまして、続きまして、溶融飛灰についてでございます。

当時、あの溶融施設を設置するときの一番の目的は、私どももそうでしたが、ダイオキシン対策というのが、もう念頭にずっとありまして、確かに溶融飛灰の中にさまざまな重金属が含まれるんじゃないか、予想しない物質が混入するんじゃないかとかいう危惧もございましたけれども、何よりもダイオキシンの排出基準というのが念頭にありまして、それをクリアする施設ということで、非常にこの視野が、私どもも狭くなっていたきらいはあるわけですが、私どももでございますけれども、私も。

そういう点で、直接高温溶融炉、これを運用するに当たっては、石灰石を混入して、ダイオキシンの発生をできるだけ抑えらる。いわゆる塩化物をカルシウムと結合させて、できるだけそういうダイオキシンの組織構造、分子構造につながらないようにするために、カルシウムを入れているわけですが、これは、決してなくなるものでも溶けるわけでもございませんので、同じカルシウムとして排出をされます化合物として、そうした場合は、必ずこの廃溶出水の中にカルシウム濃度が異常に高まって、配管を詰まらせていく、こういうことが起こることは当然、予測もされております。

当然、施設等については、このカルシウムについては、予防の対応の施設があるわけござ

いますけれども、にもかかわらず、大月や宿毛でもそういうプラントの被害を受けていると。目詰まりをして、なかなか測定器が正常に機能しないというふうな事態が発生しているようでございますので、その辺のこと。さらには、この水酸化イオン濃度、塩素イオン濃度、これにつきましても、いわゆるこの水溶したときに、イオンとしてこれが排出されるということは、今までの宿毛の焼却炉では、分別収集をいたしまして、プラスチックごみとか、いわゆる塩化合物はできるだけ燃やさないといい形で処分したために、このような飛灰の中には含まれない形で、だから、この山奈の処理場からも、処分場からも、そのような塩化イオンが高くなるということはなかったわけですが、これが非常に、この幡多8カ市町村から集中されて、そこから非常に濃度の高いカルシウムを燃焼させ、溶融させたときにできるこの塩素化合物、塩素イオン、こういうものが異常に高くなるというのは、当然、予測されたはずですが、こういうものが十分、検討されないままできた。

そういうものが内陸部における処理場においては、この排水プラントを通過していくには、希釈水を使って塩分を薄めて、そして、これは塩分ですから、毒でも何でもありません。下流の人たちに心配することはひとつもないわけですが、ただ、この濃いままに放水されるとなると、被害は出るわけですが、こういうことについて、非常に、希釈して放流するために、維持経費が高くなるということが発生しているわけで、そのために今後、地区外にそれを搬出して、再利用なり、あるいは飛灰溶融して、減量化していくとかいう方向の中で、対応を検討しているわけですが、私はやっぱり、この辺について、我々自身も勉強不足のところはあったけれども、こういうメーカーに対しまし

て、今後の対応もでございます。あこの管理運用しているのは、そういう新日鉄、いわゆるメーカーとの関連会社が、この維持管理をしているわけでございますので、このような毅然とした対応は、今後、環境施設組合として、私は対応をすべきではないかという思いもございました。

そういう点で、市長としても、今後のそういう運用の中では、気をつけていただいて、きちんとした対応をしていただきたなというふうに思います。

よろしく願いをいたしたいと思います。

農林業の振興についてでございます。その中山間地の支払制度の問題でした。私は、12年度から始まったこの直接補償制度について、ほとんど宿毛市としては取り組まなかった中で、新たにこういう施設を、制度をまた立ち上げるということの中で、どれだけ皆さんが参加できるかなという思いがありましたけれども、独自に、特に水源等の農地の傾斜要件を緩和していくという方策が可能だということでございますので、これはぜひとも、この問題を、以前のような、5年前のような対応ではなくて、もっともって関係地域、集落に対して、積極的な働きかけを行って、対象可能な地域の中で、積極的にこの制度を導入していくよう、私は求めていきたいというふうに思います。

林業につきましても、これも何度も、いろいろな形で以前からも行なわれてきていることですが、ぜひとも森林組合との関係の中で、積極的に地域にこういう担当者を出していただいて、いわゆる民間の、個人の山林所有者に対して、利益を折半する、あるいは間伐をする、伐採をしていく、その売上を折半していく、そういう形の中での森林組合が対応を進めようとしているということを聞いておりますので、私はこの点についても、ぜひとも、もっと積極的な形で対応をしていただきたなとい

うふうに思います。

片島港の点については、非常にすばらしい構想で、今後、片島地域の振興のために、そして海の窓口としての宿毛湾港を積極的に対応していただいて、よりよい施策、そしてそのための調査、やっていただきたいというふうに思います。

教育長の答弁をいただきました。ありがとうございました。

私の方も、以前から思っていたわけでございますけれども、体協というのは、やはり、非常に大事な組織でございます。しかし、全体としては、その組織構成もだんだん少なくなってきたということもあり、そういう競技中心ということで、なかなか素人は、スポーツといっても入っていけないような部分が、今までのこういう取り組み、スポーツの取り組みの中でもあったのではないかと思います。

そういう点で、まだまだ今後、具体的に進めていく中で、いろいろ岡村議員の指摘もございましたように、まだ検討を十分していかなければならない。特に、体協との関係があるのではないかとこのふうには思いますけれども、これは、今後の市民の健康、スポーツ、レクリエーション、そういう位置づけの中で、この運動、総合運動公園や野球場なんかを活用しながら、積極的に市民と一体になったスポーツ運動に取り組んでいただきたいというふうには思ひまして、非常に期待をしながら、この行政方針を読ませていただいたところでございます。

そういう点で、よろしく願いいたしまして、そちらからは答弁は求めません。よろしく願います。

以上です。

○議長（西郷典生君） 市長。

○市長（中西清二君） 沖本議員の再質問にお答えいたします。

まず、これはもう、山奈平田地区の冠水対策ということに絞らなきゃいけないのかなと思います。

被害は、市民が受けております。この対策については、我々、宿毛市としては、市民が被害を受けることに対して、無手策ではいけない、そういうことも十分認識しております、これが果たしてダムによるものなのか、内水排除が本当におくれているのが、ダムの構造上の欠陥があるのか、そこの辺のことは、私ども調査にまかせなきゃいけないところもでございます。

我々にノウハウがあって、この調査が簡潔にできるということであれば、これはすぐにもできなきゃいけないわけでございますが、ダムの管理事務所なり、中筋川の総合事務所、それからまた、これは河川の、中筋川の緩い、何と申しますか、勾配、それから四万十川まで流れる水の速さ、いろんな条件、それから満潮時、干潮時ということが重なってくるわけでございますので、事務所の方にも、私ども、昨年の質問を受けたときからお願いはしておるわけですが、なかなかさっとした対応ができなかったことについては、おわびを申し上げます。

この間、1月によく、そういう皆さんが集まった会議ができたということが、端緒かなというふうには思っております。この上は、水の時期を、これからまた迎えるわけでございますので、できるだけ早く因果関係といったものも調査をしていただきまして、それをいただきまして、皆様に報告できるという体制をとりたいというふうには思っておりますので、ご了解を願いたいと思います。

それから、飛灰の件につきましても、西部環境施設組合、ここで組合長が新日鉄にもいろんな聴取をしていただきました。これを使う公共団体は、すべてこの会議の中で、皆さんが本当に重大なことだと、本当に新日鉄は瑕疵がない

のかというふうなことも、いろいろ発言もされております。このことにつきましても、我々、本当に慎重に対応していかなきゃいけないというふうなことを、もう再認識をしておりますので、これから宿毛の受け入れ施設の問題であるとか、これからの水の管理の問題、こういうものについても、慎重に対応してまいりたいと思います。

それから、先ほどちょっと、私、ひとつ訂正をさせていただきたいのが、さっき、中山間地域支払制度で、12年度のときに、説明会がなされてなかったような発言をしました。これ、ちょっと誤解をしております、私の誤解でございまして、説明会を実施しておりますので、これを訂正して、ご答弁申し上げまして、終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（西郷典生君） この際、15分間休憩いたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（西郷典生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番菱田征夫君。

○7番（菱田征夫君） 7番、一般質問を行います。

昨日、きょうと同僚議員が熱心な質問をされましたので、私はただ1点だけに絞ってやりますので、よろしく願いいたします。

市長就任以来、宿毛観光汽船の倒産、6回に及ぶ台風の襲来、大月町、三原村との合併の問題、財政状況が大変厳しい中での予算編成、また、先日のくろ鉄の問題など、大変ご苦労さまでございます。

今、地方経済は長期デフレ不況、地方への補助金の大幅カット、公共事業激減によって、急

速に衰えております。この衰退をとめるには、大幅な公共事業が必要であります。公共事業といえば、すぐ、今まで行ってきたような公共事業を思われるかもわかりませんが、新たな公共事業が必要であります。環境対策の公共事業、食の安全対策の公共事業、防災対策の公共事業、農林振興の公共事業、水産業振興の公共事業など、新たな公共事業が必要であります。

ただし、依然として高速道路を必要としている地方は少なくありません。数十年間の悲願達成を目前にして足踏みをしているところも多くあります。日本の国土が均衡ある発展を望むとき、地方にとって、高速道路建設は、必要最小限の事業であります。単なる失業対策なら、そんな公共事業はやめるべきだとも言われますが、完全雇用は、政府にとって大切な政策目標でなければならぬ。失業を減らし、なくすることは、政府の基本的課題であり、責任であります。

今の政府は、完全雇用を放棄している。最近の失業者の増大を、単なる循環型の不況の結果と見るのはおかしい。政府の誤った政策の結果である。政府は、失業対策を講ずるべきであります。

本来、日本の今までの政策としては、不景気なときほど公共事業を起し、みんなにお金を回し、税収を上げさせ、そのことにより、市、町、村もよくなり、県もよくなり、そして国がよくなっていく政策をとっていた。

今の政府の行き方は、公共事業を抑えて、財政支出を削減することを国の政策として、一番いいやり方だと言っている。

また、国民もそうだ、苦しいときはみんなが我慢しよう。節約が一番である、お金は使うな、使うなと言う。また、マスコミが一緒になって、節約だ、節約だと言っている。財政再建を、政府財務省だけの力で行おうとしている。こんなことでは、いつまでたっても国はよくなりません。

それよりも、仕事を多くつくって、国民全体の働きによって国の経済力の回復を図り、国民を豊かにしていくことが、一番大切なことでもあります。

地方は、現在でも重要な食料の供給基地である。それなのに、全国の専業農家は後継者不足で衰退の一途をたどっておる。食料自給率は、ますます低下が見込まれる。保護すると言いつつ、実質的には農家を衰退に追いやってきた農政を見直すべきであります。

農業に希望が持てれば、多くの若者が農業に従事することが期待できる。400万人余りと言われる定職を持たない若者が、農業に向かえば、食料と失業問題に大いに明るい光が見えることになります。

公共事業の中の3割の予算を、農業の近代化に費やし、農業機械の地域共有化や、無農薬栽培の促進など、建設的な事業に、積極的に予算を投入すべきであります。

市長の行政方針の中に、地産地消促進事業の導入、適切な農業活動に交付金、利用権設定など、促進事業により、宿毛市農業の活性化を図っていくとあります。大いに期待しております。

昨日の同僚議員の質問の中で、国の政策として、観光立国を目指すとなりました。前知事的时候は、観光立県を目指していた。観光立県のための公共事業として、伝統的な町並みの整備、景勝地の景観と調和した橋や河川の整備、歴史的な風土の保全、治山事業、緑地の買い取り、風情のある道路の整備など、大いに検討すべきであります。

また、田ノ浦地区にすくも湾漁協の高度衛生管理型市場が、10月開設を目指して、大変立派なものができております。前水産課長のとき、これからのすくも湾漁協を、坂出港のような漁協にしたい。市外からも、県外からも、たくさんのお客さんがやってきて、魚をたくさん買っ

ていただき、漁民とともに発展していく、そんな漁協にしていきたいというような、未来に夢のあるお話も聞きました。

今、景気がいいと言っているのは、東京と名古屋など、都会だけあります。ほとんどの地方が、何年も何年も辛抱し、辛抱きれなくなっていくのに、いまだ高い失業率。そのために、自殺者が急激にふえています。倒産も後を絶ちません。仕事がない、食べられないから、犯罪も激増しております。

これら社会の悪い面を克服するためにも、経済成長をしなければなりません。このためにも、公共事業の上積みを図るべきであります。

単に財政支出等を減らしさえすれば、財政再建ができるという考えはおかしい。今の内閣と財務省は、日本の財政が崩壊寸前にあると思込込ませるような方向に行っている。政府が国民の未来に不安を感じるような政策をとれば、国力は衰える一方であります。政府保有の金融資産を、主要国と比較すれば、2001年、日本はGDPの86パーセント、アメリカはGDPの約16パーセント、ユーロ地域は約20パーセントで、日本ほど多い国はありません。

日本は経常収支は黒字、国内貯蓄は投資を上回っており、投資不足が財政赤字の原因であり、効率的な公共投資と、財政投資を大幅に伸ばしていき、民間の投資不足を補う政策をとる必要がある。

日本は、まだまだ財政能力はある。その証拠に、日本政府は2003年、ドル安円高是正の名目のもと、20兆円ものドルを買った。その大部分は、アメリカの国債購入に充てられた。さらに2004年1月には7兆円、2月には3兆円、3月には・5兆円も買った。

2003年から4年の1年3カ月の間に、3・5兆円のドルを買い、その大部分がアメリカの国債の購入に充てられ、それがアメリカの行

っている減税政策の財源になっている。

日銀は、アメリカの減税を間接的に支えているのに、なぜ日本の減税を支えないか。日本政府は、イラクの経済復興を支援しているのに、なぜ破綻寸前の日本の地域経済を立て直そうとしないのか。この金の一部を地方が緊急に必要としている公共事業に回すことを検討すべきである。

財務省や、金融庁は頑として財政再建を声高に叫び、税金を上げ、そして福祉カットを行って、国民の負担増を図ろうとしている。国民が求めている災害対策などの公共事業を削減する一方で、アメリカには湯水のごとく送金している。

日本国民をないがしろにしているような政策はやめるべきである。

2002年2月18日、東京の日米首脳会談で、日本は米国債は売らないとの政府間の約束がなされたとの証言もあるくらいであります。

イラク戦争においても、日本は後方支援と言いながら、アメリカの艦船にただで燃料を入れ続けている。昨年のスマトラ沖地震にも、膨大なお金を援助している。アメリカに送っている資金の半分、いや3分の1を地方に回せば、それだけで地方は生きる。

地域住民にとって、何が最も必要かは、地方自治体は十分知っている。研究している。今の政府の地方切捨て政策のために、地方経済は泥沼状態に陥っている。

しかし、反面、地方には古きよき日本、自然とともに、ゆったりと、おおらかに生きようとする、そんな傾向も芽生えている。人工的な東京のせかせかした、ささくれ立った冷たい空気とは正反対の温かい空気が吹き始めている。

この方向を促進するためにも、自然環境保護、農業改善、社会資本の整備が必要である。

先日3月5日に、高知市におきまして、片島

中学校出身の同士会が行われました。その同期生の話を聞きますと、私は3人の子どもを育てた。高校卒業までは高知にいた。大学は東京と京都へ行った。学費と生活費で1人1年300万はかかる。4年で卒業するまで1,200万かかる。3人合計で3,600万になる。僕らは儉約、儉約の生活をして子どもを教育する。彼らは東京で職を得、人生の伴侶を得て東京で生活する。そこで税金を納めている。

全国の親らが、みずからの生活を厳しく厳しく、儉約、儉約しながら子どもを教育している。その子どもたちは東京で生活し、東京で税金を納める。東京の繁栄に随分貢献している。それなのに、地方が高速道路をつくってくれと言えれば、東京の連中は、むだな公共事業に税金を使うなという。おれらのところには高速道路が要るろがや。

おららあもこの年になって、片島に帰りたいぜよ。兄弟らとも会いたい、お前らとも遊びたいぜよ。けんど、子どもたちがみんな東京じゃ、大阪で暮らすけん、ここにおっちゃらんといかんがよ。片島は遠いでという。高速道路さえつければ、片島に帰る時間も早くなる。宿毛におっても、高知市に勤めに行けるようになるかもしれん。観光客もふえる、宿毛には咸陽島や沖の島、松田川だの、たくさん自然がある。歴史的人物の宝庫がある。早く道路がついてほしいものだ、という話があったり、僕は2人の子どもを育てた。兄弟のうち、弟だけでも大学へ行けや言うち。おらと長男が必死になっち生活を切り詰め、血の出る思いで大学へ進学させ、東京に就職し、そこで生活し、税金を払う。地方出身者の血の出る思いで支払う税金のほんの一部が、その何割かを地方に返しても当たり前じゃないか。

地方から出た者が、みんな自分の里のことを忘れてもうちよるわけじゃないろににやあと、

というような話が出たり、おれはせっかく息子が帰ってくれ、自分の仕事を任せられるようになった。嫁も迎え、これからおれのしたいことをし、のんびりと過ごせると思った。それが最近じゃ、売上が伸びるどころか、逆に下がりだして、息子と娘に給料やったら、おれらの給料は取れんようになった。取れんだけならええけど、せっかくためていた定期を時々崩して、会社に充てにゃあならんようになった。もうなんともならなあやとか、建築設計をやっている友達は、おら、息子を大学に行かせて、2級建築士までとった。帰ってきようとしていたが、おら帰るな言うた。家を継いでええ。宿毛に帰ってきても仕事はありやせんぞ。わしゃ事務員の1人も雇えんようになったがぜよと、同士会がぐちのこぼし合いになってしまいました。

高知県は、ますます衰退していると思う。改革、改革と言って、全く産業の発展に目を向けていない。観光に力を入れ、外貨を稼ぐ方向にも、全くいっていない。産業も、以前はもっとよかった。現在では、全国で最下位である。学力も最下位である。

学力も悪ければ、体育だけでもよいかと思えば、体育もよくない。せっかく国会議員や県会議員が予算を獲得してきても、今は要らないとか言って予算を返してしまったなどと聞く。

官官接待もだめだ。これによって、高知市内の料亭が随分潰れた。タクシーの運転手も仕事が無くなった。その料亭が買出しに行っていた各商店がだめになった。行き過ぎた官官接待はだめだけれど、ある程度することは必要だと思う。

お互いの顔つなぎ、人情のつながりも必要だ。それによって、本当に何が必要かがわかるはずだ。

そして、高知県の財政は破綻寸前だと、大々的に報道する。そして、賃金カットをする。県民もそうだ、そうだ。苦しいときには我慢しよ

う。節約だ、節約だと言う。しかし、県庁の職員やみんなが金を使わない、節約だ節約だと言ったら、物は売れない、会社も売れない、各商店も売れない、ガソリンスタンドも散髪屋もタクシー会社も、スナックも、みんなが売れなくなる。

それによって、各自治体が税収が上がりません。市や町村がだめになり、県がだめになる。

3月2日の高知新聞の社説に出ていた。雇用情勢は引き続き、改善傾向を示した。1月の完全失業率は約、6年ぶりの低水準となった昨年12月と同じ・5パーセントだった。完全失業者数は20カ月連続で減少し、就業者数は3カ月ぶりの増加となった。

特に今回の改善は、本県の足踏みを際立たせる。都道府県別の2004年平均完全失業率は、39都道府県が改善した。しかし、高知県は悪化幅が最も大きかった。

また、全国の1月の有効求人倍率は、前月比・01ポイント上昇した、・91倍だったが、高知県は・44倍にとどまっている。極めて厳しい状況が続いている。

雇用環境の厳しさは、一方で人材の育成にも影響を与え、高知県の産業基盤をさらに弱くする恐れがある。企業の前向きな姿勢がかぎであり、産業育成への施策を重ねながら、着実に足腰を強くしていく必要があると書かれておりました。

県が県民に不安を与えるような政策をとってはだめなんです。宿毛市の自民党議員は、毎年、そのように県に陳情に行く。高松の国土交通出張所にも陳情に行き、東京の国土交通省にも陳情に行く。

昨年、初めて中西市長と一緒にになった。例年は第3区の国会議員と一緒に回ってくれるのだが、今回は都合がつかず、どうしたものかと思

っていたが、市長がてきぱきと、各部署を回り、どこに行っても部長や課長が懐かしげに中西市長を迎えてくれ、対応してくれている。

その姿を見て、実にたのしく見えた。

また、各課長さんたちの話を聞くと、こんなに陳情に来てくれるのは本当にありがたい。いろいろな事業のカットの中で、自分たちが本当に、ここにこんな予算をつけてよかったのか、迷うことがある。あなたたちがこのように来てくれて、自信がついたと言ってくれる。県庁にしても、高松にしても、宿毛さんみたいに熱心に陳情に来てくれるところは、よその自治体はそうはないんですよと喜んでくれる。

昨年11月5日、国土交通省のOBが、中西市長を訪ねて27人も国民宿舎「椰子」に来てくれる。いろいろと交流ができた。

このように、市長は国土交通省などに大変人脈がある。この人脈が人脈を呼んで、宿毛佐伯フェリーが再開できたようにも思える。

これによって、防波堤の工事が始まり、宿毛市は随分助かった。この市長の人脈を使って、大いに宿毛市にいろいろな公共事業を取ってくるような政策をとるべきだと思う。

私たち自民党議員も、いつでも陳情に行ける準備ができています。そして、大いに元気都市宿毛の発展のため、国の事業や補助事業を積極的に導入すべきと思うが、市長はどのように考えているか、お聞かせいただき、1回目の質問を終わります。

○議長（西郷典生君） 市長。

○市長（中西清二君） 菱田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

いろいろと、たくさんのご提言をいただいたり、解説をいただいたりということで、本当にありがとうございます。

最後の方での話で、人脈を使って公共事業を取ってこいということもございました。

おっしゃることはほとんどそのとおりでございますが、一応、公共事業関係、宿毛市ではまだまだ、インフラ整備というものはおこなっている状況でございます。私ども、官庁にいる者としましては、市民の生活、特に市役所という立場におきましては、市民の生活に密着した公共事業を、ぜひ推進していかなくちゃいけない。

いろいろなお話の中に出ておられました、都会では景気が非常に回復しているということですが、景気の悪いのは、地方に早く来ますが、景気よくなるのは、非常に地方にとっては遅くなるというのが実情ではないかなというふうに思います。

そしてまた、都会での公共事業と申しますか、いろいろな建物であるとか、インフラ整備というものが、都会ではたくさん、本当に完備されているんですが、人口がふえてくるに従って、まだまだそれに対して、倍の、倍倍の公共関係のインフラ整備がなされるということで、地方に来るものが、非常に遅くなっていると申しますか、地方のインフラについては、ちょっと目が向いてない部分もあるんじゃないかなと、こんなことも感じているわけでございます。

いろいろな公共事業でございます。菱田議員ご指摘の、私ども、ここ宿毛市を観光として売り出すためには、観光客の受け入れ施設、そういうものもインフラ的に整備しなくちゃいけない。都会の観光客の方がお見えになったら、その受け入れ施設、例えば沖の島を、非常に風光明媚なこととして売り出すということも、我々、考えておるわけですが、まだまだ、何と申しますか、例えば受け入れ施設の旅館とかが、まだ少ない。そして、その旅館に対する下水道関係であるとか、水道の施設も、かなり老朽化しているとか、そういう部分もでございます。

そしてまた、市内におきましても、下水道が今、ようやく緒についたところというふうな感

じで、この家庭への引き込みが、まだ補助という形でないものですから、個人の負担が非常に大きいということから、下水道の整備が順調に進んでいかない。加入率が非常に少ないとか、いろいろなハードルが高いというようなものもございます。

幸い、フェリーが通じたおかげで、港湾の必要な防波堤は工事にかかることができました。こういった工事にかかることによりまして、雇用の問題も、少しずつ、これにかかる方々もできつつあるというふうなところでございます。

菱田議員おっしゃるとおり、その公共事業、我々の必要とするインフラの整備につきましては、やはり、都会からと申しますか、必要な国の資金というものも、ぜひこれは活用しながら、我々の財政力以上のものが、国のお金、そしてまた、県の補助と、そういったものをぜひ、引っ張ってきた形での、我々の生活に必要な公共事業をやっていかなきゃいけない、こういう認識は持っておるわけでございます。

個別に言いますと、たくさん、いろんなものがございます。大きなことは言えませんが、高速道路のような形でもなく、市内の隅々に行きますと、まだ道路の整備状況が非常に悪いところがございます。非常に、この市道と申しますか、そういったところにつきましては、でこぼこ道がありまして、足の悪いお年寄りの方々が歩きますと、これで転ぶ恐れがあると、そういったところに回すお金が、なかなかまだ我々の方にはない。

こういった隅々にまで行く、そのインフラ整備というものが、我々にとっては、必要であろうというふうに思っております。

これからも、議員の皆様にも、ぜひご協力を願ひまして、国の有利な交付金制度であるとか、いろいろこの三位一体の改革で、補助事業というものが、交付金事業というものにならったり

しております。このかわり目のときに、いろいろな制度を勉強させていただきまして、ぜひ、この必要な公共事業に充てていきたいと、このように思っている次第でございますので、よろしくご協力も願ひたいと思います。

以上でございます。

○議長（西郷典生君） 7番菱田征夫君。

○7番（菱田征夫君） 市長の公共事業に対する前向きな答弁もよくわかりました。

また、先ほどの同僚議員の質問によりまして、みなとオアシスの登録により、片島地区の発展を望むということもわかりました。

ただ、私が言いたいのは、ちょっと、今、中村宿毛線、全長2・2キロ、21年の完成を目指すと、市長の施政方針の中で述べておりますが、これを、いつも大体、その期限を切りながら、延ばすのが、予算がつかないとか言って延ばすのが当たり前になっておりますが、これを、市長のおかげで20年にできたぞというふうに、早く完成するように、またお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（西郷典生君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時43分 散会

平成17年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成17年3月16日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第57号まで

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第57号まで

3 出席議員（18名）

1番 浅木 敏君	2番 中平 富宏君
3番 有田 都子君	4番 浦尻 和伸君
5番 菊地 徹君	6番 寺田 公一君
7番 菱田 征夫君	8番 宮本 有二君
9番 濱田 陸紀君	10番 沖本 年男君
11番 西郷 典生君	12番 岡村 佳忠君
13番 佐田 忠孝君	14番 田中 徳武君
15番 山本 幸雄君	16番 中川 貢君
17番 西村 六男君	18番 岡崎 求君

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局 長	福田 延治君
次長 兼庶務係長	小野 正二君
議事係 長	岩本 昌彦君
調査係 長	嵐 健君

6 出席要求による出席者

市長	中西 清二君
助役	西野 秋美君
収入役	中上 晋助君
企画広報課長	小松 宣男君

十

総務課長	岡本公文君
市民課長	松岡繁喜君
税務課長	松田雅俊君
会計課長	夕部政明君
保健介護課長	西本寿彦君
環境課長	谷本秀世君
人権推進課長	美濃部勇君
農林課長	小島正樹君
水産課長補佐	高木定一君
商工観光課長	谷本実君
土木課長	茨木隆君
都市建設課長	豊島裕一君
福祉事務所長	大塚勉君
水道課長兼 下水道課長	江口日出男君
教育委員長	奥谷力郎君
教育長	嶋統一君
教育次長兼 学校教育課長	西尾諭君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	高木一成君
学校給食 センター所長	近藤勝喜君
千寿園長	尾崎重幸君

+

+

-----・-----・-----

午前10時02分 開議

○議長（西郷典生君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

本日まで陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

日程第1「議案第1号から議案第57号まで」の57議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） おはようございます。

6番、質疑をいたします。

私の問いますのは、議案第14号別冊、宿毛市一般会計予算であります。主に主要施策を中心として質疑していきますので、簡潔に、わかりやすいご説明をいただきたいと思います。

それでは、順次、質疑の箇所を言っていきますので、よろしくお願いします。

まず、ページ55ページ。55ページの2款1項3目13節の委託料、行政チャンネル番組制作の委託料であります。今年度350万組まれてます。どういう形で行政チャンネルの委託をするのか、内容と、今まで私も一般質問等で何回か提案してきたことですが、やはり内容を充実していかないと、なかなか契約、SWANの契約も伸びていかないじゃないかということ提案してきた経過がありますので、もし新しい事業を入れようとするのであれば、またご説明をいただきたいと思います。

次に、57ページ、2款1項7目の8節、地域づくりアドバイザー事業報償費という形で出てますが、主要施策の中には、30万の予算を計上してありますが、どういう形で、どのような事

業を行いたいのかをご説明していただきたいと思えます。

次に、64ページ、2款1項16目の19節の中にあります宿毛市みんなで備える防災対策補助金750万ですが、自主防災組織に対する資機材の整備等に助成をしようというように聞いておりますが、主に、どういう、どこのあたりの組織に補助しようとするのか。また、組織、事業内容を説明していただければいいと思いますが、よろしくお聞かせしたいと思います。

次に、同じところの宿毛市木造住宅耐震改修事業費補助金300万組まれてますが、これは補助対象の選定を、どのようにしていくのか。また、1戸当たりの補助額をどのような形で決定していくのかをお聞かせしたいと思います。

次に、65ページ。2款1項22目の19節、高知県西部ボランティア・NPOネットワーク補助金というので28万5,000円が組まれてますが、事業内容等、補助対象先をお願いしたいと思えます。

次に、82ページ。3款2項4目8節報償費で、次世代育成支援行動計画策定委員会の委員報償費という形で25万が組まれておりますが、計画の内容と委員構成等内容をお示しいただきたいと思えます。

次に、92ページあたりだと思うんですが、主要施策の中で、スリムサポート教室というのがございますが、多分、これは老人保健費の方で予算を組まれていると思うんですが、19万を主要施策の方で組まれてますが、この事業目的と内容、それと予算の配分等について、お聞かせしたいと思います。

次に、103ページ、5款1項3目の19節、これは負担金補助金及び交付金のところで、すくも夢いっぱい会の補助金として131万5,000円が組まれてますが、この事業内容と、補助対象先、また補助率について、わかればお

十

願いたいと思います。

次に、110ページ、これの5款3項2目19節の、これも補助金及び交付金の部分ですが、宿毛市漁業就業支援事業費補助金ということで、90万の予算が組まれてます。この事業内容を、まずお聞きしたいと思います。

次に、114ページ、これの6款1項2目17節に、公有財産購入費として小野梓記念公園の用地購入費が2,000万組まれてます。これは、収入の40ページにあります寄附金を受けての事業だと思いますが、この、どこから寄附をいただいたのかと、今後の公園の整備計画がわかっているならば、説明していただきたいと思っています。

続きまして、同じページの6款1項2目19節の補助金の部分で、集落活動支援事業補助金として35万円、その次の中心市街地活性化事業補助金として100万円を組まれてますが、この事業内容をご説明していただきたいと思

十

います。次に、116ページ、6款1項5目の19節にあります、これも主要施策であります。沖の島アドベンチャーラン事業費補助金ということで100万円を組まれてます。この事業内容と、わかれば事業の開催時期等もご説明できればお願いしたいと思います。

次に、そのすぐ下にありますが、大河ドラマ「功名が辻」の高知県推進協議会の負担金として40万が組まれてますが、この事業全体像、全体の予算の中で、宿毛市の持ち分がどれくらいになるのかというのを、事業内容とともにご説明していただきたいと思

います。次に、129ページ、7款7項1目の15節、松田川の親水公園の整備工事費として2,000万が計上されてますが、事業内容、これは県の事業で、僕はやっていると感じてたんですが、宿毛市の持ち分がどういうところなのかを説明

していただければと思います。

次のページの130ページ、8款1項2目15節の工事請負費として、耐震性貯水槽新設工事費として、1,570万8,000円が計上されてます。耐震性の防火水槽3基を設置する予算と聞いてますが、設置場所が決まっていれば、設置場所と、1基当たりどれぐらいかかるものなのかをお聞きしたいと思います。

以上で、1回目の質疑を終わります。

○議長（西郷典生君） 企画広報課長。

○企画広報課長（小松宣男君） 企画広報課長、6番議員の質疑にお答えをいたします。

14号別冊、ページ55ページの2款1項3目13節の委託料の内容でございますが、この内容につきましては、ケーブルテレビ放送の行政チャンネル番組制作委託料でありまして、定例会4回、臨時議会2回の181万9,000円と、宿毛市の行事等を文字により、一定、情報提供をいたしております、168万1,000円でありまして、行政情報につきましては、内容等の充実を図るべきではないかという指摘も受けておりまして、本年の成人式を試みとして、動画放送をいたしたところでありまして、17年度におきましても、動画放送についての取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願

十

いします。続きまして、ページ57ページ、2款1項7目の8節報償費、地域づくりアドバイザー事業の件でございますが、この件につきましては、報償費の13万円と旅費に17万円、計上いたしております、30万円で行うものであります。

内容につきましては、国の外郭団体で財団法人地域活性センターが行っております地域アドバイザー事業により、農業者及び夢いっぱい会等で新たな取り組みを試みている人を対象として、専門家の支援を受け、地域の特産づくりや

商品のネーミング、及び販売等についてのアドバイスを受けるものであります。

一応、南国フルーツ関係のアドバイザーと、物産販売アドバイザーの予定をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（西郷典生君） 総務課長。

○総務課長（岡本公文君） 総務課長、6番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

17年度当初予算のページ64ページ、防災対策費の中で、750万の、みんなで備える防災対策補助金750万の内容ということでございます。

昨年度から、各地区に自主防災組織の立ち上げをということで、沿岸地域を中心に説明会も開催させていただいて、立ち上げにご協力いただいております。自主防災組織が、設立後、自分たちで活動をしていく上で、どうしてもいろんなものが必要など。地震に備えて必要などということで、今回、限度額を50万といたしまして、15団体を想定いたしまして、資機材等の補助をしようとするものでございます。

これにつきましては、県の補助金が2分の1ということになっております。

もう1点、木造住宅耐震改修事業補助金300万の内容でございますが、これにつきましては、昨年度から個人住宅の耐震化ということで、16年度も予算計上させていただいて、各個人の方の耐震診断を進めてまいりました。

その中で、21件診断をしていただいたんですが、その診断によって、どうしても補強が必要などというところもあります。それで、診断をした後、補強もしたいというようなことも、だんだんに話も聞いております。

そういった中、県の方も耐震診断をするだけではいけないということで、個人の木造耐震に対する事業として、限度額、1件限度額を60

万想定いたしまして、その2分の1を補助するという形で、県の事業も導入する中で、本年度5戸を予定いたしております。60万限度で県2分の1、市2分の1、あとは個人負担ということでございます。

その事業採択の内容につきましては、申請が出てくれば、その中も検討する中で、決定もしていかななくてはならないというふうに、県の補助要綱に沿った形で選定もしていかなきゃいけないというふうに考えております。

それから、ページ65ページの高知県西部ボランティア・NPOネットワーク補助金28万5,000円の事業内容、補助先ということでございます。

近年、NPO法人、非営利団体ということでNPO法人の設立が盛んになってきているということで、幡多地域におきましても、NPO法人を今後立ち上げて、そのNPO法人を活性化言いますか、をしていくという意味から、そのNPO法人を支援サポートしていくということで、設立をしております。

そのNPO法人の支援に対する事業に対して、幡多広域市町村圏組合で一定の補助をしていくということでございます。

そのNPO法人の活動といたしましては、NPOの普及啓発事業とか、NPO活動の情報の発信とか、受け入れとか、いう形でさまざまなNPO法人に対して、支援をしていく組織でございます。

その組織は、高知県西部NPO支援ネットワークということで、大方町に拠点がございます。そこに補助をしようとするものでございます。

もう1点、ページ130ページ、消防費ですが、この中で、工事費といたしまして1,570万8,000円、耐震性貯水槽の新設工事として計上させていただいております。

この場所と1基当たりの事業費についてとい

うことですが、場所につきましては、現在、想定されておりますのが西町、山田、宿毛駅付近ということでございます。1基当たりの事業費につきましては、約500万ぐらい、523万6,000円になりますけれども、ということでございます。

2分の1補助ということで、事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（西郷典生君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（大塚 勉君） 福祉事務所長。最後の登壇に、きょうはなと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、6番、寺田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第14号別冊、82ページの民生費児童福祉施設費の中の報償費の中の次世代育成支援行動計画策定委員会委員報償費25万円についてでございますが、計画の内容と委員構成等について、ご説明をいたします。

この次世代育成行動計画策定にかかる件につきましては、国が、少子化が非常に進んでいるということに懸念をいたしまして、この急速な少子化の進行につきましては、社会経済全体に極めて深刻な影響を、今後、与えるということで、国は総合的な取り組みを推進するために、平成15年の7月に、次世代育成支援対策推進法というものを制定いたしました。それが本年4月1日から施行されることになりまして、この法律は、27年の3月31日までの10年間の時限立法でございます。

この法律では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的としまして、行動計画の策定を、県と全国の市町村、及び300人以上の企業に義務づけております。

したがって、本市でも、本年度、宿毛市行動計画を策定しまして、市が今後進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めまして、子どもを持つことや育てることに喜びを感じることができる社会の実現、次代を担う子どもたちの健やかな成長を、社会全体で支え、支援するなど、家庭、地域、住民、学校、企業等の協力と連携のもと、子育て支援の推進に取り組んでいくための計画でございます。

具体的な内容としましては、地域における子育て支援サービスをどのように充実していくかとか、保育サービスをどのように充実していくかとか、それから、児童虐待の防止対策の充実とか、それから、交通安全、いろいろな面に含めて、子どもの、次世代を担う子どもの育成をどのようにしていくかということの計画を作成しようとするものでございます。

それで、計画の期間は、今言いましたように、10年間ということになります。委員構成でございますけれども、現在、作成してありますほかの市町村の例も参考にしながら、15人程度を予定をしております。

委員構成としましては、乳幼児の保護者とか、小中学校障害児の保護者、それから、幼稚園とか保育所、小学校関係者、住民代表、行政等を想定しておりまして、報償費25万につきましては、このうち8人ぐらいを報償の対象になる方をお願いしようということで、25万円計上させていただいておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（西郷典生君） 保健介護課長。

○保健介護課長（西本寿彦君） 保健介護課長、6番議員の質疑にお答えいたします。

17年度の行政方針の中に、保健事業が、保健事業の中で、新たにスリムサポート教室を実施することになっているが、スリムサポート教

室に伴う予算、その具体的な予算の内容と事業目的、その内容についてということでございました。

それにつきまして、説明をさせていただきますが、まず、スリムサポート教室というのは、言いかえれば生活習慣病予防事業でありまして、生活習慣病とは、不規則な食生活言いますか、運動不足などが、その積み重ねによって引き起こす病気でございます。

例えば、どういう病気があるかと言いますと、脳卒中、心臓病、がんなどを言います。がんなどがあるわけですが。

まず、予算について説明いたしますと、歳入については、議案第14号別冊、平成17年度宿毛市一般会計予算のページ34ページ、15款の県支出金、2項の県補助金、2目の民生費補助金、1節の在宅福祉運営事業補助金の中の介護予防地域支え合い事業の14万2,000円でございます。

この補助率は、事業費の19万の4分の3が補助の対象になっております。

歳出について説明させていただきますと、4款の衛生費、1項の保健衛生費、3目の老人保健費の8節報償費の8万2,000円、9節の3万5,000円、11節の5万6,000円、12節の1万7,000円、計の19万円の事業費となっております。

次に、事業の目的でございますが、生活習慣病は、自覚がないまま進行しまして、発病する前段階で肥満を指摘される人が多い状況となっております。

そのために、壮年期から肥満を解消して、高齢になっても介護サービスを受けることなく、自分のことは自分でできる、するように介護予防を目的とした事業でございます。

事業の内容につきましては、運動指導士、インストラクター、在宅栄養士、保健師による運

動、食生活、健康のとらえ方などを指導いたしまして、肥満を解消とするものであります。

対象者は、40歳から64歳までの宿毛市在住の市民で、基本検診受診者を中心に、肥満度25以上の人を対象として行います。場所については、宿毛市総合運動公園、宿毛市文教センターで行いますが、実施期間については、6月から9月までの4カ月で、週1回の計16回を実施していきたいと思っております。

少ない予算であります。最大の効果を上げるように努めてまいりますので、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（西郷典生君） 農林課長。

○農林課長（小島正樹君） 農林課長、6番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、ページ103ページ、5・1・3の19節すくも夢いっぱい補助金131万5,000円の内容でございますが、水稻等の減農薬栽培とか、それから地域の特産品を開発することを目的としまして、マンゴやパイナップル等の栽培について調査研究するために、すくも夢いっぱい会に助成をするものです。

現在のところでは、会員数は104名で、食の安全部会、南国フルーツ部会、芋焼酎部会等15部会で、全体の事業費としましては306万3,000円で活動をしていきます。

事業の内容につきましては、食の安全部会、これはまあ、具体的には水稻のヌノマルチとかカミマルチもですが、の採用によりまして、減農薬栽培等の推進を図っていきます。

それから、南国フルーツ部会につきましては、マンゴとそれからパイナップル等の苗の購入に対する助成をするものです。

それと、芋焼酎部会につきましては、焼酎につくるのはコガネセンカンなんです。この栽培に市内で取り組んでいきたいと考えております。

それともう1点、夢いっぱい女性部会というのがあるんですが、その中で、アワとかコキビの穀物の栽培を推進をしまして、特産物の開発に向かっていきたいと考えております。

あと、内容的には、物産の販売部会が、パンフレットの作成等に要する経費、基本的な今のものについての補助率は2分の1ですが、マンゴについてのみ、3分の1の補助金となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西郷典生君） 水産課長。

○水産課長補佐（高木定一君） 水産課長補佐、6番、寺田議員の質疑にお答えする前に、同級生の寺田議員のお心遣いによりまして、初登壇となりました。ただいま、息切れ、動悸、めまい、緊張の余り、立っているのが精いっぱいでございますが、よろしく申し上げます。

それでは、議案第14号別冊、平成17年度宿毛市一般会計補正予算、110ページ。5款3項2目の水産業振興費、宿毛市漁業就労者支援事業費補助金90万円についてですが、この事業の目的は、高齢化が進み、今後、急激な減少が予想されます漁業就労者の後継者を確保し、本市の沿岸漁業を活性化するとともに、基幹産業として、維持存続を図るものであります。

具体的には、地元後継者等U、Iターンを含みますが、月額10万円の生活支援を、研修期間中の2年間行うものでありまして、研修開始後2年以内に漁船を購入し、自営の沿岸漁業者として独立することが条件となっております。

17年度におきましては、鶴来島地区に海洋高校を卒業しました1名の方を予定しています。

事業費といたしましては、120万円で、負担割合は県が50パーセントの60万、市が25パーセントの30万、計90万円の補助金となっております。残りの30万円につきましては、事業主体であるすくも湾漁協の負担となっ

ておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（西郷典生君） 商工観光課長。

○商工観光課長（谷本 実君） 商工観光課長、6番議員の質疑にお答えをいたします。

6項目にわたりましてご質問をいただきしております。若干、答弁が長くなるかもしれませんが、ご容赦をいただきたいと存じます。

まず、1点目といたしましては、議案第14号、ページ114ページ、商工業振興費の中の17節公有財産購入費といたしましての小野梓記念公園用地購入費、金額2,000万円につきまして、お尋ねをいただきました。

この予算措置につきましては、先ほどご指摘がございましたとおり、同予算書40ページに搭載をさせていただいておりますが、現在、歳入時期は確定はいたしておりませんが、早稲田大学からお寄せいただく寄附金を原資といたしまして、さらなる拡張整備を目的に、既存、小野梓公園の隣地に位置いたします旧高知銀行跡地、面積は45・41平米、約136坪でございますが、これを購入いたしまして、市民の憩いの場としての位置づけを高めることはもとより、各種イベントの展開等、中心市街地の拠点施設といたしまして、既存商店街の振興と活性化を図ろうとするものでございます。

なお、用地取得後におきましては、既存の銀行建物の取り壊しや、公園整備にかかわります補正予算措置が必要となりますが、まず、当初予算におきましては、用地取得を前提といたしますところの予算措置を講じさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

整備計画につきましては、地元関係者の皆様方のご意見も十分聴取する中で、適切な整備計画を樹立してまいりたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、同じく114ページの集落活動支援事業費補助金35万円につきまして、事業概要につきまして、ご説明を申し上げます。

この補助金につきましては、当該集落の活性化に有効なる取り組みを推進する団体等に、高知県元気が出る市町村補助事業としての事業採択を目途に、当市補助金支出がなされるものであります。具体的には、平成15年度を皮切りに、本町商店街振興組合さんが隣接、土居下地区の商店街の皆さんとのタイアップによりまして、町に触れ合いと活気を取り戻すための取り組みといたしまして、本町ふれあい夜市を開催していただいております。それらの取り組みが大きく評価される中で、本年度、平成16年度からは、県の補助事業として採択をいただく中で、さらに新年度におきましても、当該事業費に対しまして、県・市がそれぞれ40パーセント、残り20パーセントを地元が負担する形で、活性化に向けた各種取り組みが推進される運びとなっております。

予算書35ページの歳入項目といたしまして、商工費県補助金17万5,000円を予算計上させていただいておりますが、この県の補助金につきましては、一たん、市が受け入れる形の中から、歳出予算といたしましては、県補助金と同額の17万5,000円を加算の上、補助金といたしましては、今期35万円を予算計上させていただいている状況でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、同じく114ページ、19節負担金補助及び交付金の中の中心市街地活性化事業補助金100万円につきまして、謹んでお答えを申し上げたいと存じます。

なお、この補助金につきましては、私ども商工観光課といたしましては、大きな思いを込めて、予算設定をさせていただいた状況でございます。

この部分につきましては、少し念を入れてご説明も申し上げたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

本年度、議会の皆様のご高配をいただく中で、商工会議所に対する中心市街地活性化補助金といたしまして、100万円をお認めをいただきました。この補助金の使用目的につきましては、既にご案内のとおりでございますが、JR西日本の系列会社であり、全国の中心市街地に位置する大型空き店舗等の利活用をもって該当する地域の中心市街地の活性化に、大きな実績と経験を持つJRアーキテツに、当市中心市街地の現状を考察していただく中で、市内に存在する大型空き店舗でございます酒造蔵の利活用について、企画書を策定していただいた経緯でございます。

これまで、市の広報等を通じまして、この酒造蔵で事業展開をしていただく皆さんを公募した結果、現在、5名の皆さんが名乗りを上げて

十

いただいている状況でございます。これらの皆さんが、この酒造蔵で事業展開する上における事業資金等につきましては、商工会議所におきまして、有利な融資制度をあっせんしていただく運びとなっているところでございます。

なお、本年度、お認めをいただいております中心市街地活性化補助金100万円につきましては、この大型空き店舗の活用策を模索する目的を第一ステップとする中で、さらに大きな願いと目的を持ちまして、私ども商工観光課といたしましては、補助金活用を図らせていただいた経緯でございます。

先ほど述べましたJR西日本の系列会社、JRアーキテツには、当該空き店舗の活用策にあわせまして、市内に色濃く残る自然や史跡、またすばらしい人材を網羅するところの実現可能な具体的活性化策につきましての企画書を策

定していただいた経緯がございます。

当該企画書をもちまして、かねてより中心市街地の皆さんが、長年切望されておりました本町並びに土居下商店街の総延長約750メートルにわたる街灯街路整備事業を計画いたす中で、事業費は約2,000万にのぼりますのが、この事業を、宝くじを財源といたします国の地域活性化センターへ、県を通じまして新年度の事業採択を目途に、申請行為を実施している経緯でございます。

幸いにいたしまして、県下各地から提出されております事業申請の中から、当市の企画申請書が、高知県の代表に選ばれまして、現在、国の裁定待ちの状況となっております。

申請に際しましては、地元の皆さんの大きな熱意とともに、高知県地域づくり支援課のご配慮を含め、また、市長も上京をいたしまして、事業採択における積極的なアプローチを実施していただいている状況にあります。

全国10カ所程度しか事業採択がなされない、極めて厳しい採択条件がございますけれども、現在のところ、事業採択に向けまして、私どもといたしましては、好感触を得ているところでもございます。

間もなく、県を通じまして、内示通知があるかと存じますが、事業採択となりましたら、当該2,000万事業費の全額100パーセントが補助適用となるものでございます。決定になり次第、議会にご報告を申し上げまして、次期補正予算対応も図らせていただきたいと考えております。

また、本年度に引き続きまして、新年度におきましても、同額の補助金100万円を計上させていただきます。この補助金につきましては、従来、商工会議所に対しましては、運営補助金といたしまして15年度までは80万円、今年度におきましては、20パーセントカ

ットの64万円の運営補助金を適用しておりますけれども、財政困難な折から、従来のこの商工会議所運営補助金につきましては、全額カットをいたしまして、商工会議所に対する新年度補助金につきましては、この中心市街地活性化補助金100万円1本に変更させていただいた経緯でございます。

なお、今年度予算計上を申し上げております中心市街地活性化補助金100万円の使用目的につきましては、昨年度に引き続き空き店舗対策や、採択を目途といたします国の100パーセント補助事業であります街灯街路整備事業の一環としての、四季を通じまちに花が咲き乱れる中心市街地のフラワー街路事業等と、中心市街地の活性化に、効果的に連携する事業に対し、商工会議所を通じ、支出しようとするものであります。

今後とも、中心市街地に住まいをされるすべての皆さんが、潤いを実感できる補助金の有効活用につきまして、補助先、商工会議所ともさらなる連携強化を図る中で採用したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

大変長くなっておりますが、続きまして、116ページ、観光費の中の19節新規事業でございます。沖の島アドベンチャーラン事業費補助金100万円につきまして、お答えを申し上げます。

ご質問議員におかれましては、まだまだご記憶に新しいことであると存じますが、昨年、沖の島の皆さんはもとより、市内ボランティア組織の皆さん、そして行政がタイアップいたしまして、沖の島アドベンチャーランと銘打つ中で、沖の島のすばらしい景観を満喫していただくためのマウンテンバイク大会が開催された経緯でございます。

ご参加いただいた多くの皆さんから、大きな感動と賛辞をいただいた経緯でございます。

新年度におきましては、さらに沖の島の観光対策や、交流人口の増加を目途といたしまして、地元はもとより、関係機関との連携強化のもと、本年5月には、沖の島健康ウォーク、並びにマラソンレース、そして10月には、昨年度に引き続きまして、また事業規模を拡大する中で、マウンテンバイク大会を開催する予定といたしております。

なお、本事業につきましましては、国の自治総合センターに事業申請を既に実施する中で、総事業費212万円に対しまして、100万円の補助金を想定する中で事業展開を期してまいりたいと考えております。

事業採択につきましましては、今月末程度に結論が出る見込みとなっておりますが、事業採択がなされた場合、本事業の1回目の展開が5月を想定していることから、6月議会における補正対応では間に合わず、事業採択を前提といたしまして、新年度予算といたしまして、予算計上を申し上げている状況でございます。

なお、仮に不採択の場合におきましては、当該事業予算は6月補正をもちまして減額措置させていただくこととなりますが、地元の皆さん、関係団体の皆さんは、これら補助はなくても、参加費等を財源といたしまして、自立で事業展開を期す旨の決議が、関係者の中で組織されております実行委員会で、既にその決定がなされている状況でございます。

行政といたしましても、人的な協力を含めまして、この事業推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

最後の質問項目でございます。同じく116ページの中の19節、大河ドラマ「功名が辻」高知県推進協議会負担金40万円につきましまして、その内容につきましまして、お尋ねをいただきました。

これにつきましては、高知県観光コンベンション協会を事務局といたしまして、高知市、安芸市、中村市、宿毛市、佐川町、窪川町、この6市町が協議会を立ち上げている状況でございます。

協議会が集めるべき想定をしておる負担金は、全体で8,500万円という総額になっておりまして、ちなみに、コンベンション協会が5,000万円負担、高知市が3,000万円、先ほど申しましたその他の5市町で200万円。高知市旅館、ホテル協同組合が130万円、今申しました8,500万円との差額につきましては、その他もろもろの団体等からの寄附金を受ける中で、ロケ隊の円滑な事業推進に助成する目的をもって、当該負担金の設定がなされている状況でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

長くなりました。失礼しました。

○議長（西郷典生君） 土木課長。

○土木課長（茨木 隆君） 土木課長、6番、寺田議員の質疑にお答えいたします。

議案14号、平成17年度一般会計予算で、129ページですが、その本年度の事業内容、宿毛市分の施行区分ということです。

まず、親水公園は、県が事業主体となつてですね、平成12年度より、概略設計の委託業務を行つてます。その方式は、ワークショップ方式で行つてます。

基本構想ができたのが、5回のワークショップを開催して、平成14年度に基本構想ができてます。その計画構想に基づき、その後、計画を13工手を整備していきますよという中で、持ち分を県がやる分、市がやる分を完成後に分けて、今、実施しているところです。

施行部分の県の方が7工手、市の方が6工手となっております。事業、15年度から整備は進めていますが、今、実際、県、護岸の盛土とか、

それから芝を張っている部分とか、緑化している部分とか、そういうのが、県が事業主体で行っています。

市のやる持ち分としては、構想の中では、全体に木を植えたいとか、それから園路の舗装をしたいとか、それからトイレとか、敷地の中に池をつくるとか、駐車場の整備等が構想としては上がってます。

市の方の整備計画等につきましては、施工区分に基づいた宿毛市分を全部実施していきたいところですが、現状はですね、集中豪雨、台風時には公園の敷地内に水位が上がってくる関係上、昨年も2回上がってます。整備した後、流されたりということも伴いますので、施工する工法については、十分、検討した上、それとその維持管理費が伴わない工法で、極力整備は進めたい、進めていきたいと思うております。

それから、15節の本年度の工事費2,000万につきましては、園路の舗装、約1,000メートルぐらいと、一部駐車場の整備を実施していきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

○議長（西郷典生君） 6番寺田公一君。

○6番（寺田公一君） かなり詳しい説明を受けましたので、自分の中で、3点ほど再質疑をさせていただきたいと思います。

まず、65ページのNPOの補助金ですが、幡多広域で支援しようということのようですが、宿毛市の持ち分が28万5,000円、全体として、幾らの補助予算なのかというのを、まずお聞きしたいと思います。

次に、2点目、103ページの夢いっぱい会の補助ですが、これは、課長というよりも、できれば市長の方から、ちょっと聞きたいと思うんですが。

15部会、確かに今、農林課の方に事務局が置かれているというように認識しているわけで

すが、これは、本当に農業部門だけではなく、漁業関係もありますし、商工関係にもかかわることもあるということで、事務局を、農林課のままですと、今年度もやっていくのか、そこからあたり、ちょっとお聞きしたいと思います。

次に、もう1点、これは116ページの「功名が辻」の部分ですが、6市町で補助しようということのようですが、宿毛市にとって、これは山内一豊の奥さんの物語ですよ、多分。これに、宿毛市として、どのようなかわりがあるのか。高知県全体で受けるというのであれば、ちょっと補助が、一緒に、ともにしようということであるんですが、6市町ということですので、宿毛市も何らかの形でピーアールができるのかどうか、そこら当たりの認識があれば、お聞きしたいと思います。

以上、2回目を終わります。

○議長（西郷典生君） 市長。

○市長（中西清二君） 寺田議員の質疑にお答えします。

すくも夢いっぱい会の事務局でございますが、実は、当初、農業関係から出発したものですから、そのまま農林課に事務局をおいて、官民共同でいろんなことをやっていこうというふうなことから始まりました関係で、ただいま、農林課で事務局をしておりますが、今の状況、私も十分把握をしてなかったんですが、15部会というふうなことで、いろんな分野にわたっております。

このいろんな分野を、これからどうしていくか。その夢いっぱい会の会長さんとか、幹部の方と、まだお話し合いができておりません。聞きますところによりますと、23日に総会があって、東京の方の東京宿毛会からも、この件に関しまして、宿毛市の発展のためになるんらということで、そちらから企画書のようなものも持ってきてくださるというふうなことで、2

6日の日にも、幹部の方と、私も入ります、その席でいろんな形のもの話し合いがなされると思います。

それを受けまして、今後、どうしていくかということ、これから決めなきゃいけない状況でございますので、ただいまのところは、農林課においてあるということで、今後、また新たに検討していかなくちゃいけない課題というふうに受けとめますので、このように考えております。

○議長（西郷典生君） 総務課長。

○総務課長（岡本公文君） 総務課長、寺田議員の再質疑にお答えいたします。

ページ64ページ、諸費のNPO法人に対する補助金の全体事業費ということでございます。

全体事業費につきましては、492万8,000円の全体事業費でございます。この補助につきましては、昨年度から幡多の補助金等審議会で協議する中、県ともども補助をしていっております。

幡多8カ市町村での補助金総額といたしましては、171万でございます。それを8カ市町村で、事業割といいますか、案分した額で負担をしているということでございます。

以上です。

○議長（西郷典生君） 商工観光課長。

○商工観光課長（谷本 実君） 商工観光課長、6番議員の再質疑にお答えいたします。

当然、財政困難の折から、この協議会に加入し、負担金を支出することにおいて、当市観光面を含めたメリットがあるか否かというご質問であろうかと存じます。

残念ながら、現在まで、協議会とも交渉をいたしておりますけれども、当市におけるロケ場面は、現在のシナリオの中では設定がなされておりません。

その当市でのロケ、観光につきましては、今

後、開催されます協議会等の出席をもちまして、要請は継続してまいりたいと考えておりますけれども、しかしながら、山内一豊のお姉さんの子どもでございます可氏さんが、当地を管轄していた歴史を含め、この「功名が辻」のテレビドラマについては、それらの関係を含めまして、当市の縁も大変深いものがあるかと考えております。

また、撮影終了後におきまして、作品の提供であるとか、そのほか、もろもろの資料提供をいただく中で、当市の歴史館等々への展示、含めまして、やはりこの協議会に加入して、負担金を支出していなければ、それらの資料提供もなかなかいただけない状況も十分想定されるところでございまして、あらゆる角度から勘案する中で、この協議会負担金の支出は、事務局といたしましては必要と考えておりますので、ぜひお認めもいただきたいと存じます。

有効活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（西郷典生君） 商工観光課長。

○商工観光課長（谷本 実君） 済みません、お答えを申し上げます。

小野梓公園の隣地に位置いたします旧高知銀行跡地面積は、450.41平方メートルでございます。坪数換算で、136平米。

済みません、わかりました。そしたらちょっと確認させていただきます。

○議長（西郷典生君） 6番、寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 詳しく説明をしていただいた部分、まだ私としては、納得というか、わかったつもりでおりますが、まだまだ後ろの方はわかってないような方もおるようです。

私の質疑は終わりますが、まだ時間がありますので、後の質疑でよろしくお願ひしたいと思います。

これで終わります。

○議長（西郷典生君） 商工観光課長。

○商工観光課長（谷本 実君） 商工観光課長。

先ほど答弁申しあげました旧高知銀行跡地にかかわります面積に、錯誤がございました。謹んでおわびを申し上げ、訂正を申し上げたいと思います。

正規には、平米数におきましては、625.61平米、坪換算189坪でございます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（西郷典生君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） 3番、質疑をさせていただきます。

私も寺田議員と同じく、14号別冊、平成17年度宿毛市一般会計予算の中から数点、質疑をさせていただきます。

まず、1点目は、ページ63、2款総務費の1項16目15節工事請負費の中の400万組まれております避難道整備等工事費。今回の整備地域、概略の予算配分など、お答えできる範囲お願い申し上げます。

続きまして、ページ77、3款民生費、1項4目19節負担金補助及び交付金の中の精神障害者地域生活援助事業補助金が、平成16年の当初予算におきまして79万5,000円組まれておりましたものが、今回、158万7,000円の増額となっております。その変化の内容、非常にこれは大切な補助金であると思しますので、肯定的な思いで、この増減の変化の内容をお聞きいたしたいと思います。

続きまして、ページ87、3款民生費、5項1目13節の委託料の中の人材育成啓発事業委託料、これは平成16年度と同じく200万組まれておるわけですが、同額組まれておるといふことの意味におきまして、昨年その委託、内容において肯定的なお考えのもとに、同額組まれたものとするならば、その内容的なもの、成果度というんですか、達成度というんですか、

そういうものについてお伝えいただく点がありましたら、よろしくお願ひいたします。

続きまして、ページ116、この6款の商工費ですが、これ、「功名が辻」の件は、先ほど寺田議員がご質問されまして、詳しいご説明いただいたんですが、1の5の19ですね、19節、このただ1点だけ、この協議会というんですか、この会において、きょうの新聞にも載っておりましたが、一豊君とか、千代ちゃんですか、そういったキャラクターグッズが出ております。これが、これは協議会に入っていない人は申請がいるということですが、協議会に入っておれば、このグッズの販売なり、いろんなことができると思うんですが、それをもし、宿毛の方で求めたいという人たちがもしいるとすれば、この点において、グッズの点において、何かお考えがあるかどうか、1点だけ、これはお聞きいたしたいと思います。

それから、ページ119、7款3項4目15節の総合運動公園遊歩道整備事業費が、今年、500万ぐらいですかね、組まれていると、済みません、訂正いたします。ごめんなさい、124ページの7款3項4目15節の土木費なんですが、総合運動公園のこの費用に対しまして、目下、遊具とかもろもろの、公園の内容ですね、概要ですね、計画の。そういったものがお伝えいただければと思います。

以前にも、一般質問におきまして、こちらの運動部分において、遊具云々を申しました折に、遊歩道の整備のその部分に、遊具というようなお答えも、前市長からもいただいたいきさつもありますが、どういった内容の、この遊歩道における公園の概要、簡単でよろしいです。お伝えいただけたらと思います。

続きまして、ページ136ですが、9款教育費、2項2目18節の高知県山の学校支援事業備品購入費が8万組まれております。これは、

新しい事業の試みだと思うんですが、少し内容についてお示してください。

それから、147ページ、同じく教育費、9款です。5項2目7節の学校プール監視員の賃金が、これは高校生のアルバイトの賃金だったように記憶しているんですが、平成16年に132万組まれておりましたのが、今回、60万になって、減額となっております。その理由、安全性を感じる意味で、ちょっと理由をお聞かせいただきたい。

それから、最後に、市長の市政、ここにあります行政方針の中の14ページに、児童虐待もろもろを含んだ、児童相談に関するもろもろの件が、この4月1日から市町村に、宿毛市にもそういう形で対処するような形になります。

そのために、地域で、本当、身近なところでこの問題を、いろんな団体で力を合わせてやっていこうという防止に向けて、それに対して、市長の決意もあらわれているわけですが、それが予算書の中に、いろいろな部署の提携に基づいてこれをやっていくということで組まれているというか、中に含まれているとは思いますが、少し、ここに新たに新しい意欲として、指針として出されたのに対しては、予算の形が見えないんです。ちょっとそこら辺のことをお伝えできれば、お伝えいただきたい。

以上で1回目の質疑を終わらせていただきます。

○議長（西郷典生君） 総務課長。

○総務課長（岡本公文君） 総務課長、3番、有田議員の質疑にお答えいたします。

14号別冊、ページ63ページ、防災対策費の中の工事請負費400万、避難道整備工事費の内容にということでございますが、この避難道の整備につきましては、大島地区、貝塚地区、そのほかということで予算計上をさせていただいております。

事業費につきましては、大島が約200万、貝塚地区が歩道の手すりということで、約20万ということで、そのほかが180万を想定いたしております。

各地区で自主防災組織の中で、避難道の整備等について、今後、また要望が上がってくると思います。協議をする中で、随時、また対応もしていかなければならないと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（西郷典生君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（大塚 勉君） 福祉事務所長、3番、有田議員の質疑にお答えをいたします。

議案第14号別冊、まず、ページ77ページの精神障害者福祉費の補助金の精神障害者地域生活補助事業補助金の158万7,000円、昨年79万5,000円であったが、増額している理由にということでございますが、この補助金につきましては、ご承知かと思っておりますけれども、精神障害者のグループホームいうのを、聖ヶ丘病院内につくっております。ゆーかりいう名称でございますけれども。食事の世話と生活援助をしたり、金銭感覚の指導をしたりとか、一般の生活を自立できるようなことで、グループホームを設置しているわけでございますけれども。

昨年は、1名の方が5人の定員ながですけれども、1名の方が宿毛市から入りまして、そのための79万2,000円ですか、それを計上しておったわけですがけれども、来年度、2人にふえる予定になりますので、約倍額を計上させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、先ほどの児童虐待の問題について、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

この問題、当然、本市でもふえておりますので、当然、対応して、今までは児童相談所が、全部、児童相談は児童相談所がやっていたわけ

ですけれども、これからは身近な市町村が、まず対応しなさいというような法改正がございました。

そういうことで、行政方針も載せております。ただ、予算、当然これは、単に福祉事務所には設置しましたけれども、当然、福祉事務所だけで対応できるものではございません。当然、隣の保健環境課、それから学校教育等々です、保健介護です、失礼しました。介護課。学校、教育委員会等と連携して、対応していかんといかんと思います。もしそういう事例が、相談がありましたら、まず、家庭相談室というのがあって、相談員がございますので、それとまず一緒になり、また保健婦さんに入ってもらいなり、必要な人に入ってもらって、面接なりして、それから措置を、措置言うか対応を考えていかんといかんと思っております。

十 そういうことで、予算的なものは、非常に最初、もう急遽、そういうことになりましたので、現在のところ、まだ予算的な、それについての予算的なものはしておりませんが、若干、去年もご質問いただいたがですけれども、そういう方の逃げ場言いますか、避難場所ということで、若干のものは福祉の方でも、中村の若草園に措置するような形を、一時保護の関係は組ませてもらっておりますし、今度の補正にも2人分の、若草園へ緊急のができましたので、そういうことで補正もさせてもらっておりますので。

また、適時必要なものは補正していかんといかんと思っておりますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○副議長（濱田陸紀君） 人権推進課長。

○人権推進課長（美濃部 勇君） 人権推進課長、3番議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成17年度宿毛市一般会計予算、87ページ、3・5・1の13、人

材育成啓発事業委託料200万の事業内容でございますが、昨年度と同額と。それで、内容的なものとの達成度について、お聞きしたいということでございます。

この事業につきましては、同和問題を初めとする多様な人権問題に対応しうる人材の育成や、広く市民の参加を促し、さまざまな人権問題に関する講演会を開催するため、特定非営利活動法人人権ネットすくもに委託しようとするものでございます。

人権ネットすくもは、幅広く、いろいろな人材とのつながりがございますので、一番効果的に広報活動ができると、そのように考えております。

委託事業の内容といたしましては、人権に関する研修事業、2番目といたしましては、人権に関する研究事業、人権に関する啓発事業、その他、市長が必要と認める事業、となっております。

十 人権に関する研修、研究、啓発事業計画の内容といたしましては、同和問題を初めとする多様な人権問題に対応し得る人材育成を目的としております。

内容といたしましては、人権啓発に関する研修費、人権のまちづくりに関する研究、研修費、同和問題に関する研修費、HIV、ハンセン病問題に関する研修費等となっております。

それ以外といたしまして、啓発事業といたしまして、広く市民の参加を促し、さまざまな人権問題に関する講演会を開催することといたしております。

この講演会につきましては、ハンセン病問題講演会とか、女性問題講演会等実施しております。

平成16年度におきましても、この講演会につきましては、先日行いました高知新聞社会部記者であります塚地さんによりまして人権啓発講

演会、また風の舞の上演、大体200人程度の参加がございました。

それから、3月12日にドメスティック・バイオレンスの講演会、藤木美奈子さんをお迎えしての講演会も実施しました。

こういう形で、市民に人権に関することについて啓発することについて、効果があるということ、昨年度と同じ200万を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副議長（濱田陸紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（谷本 実君） 3番議員の質疑にお答えいたします。

「功名が辻」にかかわりますキャラクターグッズの販売、並びにその取り扱いについて、ご質問をいただきましたが、この件につきましては、協議会事務局にも確認をとりまして、後日、またご報告をさせていただきたいと考えますので、よろしく願います。

○副議長（濱田陸紀君） 都市建設課長。

○都市建設課長（豊島裕一君） 都市建設課長、3番、有田議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成17年度一般会計予算書、ページ124ページ、7款3項4目公園費の15節工事請負費、金額5,276万円。総合運動公園遊歩道整備工事費でございますが、この工事の中に遊具等が入っておるかということでございますが、17年度のこの工事は、遊歩道の整備ですので、遊具等は入っておりません。

全体計画としまして、約1,290メートル延長ありまして、15年度に160メートル、16年度に410メートル、17年度に720メートル、そういうことで1,220メートル造成できまして、全体の中で、遊具ということですが、この道路は、自然を探索し、またクロ

スカントリーができるような形で遊歩道をつくっておりますので、ベンチ等は置く計画でございますが、子どもが遊ぶような遊具を置く計画はない。

あと、事業計画としましては、あと18年、19年、2年間事業をしまして、舗装を含めて整備をするつもりでしていく事業でございます。

○副議長（濱田陸紀君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（西尾 諭君） 学校教育課長、3番、有田議員さんの質疑にお答えをいたします。

議案第14号別冊、宿毛市一般会計予算、ページが135ページでございます。高知県山の学校支援事業のことについて、ご質問がございました。この事業は、山田小学校で行いたいというふうに思っております。内容につきましては、学校近くの公園の樹木の下刈りであるとか、堤防の清掃、あるいは山奈小学校の校歌、学校の歌ですが、校歌の中に「三ガ山」という歌が出てくるのですが、その「三ガ山」の登山を計画。それから、炭焼き体験と、こういうものを予定しております。

事業費につきましては、総額で20万円でございます。その中身につきましては、8節の報償費が1万5,000円、需用費11万7,000円、役務費1万円、借り上げ5万8,000円、トータル20万円でございます、全額、県の補助事業でございます。

以上でございます。

済みません、もう1点ありました。

同じく当初予算の147ページでございます。学校体育振興費の学校プール監視員の賃金が、昨年は132万円、ことし60万ということになっておるがということですが、実は、ことしの予算132万円ですが、今回の3月補正で46万6,000円の減額補正を計上させていた

だいております。結果として、85万4,000円がことしの実績見込みということになります。

17年度ですが、一定、プールの監視員として2,000円の10日の2人分の15校ということで、60万円。昨年は20日を予定しておりましたが、ことしは学校の先生にも監視に当たっていただくということで、日数を少なくしております。

以上でございます。

○副議長（濱田陸紀君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） それぞれ質疑へのご答弁、ありがとうございます。

詳しくご説明いただきましたので、改めてすべてにわたっての再質疑という形はとりませんが、公園の分ですね。ページ124ページの7款の土木費の、公園費の分ですが、子どもを含めた市民の声を聞く、声を聞いての、もちろん遊歩道の中にも自然を生かしたブランコだとか、もっと自然を生かして樹木の森林浴を楽しむ、もちろん遊歩道、そこに樹木を生かした遊具というか、きらびやかな、けばけばしい遊具ではないですけれども、そういったものの配置とか、またもろもろ、一般質問のようになってはいけません、長々しきは申しませんが、皆さんの声を聞く機会、そういう場を持つことをお考えではないのか、その点を1点。

いずれ、この公園につきましては、私、政務調査で公園の勉強もしてまいりましたので、一般質問にもっていかしていただきたいと思いますが、その点、皆さんの声を聞く場がもたれているのかどうか、その点1点ですね。

それからもう1点、この学校プールの監視、生徒たちのアルバイトだったと思うんですが、高校生の。もちろん、経費節減の折です。でも、教師ももちろん安全のために監視も必要でしょうけれども、上級生が、上から下の、上の者が

下の者を見守っていくという上下の関係というのは、非常に今求められているときでもありまして、そういった意味で、子どもたちのアルバイトという1つの形の中で、人数を減らすというか、時間、どうかなという思いもいたしますが、子どもたち、今、そういう監視をして、自分よりも若い子どもたちへの守りというか、そういう意識のかんよう。それからまた、そういった、小遣いではないですけれども、それが生きた収入、アルバイト代となることへ目を注いであげるのもどうかなという思いも、私もいたしますが。

その点も、また折がありましたらご考慮いただきたいなど、そう思います。

それでは、済みませんが、それから今言いました、最後に出させていただきました市長の行政方針の中の虐待の問題、これは今、急なことで、大まかな予算というか、そういうところにかずに、各課が協力して、今のところはやっていこうと。その担当が、福祉事務所に置かれて相談があるたびに、真摯に対処していくと、そういうことはよくわかりますが、これからは、本当にこの問題は家庭内のことで、秘密裏に、非常に入っていきにくい。そうすると、できるだけ市民の皆さんへの心の啓発というか、そういうことが大事となってきます。そうすると、例えばパンフレット、子どもは本当に愛を求めて生まれてきます、皆さん。本当に地域で育てましようという、もちろんパンフレットとか、もろもろのマイク、啓発、報道とかいろいろ、とにかく真剣にやっついていかないとしますので、予算化をお考えというか、そういう方面もおいおい考えていただけたらという、これはお願いでございますが。

済みません、その点。以上で2回目の質疑を終わります。

○副議長（濱田陸紀君） 都市建設課長。

○都市建設課長（豊島裕一君） 都市建設課長、3番、有田議員の再質疑にお答えいたします。

今の公園ですが、遊歩道が17年、18年で終って、19年度に細部の道路等がありますので、当然、この事業につきましては、ワークショップ等を含めた住民の意見を聞かずにやっておりますので、きょう、そういうような提案もありましたので、またそういう意見がありましたら、そういう面が活用できるような形で、皆さんが親しまれる公園をつくっていきたく思いますので、よろしくお願ひします。

○副議長（濱田陸紀君） 3番有田都子君。

○3番（有田都子君） 各部にわたっての温かい質疑へのお答え、ありがとうございました。

大切な予算でございます。どうか真摯なお気持ちで運用を、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で終わります。

○副議長（濱田陸紀君） この際、暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時51分 再開

○議長（西郷典生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号から議案第26号まで」の26議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第26号まで」の26議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第27号から議案第57号まで」の31議案は、お手元に配付してあります「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

おはかりいたします。

議案等審査のため、3月17日、3月18日及び3月22日並びに3月23日の4日間は休会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） ご異議なしと認めます。

よって、3月17日、3月18日及び3月22日並びに3月23日の4日間は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月17日から3月23日までの7日間休会し、3月24日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時52分 散会

十

+

陳 情 文 書 表

平成17年第1回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第32号	平成 17. 3. 2	「障害者自立支援法案」の慎重 審議を求めるとともに、障害児 者施設への「応益負担」導入は 慎重に検討することを求める意 見書の提出について	障害者の生活と権利を 守る高知県連絡協議会 会長 正岡光雄	教育民生

上記のとおり付託いたします。

平成17年3月16日

宿毛市議会議長 西 郷 典 生

+

+

+

議案付託表

平成17年第1回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会 (17件)	議案第27号	宿毛市金婚夫婦表彰条例の一部を改正する条例について
	議案第28号	宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第29号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第30号	宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第32号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第34号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第35号	宿毛市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第36号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について
	議案第37号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について
	議案第38号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
	議案第45号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について
	議案第46号	高知縣市町村総合事務組合から仁淀地区国民健康保険病院組合が脱退することに伴う財産処分について
	議案第47号	幡多広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約について
	議案第48号	幡多広域市町村圏事務組合から中村市及び西土佐村が脱退することに伴う財産処分について
議案第51号	こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について	
議案第52号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	
議案第53号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	

十

<p>教育民生 常任委員会 (8 件)</p>	<p>議案第 3 1 号 議案第 3 3 号 議案第 3 9 号 議案第 4 0 号 議案第 4 1 号 議案第 4 4 号 議案第 4 9 号 議案第 5 0 号</p>	<p>宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について 宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について 宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例について 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について 高知西部環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について 高知西部環境施設組合から中村市及び西土佐村が脱退することに伴う財産処分について</p>
<p>産業建設 常任委員会 (6 件)</p>	<p>議案第 4 2 号 議案第 4 3 号 議案第 5 4 号 議案第 5 5 号 議案第 5 6 号 議案第 5 7 号</p>	<p>宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について 宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について 栄喜漁港区域内の公有水面埋立てについて あらたに生じた土地の確認について あらたに生じた土地の字の区域の画定について あらたに生じた土地の字の区域の画定について</p>

平成17年
第1回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（平成17年3月24日 木曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第57号まで
（議案第1号から議案第26号まで、討論、表決）
（議案第27号から議案第57号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 請願第2号及び陳情第13号外6件
- 第3 委員会調査について
- 第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで
意見書案第1号 教育基本法の改正を求める意見書の提出について
意見書案第2号 「障害者自立支援法案」の慎重審議を求めるとともに、障害児者施策への「応益負担」導入は慎重に検討することを求める意見書の提出について
意見書案第3号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について

----- . . . -----

十

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第57号まで
- 日程第2 請願第2号及び陳情第13号外6件
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 意見書案第1号から意見書案第3号まで
- 追加日程 議案第59号から議案第67号まで
議案第59号 平成16年度宿毛市一般会計補正予算について
議案第60号 宿毛市都市計画審議会条例の制定について
議案第61号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第62号 宿毛市都市計画委員会設置条例を廃止する条例について
議案第63号 宿毛市及び幡多郡大月町の廃置分合について
議案第64号 宿毛市及び幡多郡大月町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
議案第65号 宿毛市及び幡多郡大月町の廃置分合に伴い新たに設置される宿毛市の議会の議員の定数に関する協議について
議案第66号 宿毛市及び幡多郡大月町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

議案第67号 宿毛市及び幡多郡大月町の廃置分合に伴う地域審議会の設置
に関する協議について

----- . . . -----

3 出席議員（18名）

1番	浅木	敏君	2番	中平	富宏君
3番	有田	都子君	4番	浦尻	和伸君
5番	菊地	徹君	6番	寺田	公一君
7番	菱田	征夫君	8番	宮本	有二君
9番	濱田	陸紀君	10番	沖本	年男君
11番	西郷	典生君	12番	岡村	佳忠君
13番	佐田	忠孝君	14番	田中	徳武君
15番	山本	幸雄君	16番	中川	貢君
17番	西村	六男君	18番	岡崎	求君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	福田	延治君
次長 兼庶務係長	小野	正二君
議事係長	岩本	昌彦君
調査係長	嵐	健君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西	清二君
助役	西野	秋美君
収入役	中上	晋助君
企画広報課長	小松	宣男君
総務課長	岡本	公文君
市民課長	松岡	繁喜君
税務課長	松田	雅俊君
会計課長	夕部	政明君
保健介護課長	西本	寿彦君
環境課長	谷本	秀世君
人権推進課長	美濃部	勇君
農林課長	小島	正樹君

水産課長補佐	高 木 定 一 君
商工観光課長	谷 本 実 君
土 木 課 長	茨 木 隆 君
都市建設課長	豊 島 裕 一 君
福祉事務所長	大 塚 勉 君
水道課長兼 下水道課長	江 口 日出男 君
教育委員長	奥 谷 力 郎 君
教 育 長	嶋 統 一 君
教育次長兼 学校教育課長	西 尾 諭 君
生涯学習課長 兼 宿毛文教 センター所長	高 木 一 成 君
学 校 給 食 センター所長	近 藤 勝 喜 君
千 寿 園 長	尾 崎 重 幸 君

+

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（西郷典生君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第57号まで」の57議案を一括議題といたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

----- . . . ----- . . . -----

午後 1時07分 再開

○議長（西郷典生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより「議案第1号から議案第26号まで」の26議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第1号から議案第26号まで」の26議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西郷典生君） 全員起立であります。

よって「議案第1号から議案第26号まで」の26議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第27号から議案第57号まで」の31議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（菊地 徹君） 総務常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第32号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第45号、議案第46号、議案第4

7号、議案第48号、議案第51号、議案第52号、議案第53号の17議案であります。

議案第27号は、宿毛市金婚夫婦表彰条例の一部を改正する条例についてであります。

毎年、9月の第3月曜日に実施している宿毛市金婚夫婦表彰式典を取りやめ、9月に表彰状と記念品の贈呈は継続して行います。

議案第28号は、宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

各会派に対する政務調査費について、現行の所属議員数に月額1万円を乗じて得た額を、所属議員数に月額1万2,500円を乗じて得た額に改正しようとするものでございます。

議案第29号は、宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

人事院規則の一部改正が行われたことに伴い、平成17年4月1日から、育児、または介護を行う職員が、早出、遅出勤務を希望した場合は、公務に支障がある場合を除き請求することができるようになったので、国に準じて条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第30号は、宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

旅費の支給に関して、宿毛市旅費条例に準じた取り扱いとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第32号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

市長、助役及び収入役の給料の額を、平成17年4月1日から市長85万円を79万9,000円、助役73万円を69万3,000円、収入役66万円を62万7,000円に改めるものでございます。

議案第34号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

改正の内容につきましては、職員の通勤手当の40パーセント削減、管理職手当の20パーセント削減及び給料表を国の基準に準じたものに改正しようとするものでございます。

議案第35号は、宿毛市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

宿毛市職員の特殊勤務手当等を廃止するとともに、行旅死亡人の取り扱いに従事した職員に対する手当の額の見直しを行おうとするものであります。

議案第36号は、宿毛市旅費条例の一部を改正する条例についてでございます。

主な内容は、日当の額の見直しや廃止、鉄道グリーン料金の廃止等を行うものでございます。

議案第37号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、平成17年3月7日から施行されることに伴い、宿毛市税条例の一部を改正する必要が生じたので、「土地登記簿もしくは」を「登記簿または」に改め、「または建物登記簿」を削り、「土地登記簿」を「登記簿」に改めるものでございます。

議案第38号は、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

平成17年4月1日から船員法の一部が改正され、雇入れ契約が公認制から届出制に変わることにより、雇入れ契約公認手数料を徴収しないこととなるために、宿毛市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第45号及び議案第46号の2議案は、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合

規約の一部を改正する規約について、並びに高知縣市町村総合事務組合から仁淀地区国民健康保険病院組合が脱退することに伴う財産処分についてでございます。

本組合の構成である仁淀地区国民健康保険病院組合が、平成17年3月31日に解散することに伴う本組合からの脱退、中芸広域連合が共同処理する事務への加入、及び津野山広域市町村事務組合の名称を津野山広域事務組合へ変更することに伴う規約の一部改正でございます。

また、仁淀地区国民健康保険病院組合の脱退に伴う財産処分について、いの町に継承させることについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第47号及び議案第48号の2議案は、幡多広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について、並びに幡多広域市町村圏事務組合から中村市及び西土佐村が脱退することに伴う財産処分についてでございます。

平成17年4月10日、中村市と西土佐村が合併し、四万十市となることから、幡多広域市町村圏事務組合から2市村が脱退すること、及び、新たに四万十市が加入することに伴う規約の一部改正でございます。

議案第51号は、こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約についてでございます。

いの町の新設合併、鏡村及び土佐山村の高知市への編入、並びに津野町の新設合併に伴い、高知人づくり広域連合規約の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号及び議案第53号の2議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございます。

舟ノ川地区のテレビ難視聴対策として、共同受信施設を整備し、地域住民の生活の利便の向上を図るとともに、坂本地区において、災害等の非常時に敏速かつ確実に連絡がとれるよう、携帯電話用の受信施設の整備を行うものでございます。

これら議案の審査に当たりましては、執行部より詳細に説明を求めながら、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（西郷典生君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（岡村佳忠君） 教育民生常任委員長。

本委員会に付託されました議案は、議案第31号、議案第33号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第44号、議案第49号、議案第50号の8議案でございます。

最初に、議案第31号、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件につきましては、社会教育法第21条第1項の規定により、宿毛市立中央公民館に5カ所の分館を設置し、分館業務を行っておりますが、分館の事業活動が減少状況にあることから、分館長の報酬の額を改定しようとするものでございます。

また、これまで奨学資金の奨学生の選考を行っていた奨学生選考委員会を廃止をし、教育委員会において選考することとするため、条例から奨学生選考委員会委員を削除しようとするものでございます。

慎重審査の結果、原案を適当と認めております。

続きまして、議案第33号、宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件につきましては、教育委員会教育長の給料を、平成17年4月1日から、現行の66万円から62万7,000円に減額するため、条例の一部を改正しようとするものであり、これまた、可決が妥当であるというふうに決定をいたしております。

続きまして、議案第39号、宿毛市奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件につきましては、議案第31号でもご報告をいたしましたとおり、これまでの奨学資金の奨学生の選考を中学校長や高等学校教務主任等の8名からなる選考委員会において行っておりましたが、平成17年度から、教育委員会において選考することとし、条例の一部を改正しようとするものであります。

続きまして、議案第40号、宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について、ご報告をいたします。

本件は、分館平田公民館の位置を平田小学校から宿毛東部農村環境改善センターに変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

続きまして、議案第41号、宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件は、これまでの教育法第10条に規定をする社会教育団体が使用する場合や、教育委員会が必要と認めた場合においては、使用料を徴収しないこととされていましたが、これを減額、または免除することができるということに、条例の一部を改正しようとするものであります。

このことについては、委員から使用料徴収することにより、サークル活動を低下させてはいけないなどの意見が出されましたが、協議の結果、原案が適当であることを認めておるわけでございます。

続きまして、議案第44号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本件は、地方公共団体の能率的な運営を推進するため、任期付採用の拡大及び任期付短時間勤務職員の採用等を可能とすることを目的とした地方公務員法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、国に準じて条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、議案第49号、高知西部環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知西部環境施設組合同約の一部を改正する規約についてでございます。同時に、議案第50号は、高知西部環境施設組合から中村市及び西土佐村が脱退することに伴う財産処分についての2件についてでございます。

この2件につきましては、平成17年4月10日に中村市と西土佐村が合併し、四万十市となることから、高知西部環境施設組合から2市村が脱退すること、及び新たに四万十市が加入すること、また、委員の数を16名から14名に減らすこと。

さらに、合併に伴う高知西部環境施設組合における2市村の財産処分について、四万十市に継承しようとするものであり、このことについては、以上、8件につきましては、慎重審査の結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決されたとの報告をいたします。

終わります。

○議長（西郷典生君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（菱田征夫君） 産業建設常任委員長。議案審査の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第42号、議案第43号、並びに議案第54号から議案第57号までの6議案であります。

議案第42号、宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する

条例について、並びに議案第43号、宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について、以上の2議案につきましては、不動産登記法が平成16年6月に公布され、翌平成17年3月に施行されたものに伴うものである。

内容は、登記簿の表示が「土地登記簿」、「建物登記簿」と分かれていたものを、「登記簿」に改正となったため、議案第42号で規程の一部を、議案第43号で条例の一部を改正するものであります。

慎重に審査した結果、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第54号、栄喜漁港区域内の公有水面埋立てについて。本件は、現在、幅2メートルある荷捌き地を4メートル沖合いに出し、幅6メートルに拡張して公有水面を埋立てするものであります。

なお、事業実施主体は宿毛市であります。

慎重に審査した結果、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第55号 あらたに生じた土地の確認について。本件は、公有水面埋立てにより、宿毛市樺字樺新港703、704、705、宇須々木字西港1917の1、字龍ヶ谷山1672の13、字船蔵68の1、68の12、68の13の地先、面積3万5,83・39平方メートルについて、工事が竣工したものであり、あらたに生じた土地の確認であります。

慎重に審査した結果、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第56号、あらたに生じた土地の字の区域の画定について。本件は、議案第55号で確認した土地の字樺新港の区域、面積1万6,44・46平方メートルを画定することについて、地方自治法第206条第1項の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

十

慎重に審査した結果、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第57号、あらたに生じた土地の字の区域の画定について。本件は、議案第55号で確認した土地の字西港の区域、面積1万9,38・93平方メートルを画定することについて、地方自治法第260号第1項の規定により、議会の議決を必要とするものであります。

慎重に審査した結果、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西郷典生君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第27号から議案第57号まで」の31議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第27号から議案第57号まで」の31議案について、一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西郷典生君） 全員起立であります。

よって「議案第27号から議案第57号まで」の31議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「請願第2号及び陳情第13号外6件」の8件を一括議題といたします。

これより「請願第2号」について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（菱田征夫君） 産業建設常任委員長、請願審査の報告を行います。

本委員会に付託されました請願は、請願第2号の1件であります。

請願第2号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について。

建設産業は、日本の基幹産業として、今日までの経済活動と、雇用機会の確保を貢献してきたものであります。しかしながら、他の産業では、常識とされる明確な賃金体系が確立されず、公共事業などの抑制により、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げなどにつながり、建設労働者の生活を不安定なものにしております。

国においては、平成13年4月に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、さらに建設労働者の賃金、労働条件の確保が適正に行われることが、衆参両議院で附帯決議をされております。

建設業を健全に発展させ、建設労働者の適正な労働条件の確保を求めるための請願であります。委員会で慎重に審査の結果、本委員会としては、全会一致をもって採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西郷典生君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「請願第2号」について、討論に入

ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「請願第2号」については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) ご異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第13号外6件」の7件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長(菊地 徹君) 総務常任委員長、陳情審査報告を行います。

本委員会に付託されました陳情は2件であります。

陳情第30号、「三位一体改革」の影響からくらしと地方自治を守る意見書の提出についてであります。慎重審査の結果、全会一致で不採択と決しました。

陳情第31号、「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の提出についてであります。慎重審査の結果、全会一致で不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情2件についての報告を終わります。

○議長(西郷典生君) 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長(岡村佳忠君) 教育民生常任委員長。

本委員会に付託された陳情は、陳情第13号、陳情第20号、陳情第22号、陳情第32号の4陳情でございます。

最初に、陳情第13号、教育基本法の理念の実現を求める意見書の提出について、及び陳情第22号、教育基本法の改正を求める意見書の提出について、あわせて報告をさせていただきます。

本件につきましては、教育基本法の改正について、相反する立場からの陳情であり、陳情第13号については、平成16年度第1回定例会から、陳情第22号につきましては、平成16年の第2回定例会からの継続審査となっている案件でございますが、我が国の教育の理念や目的を規定する重要な法案を改正することの是非については、慎重な審査が求められるとの認識から、これまで、熱心に議論を重ねてまいりました。

審査の過程で、委員からさまざまな意見が出されましたが、最終的には陳情第22号、教育基本法の改正を求める意見書についてを、賛成多数で採択をし、陳情第13号、教育基本法の理念の実現を求める意見書の提出についてを、賛成少数で不採択とすることに決しました。

続きまして、陳情第20号、「林邸」の保存についてを、ご報告をいたします。

本件につきましても、平成16年第2回定例会から、継続審査となっている案件であり、担当課からの説明、現地調査等を踏まえて、慎重に審査をしてまいりました。

審査の過程で、林邸が歴史的、文化的に重要な建造物であることについては、委員全員に異論はないものの、市の厳しい財政状況を考慮すると、安易に経費の支出を求めることはできないとの認識でも一致することになりました。

しかしながら、陳情の本文には、財政的な支援についての直接的な記述はなく、経費の問題については、ひとまず保留することとし、市と民間が林邸の保存に向けて、可能な限りの方策を講ずるべきとの意味で、陳情の趣旨を尊重し、

全会一致で趣旨採択ということに決定をいたしました。

続きまして、陳情第32号、「障害者自立支援法案」の慎重審議を求めるとともに、障害児者施設への「応益負担」導入は慎重に検討することを求める意見書の提出についてを報告いたします。

本件につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審議をいたしました結果、意見書提出の際には、文言を一部修正することで意見集約がなされました。全会一致で採択するというように決しております。

以上、本委員会に付託をされました陳情4件についての報告を終わります。

○議長（西郷典生君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（菱田征夫君） 産業建設常任委員長。陳情審査の報告を行います。

本委員会に付託されました陳情は、陳情第28号の1件であります。

陳情第28号沖新田地区農道などの市道編入について。本件は、現在、農耕用道路の位置づけになっているが、近年の道路社会状況の変化に対応し、市民の生活基盤を支える重要な役割を果たす道路として、機能を発揮している。

担当課の説明を受け、現地調査の上、委員会で慎重に審査の結果、本委員会としては、全会一致をもって採択することに決めました。

なお、委員会として、今後、市道の認定に当たっては、認定条件などの問題などもあると考えるので、関係者はもとより、関係課と十分協議を行うよう、要請しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西郷典生君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第20号及び陳情第28号並びに陳情第32号」の3件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第20号及び陳情第28号並びに陳情第32号」の3件については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより「陳情第13号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第13号」を採決いたします。

本件については、「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西郷典生君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより、「陳情第22号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許し

ます。

1 番浅木 敏君。

○1 番（浅木 敏君） 1 番、討論を行います。

陳情第22号について、採択し、意見書を提出するとの教育民生常任委員長の報告がありましたので、私は、この報告に反対する立場から討論をさせていただきます。

この陳情は、教育基本法の改正を求める意見書の提出を、自由民主党高知県支部連合会会長外2名から求められたものであります。この中の陳情文書や意見書文案、さらには中教審答申も、今日の学校でのいじめや不登校、犯罪の増加など、今日の日本社会の諸問題を、教育基本法が存在したからだと決めつけ、この改正を求めているものであります。

皆さんもご存じのように、教育基本法は昭和22年に制定され、その前文では、基本的人権の尊重、主権在民、恒久平和主義の三原則を柱とする憲法の理想実現は根本において、教育の力に待つべきものであるとともに、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期すとしています。

その第1条では、教育は人格の完成を目指し、平和的な社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないと定めています。

その他にも、豊かな人間性が育てる教育のあり方が各所にうたわれております。

生活物資が少なく、困難な中でも、戦後、しばらくはこの教育基本法が実施に移され、子どもたちの個性を大切に、どの子どものびのびと発達できる教育が実施され、戦後の社会を発展させる力となりました。

しかし、その後の政治の反動化に伴い、教育行政も教育基本法の精神を大きく逸脱し、子ど

もたちには差別と選別、過酷な競争が押しつけられるとともに、教員に対しても、勤評問題ほか、思想信条を踏みにじる攻撃が加えられました。

また、40人ものすし詰め学級は、経済発展の中でも解消されず、……………（発言一部取消し）……………

このように、国や地方公共団体が教育基本法の精神を大きく逸脱した教育行政を進める中で発生している日本の教育上の諸問題、日本社会の今日的諸課題を教育基本法のせいにするのは本末転倒を言わざるを得ません。

特に、教育基本法改正論の中心は、文部科学省の中央教育審議会の答申でわかるように、愛国心の押しつけと教育の国家統制、さらなる過酷な競争、選別による少数のエリート育成であります。

強調されている愛国心も、人により違いがあります。今のままの日本がいいと思う人、この国をもっと住みよい国に変えたいと思う人、日本の伝統もいい面もあればそうでない面もあります。それを時の政府の愛国心、国家史観に統一しようとするところに問題があります。

答申が議論される中で、国家戦略としての教育改革が表現されましたが、教育を国家戦略の道具と位置づければ、まさに戦前の教育と同じようなものになってしまいます。

「一たん、緩急あれば義勇公に奉し」の教育勅語体制の下、国体に忠義を尽くし、命を投げ出すことのできる臣民を育成することが教育の目的であった戦前のような教育を復活させないために、行政による教育介入を戒め、教育を受ける子どもの権利を尊重したのが、この教育基本法であります。

戦争をする人づくりを進める教育政策を許さず、我が子、我が孫、日本の若者を戦場へ送らぬために、教育基本法の改正を求める陳情採択

に反対するものであります。

子どもたちの未来を憂える皆さんのご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（西郷典生君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時09分 再開

○議長（西郷典生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅木 敏君より、ただいまの反対討論の中で取り消しをしたいという申し出がありますので、発言を許します。

浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、先ほどの私の討論の中で、一部削除させていただきたい点がありますので、お願いします。

「学級経営困難」から「ともなってきました」までの間の字句を削除させていただきます。

そういうことで、よろしくお願いします。

○議長（西郷典生君） 6番、寺田公一君。

○6番（寺田公一君） 6番。私は、教育基本法の改正を求める意見書の提出に、賛成の立場から討論を行います。

我が国は、民主的、文化的な国家建設を目指した教育基本法を昭和22年に制定し、その普及、指導に努めてまいりました。おかげで、小中学生の学力は世界でもトップクラスになり、高校や大学の進学率は飛躍的に向上し、経済社会の発展や科学の振興に多大な貢献をしてまいりました。

しかし、50年余りを経過して、社会環境、生活環境が大きな変貌を遂げる中、行き過ぎた平等意識や、責任感を伴わない自由や権利の主張が蔓延するなど、倫理観に乏しい社会状態になっております。

昨今の青少年による凶悪犯罪の低年齢化や小

中学校を対象とした凶悪犯罪など、社会に大きな反響を呼ぶ重大事件が頻発していることも、現在の教育基本法が時代に対応しきれなくなってきたことを顕著にあらわしていると言うことを、多くの国民も感じていると思います。

私は、同法の基本的な理念は継承しながら、現代社会の教育に、また将来に対応することのできる教育基本法に改正すべきであると考えます。同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（西郷典生君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） ほかに討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第22号」を採決いたします。

本件については、「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西郷典生君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより、「陳情第30号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第30号」を採決いたします。

本件については、「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西郷典生君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

これより、「陳情第31号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「陳情第31号」を採決いたします。

本件については、「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西郷典生君) 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

日程第3、「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号から意見書案第3号まで」の3件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「意見書案第2号及び意見書案第3号」の2件について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第2号及び意見書案第3号」の2件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) ご異議なしと認めます。

よって「意見書案第2号及び意見書案第3号」の2件については、原案のとおり可決されました。

これより、「意見書案第1号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西郷典生君) 起立多数であります。

よって「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま、市長から「議案第59号から議案第67号まで」の9議案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、一括議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(西郷典生君) ご異議なしと認めます。

よって、この際、「議案第59号から議案第67号まで」の9議案を日程に追加し、一括議題とすることに決しました。

「議案第59号から議案第67号まで」の9議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(中西清二君) 市長、追加ご提案申し上げました議案につきまして、提案理由のご説明をいたします。

議案第59号は、平成16年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。

職員1名が3月末で退職することに伴いまし

て、退職手当金1,309万5,000円、及び墓地公園の販売に伴う墓地管理料の基金への積立金26万8,000円を計上しております。

歳入につきましては、特別交付税4,888万2,000円、墓地使用料等676万8,000円を増額しまして、財政調整基金繰入金4,228万7,000円を減額しております。

議案第60号及び議案第62号の2議案は、「宿毛市都市計画審議会条例の制定について」及び「宿毛市都市計画委員会設置条例を廃止する条例について」でございます。

地方分権の推進に伴いまして、市町村への権限委譲が進む中、都市計画決定につきましても、その一部を市町村において行うこととなりました。都市計画法第77条の2第1項の規定により市町村が設置する審議会において審議する必要がございますので、宿毛市都市計画委員会を廃止し、宿毛市都市計画審議会を設置しようとするものでございます。

議案第61号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

宿毛市都市計画審議会の設置及び宿毛市都市計画委員会の廃止に伴いまして、非常勤の特別職の名称を変更する必要が生じたので、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第63号は、宿毛市及び幡多郡大月町の廃置分合についてでございます。

去る3月22日に宿毛市と大月町の合併に関する調印がなされましたので、地方自治法第7条第1項の規定に基づき、平成17年12月31日をもって宿毛市及び幡多郡大月町を廃し、平成18年1月1日からその区域をもってあらたに「宿毛市」を設置することを高知県知事に申請することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以下、64号から67号までの4件につきま

しては、お手元に配付してあるとおりでございます。廃置分合に関連する議案でございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。よろしくご審議の上、適切なご決定をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（西郷典生君） これにて提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

「議案第59号から議案第67号まで」の9議案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第59号から議案第67号まで」の9議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「議案第59号から議案第62号まで」の4議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第59号から議案第62号まで」の4議案について一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西郷典生君） 全員起立であります。

よって、「議案第59号から議案第62号まで」の4議案は原案のとおり可決されました。

これより、「議案第63号から議案第67号」までの5議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（西郷典生君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第63号から議案第67号まで」の5議案について、一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西郷典生君） 全員起立であります。

よって、「議案第63号から議案第67号まで」の5議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の日程は、すべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

3月9日に開催いたしました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様方におかれましては、連日ご熱心にご審議をいただき、ご提案申し上げました67議案すべてを原案どおりご決定をいただきました。まことにありがとうございます。

今会期中に、一般質問や質疑等を通じましてお寄せいただきました貴重なご意見やご提言につきましては、今後、さらに検討をいたしまして、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

今議会は、大月町との合併協議が最終局面を迎える中での開会でしたが、残された期間が1カ月もない状況で、本日、知事への申請に必要な関連議案を議決いただきました。このことは、ひとえに合併協議会の委員の皆様が、

積極にご審議をいただき、宿毛市と大月町にとりまして、最良の結論をまとめていただきましたおかげでありまして、そのご労苦に対しましては、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

平成17年度を迎えるに当たりましての市政執行の基本的な考え方につきましては、行政方針の中で申し上げてまいりましたが、大変厳しい財政状況が続く中、行財政改革を積極的に推進しまして、経常経費の節減、合理化に努める一方、宿毛市が今後さらに飛躍発展していくために必要な産業基盤の整備や、市民福祉の充実、教育の振興等の各種事業につきましては、積極的に推進してまいりたいと考えております。

どうか、市民並びに議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつをいたします。

十 どうもありがとうございました。

○議長（西郷典生君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成17年第1回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 西郷典生

宿毛市議会副議長 濱田陸紀

議員 山本幸雄

議員 中川 貢

+

平成17年3月17日

宿毛市議会議長 西郷典生 殿

総務常任委員長 菊地 徹

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第27号	宿毛市金婚夫婦表彰条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第28号	宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第29号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第30号	宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第32号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第34号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第35号	宿毛市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第36号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第37号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第38号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第45号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約について	原案可決	適当
議案第46号	高知県市町村総合事務組合から仁淀地区国民健康保険病院組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	適当

議案第47号	幡多広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び幡多広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約について	原案可決	適 当
議案第48号	幡多広域市町村圏事務組合から中村市及び西土佐村が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	適 当
議案第51号	こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について	原案可決	適 当
議案第52号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当
議案第53号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決	適 当

+

平成17年3月23日

宿毛市議会議長 西郷典生 殿

教育民生常任委員長 岡村佳忠

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第31号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第33号	宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第39号	宿毛市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第40号	宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第41号	宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第44号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第49号	高知西部環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知西部環境施設組合同規約の一部を改正する規約について	原案可決	適当
議案第50号	高知西部環境施設組合から中村市及び西土佐村が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	適当

平成17年3月17日

宿毛市議会議長 西郷典生 殿

産業建設常任委員長 菱田征夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第42号	宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第43号	宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第54号	栄喜漁港区域内の公有水面埋立てについて	原案可決	適当
議案第55号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決	適当
議案第56号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	原案可決	適当
議案第57号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	原案可決	適当

十

+

平成17年3月17日

宿毛市議会議長 西郷典生 殿

産業建設常任委員長 菱田征夫

請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第2号	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について	採択	妥当

+

+

+

平成17年3月17日

宿毛市議会議長 西郷典生 殿

総務常任委員長 菊地 徹

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第30号	「三位一体改革」の影響からくらしと地方自治を守る意見書の提出について	不採択	不適當
第31号	「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の提出について	不採択	不適當

+

平成17年3月23日

宿毛市議会議長 西郷典生 殿

教育民生常任委員長 岡村佳忠

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第13号	教育基本法の理念の実現を求める意見書の提出について	不採択	不適當
第20号	「林邸」の保存について	趣旨採択	趣旨妥當
第22号	教育基本法の改正を求める意見書の提出について	採 択	妥 當
第32号	「障害者自立支援法案」の慎重審議を求めるとともに、障害児者施策への「応益負担」導入は慎重に検討することを求める意見書の提出について	採 択	妥 當

平成17年3月17日

宿毛市議会議長 西郷典生 殿

産業建設常任委員長 菱田征夫

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件名	審査結果	意見
第28号	沖新田地区農道等の市道編入について	採択	妥当

+

平成17年3月17日

宿毛市議会議長 西郷典生 殿

総務常任委員長 菊地 徹

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
(2) 行政機構の状況について
(3) 財政の運営状況について
(4) 公有財産の管理状況について
(5) 市税等の徴収体制について
(6) 地域防災計画について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成17年3月23日

宿毛市議会議長 西郷典生 殿

教育民生常任委員長 岡村佳忠

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 教育問題について
 (2) 環境、保健衛生の整備状況について
 (3) 下水道事業の運営管理状況について
 (4) 老人対策の状況について
 (5) 保育施設の管理状況について
 (6) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

+

平成17年3月17日

宿毛市議会議長 西郷典生 殿

産業建設常任委員長 菱田 征夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
 (2) 商工業の活性化対策状況について
 (3) 観光産業の振興対策状況について
 (4) 市道の管理状況について
 (5) 市営住宅の管理状況について
 (6) 都市計画事業の推進状況について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成17年3月24日

宿毛市議会議長 西郷典生 殿

議会運営委員長 岡崎 求

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

+

意見書案第1号

教育基本法の改正を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成17年3月24日

提出者	宿毛市議会議員	岡村佳忠
賛成者	宿毛市議会議員	中平富宏
〃	〃	濱田陸紀
〃	〃	西村六男

宿毛市議会議長 西郷典生 殿

説明 口頭

教育基本法の改正を求める意見書

教育基本法は、昭和22年の制定以来、我が国の教育の大本を示す法規としてその役割を果たしてきたが、今や日本の教育そのものを見直す時期に来ている。

戦後半世紀を経て、国際社会の変化に伴い日本の社会も大きく変化し、教育は多くの課題を抱えるに至った。青少年の凶悪犯罪に見られるように規範意識や道徳心は希薄化し、学校教育においては、学校崩壊やいじめ、不登校、学力低下など多くの問題がある。また、家庭や地域社会においても教育力の低下が指摘され、今日、教育改革は国民的課題となっている。

こうした中、平成15年3月、中央教育審議会は文部科学大臣に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申し、教育基本法の改正を提唱している。

しかし、その後の論議は、その重要性に比して不十分なままになっている。

今こそ、将来の日本を担う国際社会に通用する人材の育成や、青少年の健全育成のあり方について、国として真剣に考え、新たな時代にふさわしい日本の教育の方向性を明確に指し示す必要がある。

よって、国におかれては、一切のタブーを設けることなく論議を行い、教育基本法を改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年3月24日

高知県宿毛市議会議長 西郷典生

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

----- . . ----- . . -----

意見書案第2号

「障害者自立支援法案」の慎重審議を求めるとともに、障害児者施策への「応益負担」導入は慎重に検討することを求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成17年3月24日

提出者	宿毛市議会議員	岡村佳忠
賛成者	宿毛市議会議員	中平富宏
〃	〃	有田都子
〃	〃	濱田陸紀
〃	〃	沖本年男
〃	〃	西村六男

宿毛市議会議員長 西郷典生 殿

説明 口頭

「障害者自立支援法案」の慎重審議を求めるとともに、障害児者施策への「応益負担」導入は慎重に検討することを求める意見書

政府は、現在開かれている通常国会に、「障害者自立支援法案」を提出しました。そもそも障害者福祉に関しては、介護保険制度の見直しに伴う障害者支援費制度の「統合」が議論されていきましたが、昨年10月に突然厚生労働省から「障害保健福祉施策のあり方について－改革のグランドデザイン案－」が提案され、それに基づいて「障害者自立支援法案」が提案されるという、単に制度の「統合」というのではなく、障害児者施策全体のあり方を大きく変更する方向として打ち出されました。この法案は、三障害（知的、身体、精神）の均衡化を図る考え方や複雑な施設体系の見直しなど、これまで私たちが要望してきた制度改革への大きな一歩を踏み出した点で評価できるといえます。しかし、その前提となっているのが「応益負担」原則を施策に盛り込むこととされ、すでに社会保障審議会障害者部会に提案された「負担の考え方」等を見れば、この原則の導入が障害当事者・家族の生活を大きく圧迫し、かつ当事者間の支援格差を助長することとなることが懸念されています。この内容を知った当事者・家族、関係者からは猛烈な反発も起こっています。

こうした状況に鑑み、「障害者自立支援法案」の慎重審議を求め、障害児者施策への「応益負担」導入は慎重に検討することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年3月24日

高知県宿毛市議会議員長 西郷典生

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

財務大臣 殿

総 務 大 臣 殿

----- . . ----- . . -----

意見書案第 3 号

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成 17 年 3 月 24 日

提出者	宿毛市議会議員	菱田征夫
賛成者	宿毛市議会議員	浅木 敏
	〃	浦尻和伸
	〃	田中徳武
	〃	中川 貢
	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 西 郷 典 生 殿

説明 口頭

公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書

建設産業は日本の基幹産業として今日までの経済活動と雇用機会の確保に貢献してきました。しかしながら、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が、直接、施工単価や労務費の引き下げとして建設労働者の生活を不安定なものにしております。

国においては、平成 13 年 4 月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、「建設労働者の賃金・労働条件の確保が適切に行われること」が衆参両院で附帯決議されました。諸外国では、公契約に係る賃金を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいます。

建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るためには、公共事業における新たなルールづくりが必要です。

つきましては、建設労働者の適正な労働条件を確保するために、以下の施策を早急に実行するよう意見書を提出いたします。

記

- 1 公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法の制定を検討すること。
- 2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 17 年 3 月 24 日

高知県宿毛市議会議長 西 郷 典 生

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣 殿
国 土 交 通 大 臣 殿
農 林 水 産 大 臣 殿

+

一 般 質 問 通 告 表

平成17年第1回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	2番 中平富宏君	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画について（市長） 2 構造改革特区について（市長） 3 防災について（市長）
2	6番 寺田公一君	<ol style="list-style-type: none"> 1 土佐くろしお鉄道事故について（市長） 2 農業振興について（市長） 3 教育行政について（教育委員長、教育長）
3	1番 浅木 敏君	<ol style="list-style-type: none"> 1 土佐くろしお鉄道の経営について（市長） 2 行政改革について（市長） 3 市町村合併について（市長）
4	12番 岡村佳忠君	<ol style="list-style-type: none"> 1 行政方針について（市長） <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活環境について <ol style="list-style-type: none"> ア し尿処理場の改修について 2 教育行政方針について（教育長） <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校の管理について
5	5番 菊地 徹君	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民や学童への防犯対策について（市長、教育長） <ol style="list-style-type: none"> (1) 防犯ステッカーと自主防犯パトロールの実施について 2 津波対策について（市長）

+

6	10番 沖本年男君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>（1）山奈・平田地域の洪水被害と中筋川ダムの関係及び抜本対策について</p> <p>（2）溶融炉の飛灰処分について</p> <p>（3）農林業の振興について</p> <p>（4）片島港の再開発の調査について</p> <p>2 教育行政について（教育長）</p> <p>（1）総合型地域スポーツクラブの設立について</p>
7	7番 菱田征夫君	<p>1 市長の行政方針について（市長）</p> <p>（1）公共事業の必要性について</p>

平成17年第1回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成16年度宿毛市一般会計補正予算について	3月24日	原案可決
第 2 号	平成16年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について	3月24日	原案可決
第 3 号	平成16年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	3月24日	原案可決
第 4 号	平成16年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	3月24日	原案可決
第 5 号	平成16年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	3月24日	原案可決
第 6 号	平成16年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	3月24日	原案可決
第 7 号	平成16年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について	3月24日	原案可決
第 8 号	平成16年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	3月24日	原案可決
第 9 号	平成16年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	3月24日	原案可決
第10号	平成16年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補正予算について	3月24日	原案可決
第11号	平成16年度幡多西部介護認定審査会特別会計補正予算について	3月24日	原案可決
第12号	平成16年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	3月24日	原案可決
第13号	平成16年度宿毛市水道事業会計補正予算について	3月24日	原案可決
第14号	平成17年度宿毛市一般会計予算について	3月24日	原案可決
第15号	平成17年度宿毛市簡易水道事業特別会計予算について	3月24日	原案可決
第16号	平成17年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について	3月24日	原案可決
第17号	平成17年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について	3月24日	原案可決

十

第18号	平成17年度宿毛市定期船事業特別会計予算について	3月24日	原案可決
第19号	平成17年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について	3月24日	原案可決
第20号	平成17年度宿毛市老人保健特別会計予算について	3月24日	原案可決
第21号	平成17年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について	3月24日	原案可決
第22号	平成17年度宿毛市下水道事業特別会計予算について	3月24日	原案可決
第23号	平成17年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について	3月24日	原案可決
第24号	平成17年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について	3月24日	原案可決
第25号	平成17年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について	3月24日	原案可決
第26号	平成17年度宿毛市水道事業会計予算について	3月24日	原案可決
第27号	宿毛市金婚夫婦表彰条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第28号	宿毛市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第29号	宿毛市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第30号	宿毛市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第31号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第32号	宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第33号	宿毛市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第34号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決

第35号	宿毛市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第36号	宿毛市旅費条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第37号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第38号	宿毛市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第39号	宿毛市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第40号	宿毛市立公民館設置条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第41号	宿毛市立公民館使用条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第42号	宿毛都市計画事業宿毛駅前地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第43号	宿毛都市計画事業宿毛駅東地区土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第44号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第45号	高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について	3月24日	原案可決
第46号	高知県市町村総合事務組合から仁淀地区国民健康保険病院組合が脱退することに伴う財産処分について	3月24日	原案可決
第47号	幡多広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について	3月24日	原案可決
第48号	幡多広域市町村圏事務組合から中村市及び西土佐村が脱退することに伴う財産処分について	3月24日	原案可決
第49号	高知西部環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知西部環境施設組合規約の一部を改正する規約について	3月24日	原案可決
第50号	高知西部環境施設組合から中村市及び西土佐村が脱退することに伴う財産処分について	3月24日	原案可決
第51号	こうち人づくり広域連合規約の一部を改正する規約について	3月24日	原案可決

第52号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	3月24日	原案可決
第53号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	3月24日	原案可決
第54号	栄喜漁港区域内の公有水面埋立てについて	3月24日	原案可決
第55号	あらたに生じた土地の確認について	3月24日	原案可決
第56号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	3月24日	原案可決
第57号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	3月24日	原案可決
第58号	宿毛市・大月町合併協議会規約の一部を改正する規約について	3月9日	原案可決
第59号	平成16年度宿毛市一般会計補正予算について	3月24日	原案可決
第60号	宿毛市都市計画審議会条例の制定について	3月24日	原案可決
第61号	宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	3月24日	原案可決
第62号	宿毛市都市計画委員会設置条例を廃止する条例について	3月24日	原案可決
第63号	宿毛市及び幡多郡大月町の廃置分合について	3月24日	原案可決
第64号	宿毛市及び幡多郡大月町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について	3月24日	原案可決
第65号	宿毛市及び幡多郡大月町の廃置分合に伴い新たに設置される宿毛市の議会の議員の定数に関する協議について	3月24日	原案可決
第66号	宿毛市及び幡多郡大月町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について	3月24日	原案可決
第67号	宿毛市及び幡多郡大月町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について	3月24日	原案可決

請 願

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 2号	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保について	3月24日	採 択

+

+

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第13号	教育基本法の理念の実現を求める意見書の提出について	3月24日	不採択
第20号	「林邸」の保存について	3月24日	趣旨採択
第22号	教育基本法の改正を求める意見書の提出について	3月24日	採 択
第28号	沖新田地区農道等の市道編入について	3月24日	採 択
第30号	「三位一体改革」の影響からくらしと地方自治を守る意見書の提出について	3月24日	不採択
第31号	「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の提出について	3月24日	不採択
第32号	「障害者自立支援法案」の慎重審議を求めるとともに、障害児者施策への「応益負担」導入は慎重に検討することを求める意見書の提出について	3月24日	採 択

+

+

+